

考えてみよう！ これからのマネープラン



お客さまによって
人生の価値観や目的、
歩み方はそれぞれ異なります。

三井住友信託銀行は、
お客さまの人生に寄り添う
ベストパートナーを目指します。

今後のマネープランを
一緒に考えてみませんか？

人生100年時代のライフプラン

ライフプランを考えてみましょう P3

私たちを取り巻く環境

収支バランスの変化 P5

資金不足の可能性 P7

お金の色分け

お金を色分けしてみましょう P9

ふやす P11

そなえる P17

のこす P25

お金に関する基礎知識

各世代のライフイベントに関するお金 P31

公的年金 P35

企業年金 P39

NISA 制度 P41

個人型確定拠出年金 P43

(ご参考) 制度のポイント P44

相続税 P45

生前贈与 P47

三井住友信託銀行の 取扱商品・サービス

出所 P69

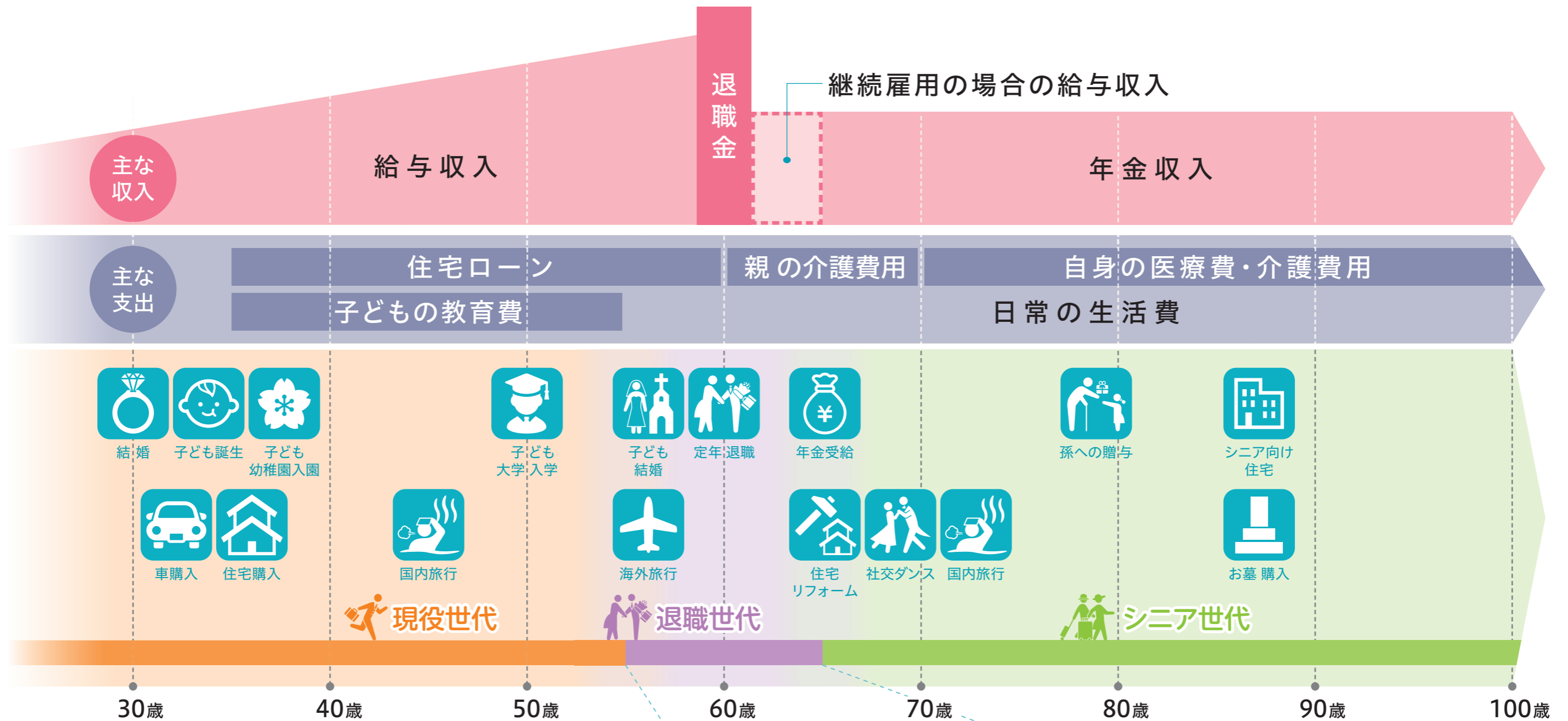
注意事項 P71

三井住友信託銀行の
お客さま本位の取組状況 P75



ライフプランを考えてみましょう

長い人生にはさまざまなライフイベントがあります。
ご自身のこれからのライフイベントをもとに、ライフプランを考えてみましょう。



各ご世代のお悩みを
まとめた資料も
ご用意しております!

三井住友信託銀行
コンサルティングプラン



私たちが取り巻く環境 ～収支バランスの変化～



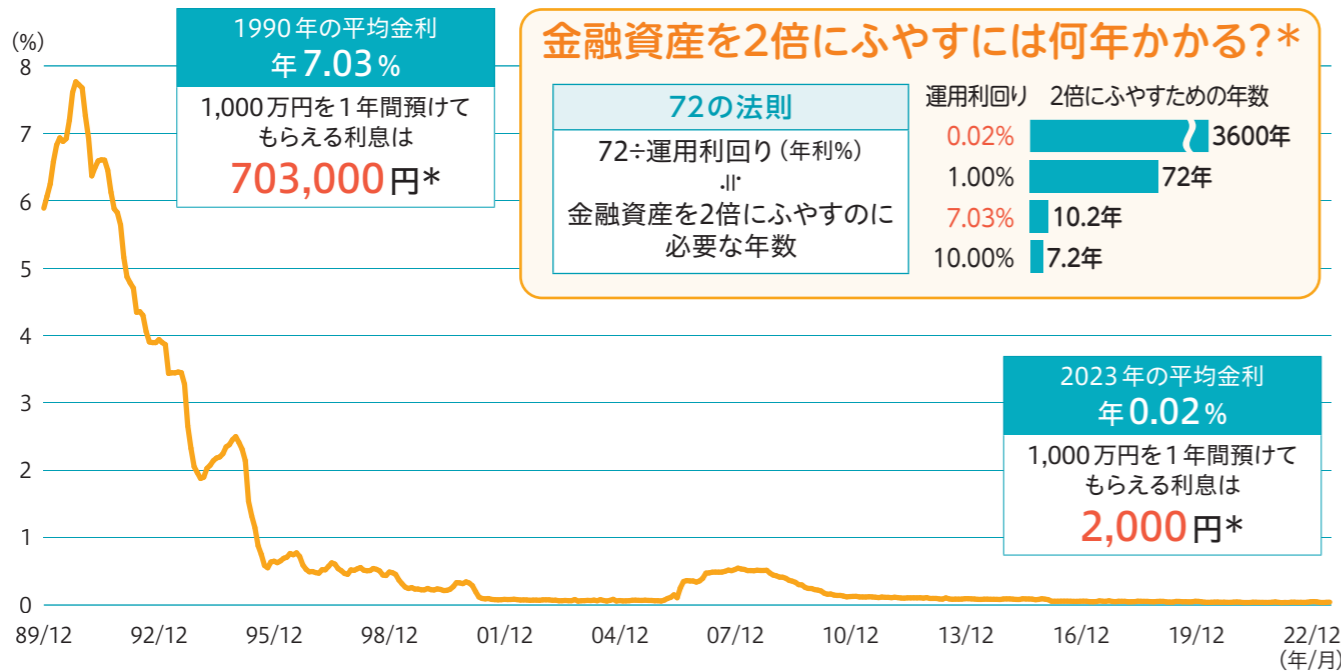
収入

取り巻く環境は変化し、収入と支出のバランスをとることが難しくなっています。

支出

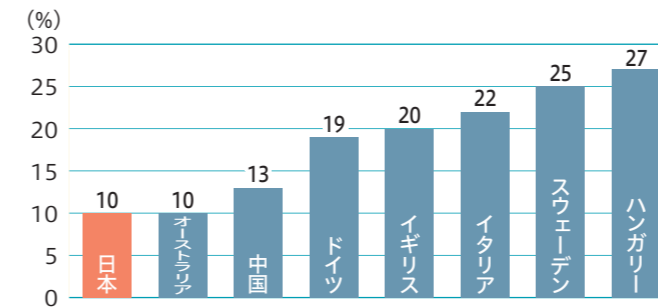
低金利環境下では、定期預金での収入はあまり見込めません

◆定期預金金利の推移(1989年12月～2023年6月)

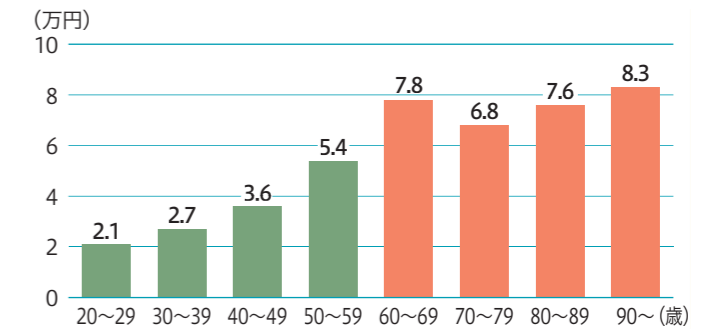


税金や医療費・介護費用などの支出増加にそなえる必要があります

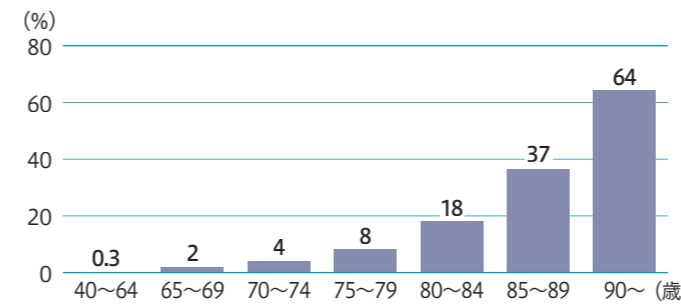
◆消費税率(付加価値税率)の国際比較



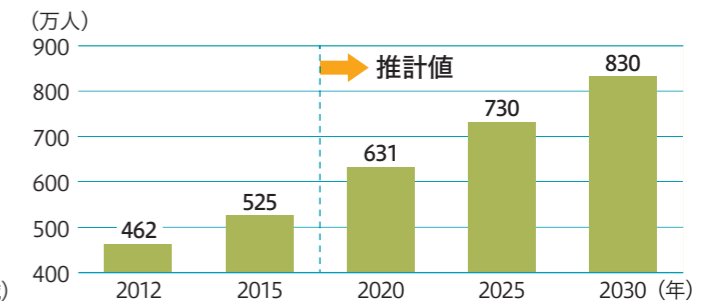
◆年齢別の1人あたり年間医療費(自己負担額)



◆年齢別の介護サービス受給者割合

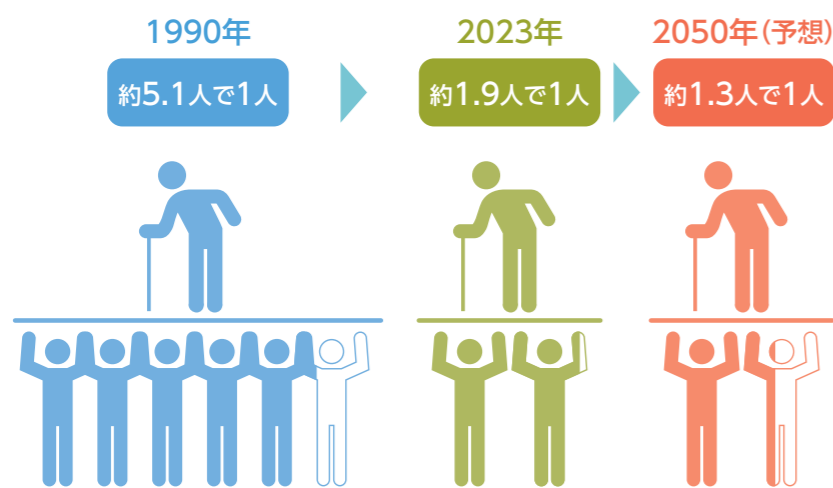


◆認知症患者の将来推計



少子高齢化に伴い、年金収入も減少する可能性があります

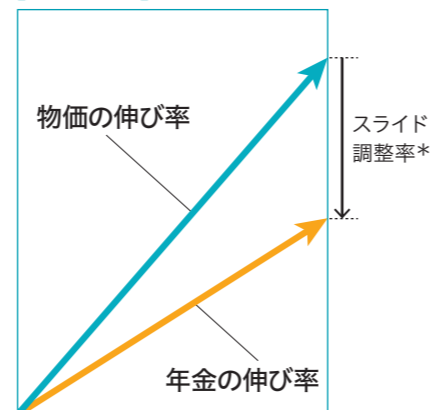
◆公的年金受給者と現役世代の割合*



◆マクロ経済スライドによる調整

将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、年金給付水準の伸び率は物価の伸び率よりも低く抑えられます。

【イメージ図】

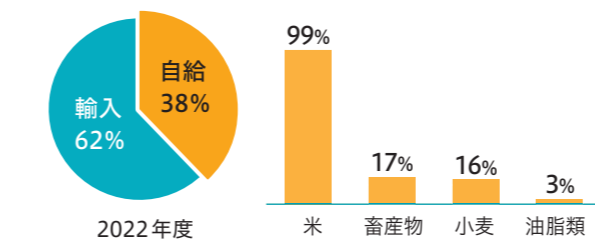


* 賃金や物価の伸び率から、現役世代の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出。

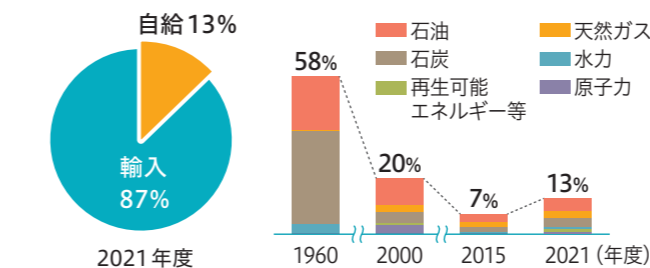
* 20~64歳を現役世代、65歳以上を年金受給者として算出。

輸入依存度の高さから、円安による支出増加にも注意が必要です

◆日本の食料自給率(カロリーベース)と品目別自給率



◆日本のエネルギー自給率と推移



◆主な物価の変化

品目	2013年4月	2023年7月
1米ドル	97.5円	142.3円
牛肉(輸入品、100g)	187円	327円 (75%上昇)
鶏卵(1パック、10個)	213円	309円 (45%上昇)
小麦粉(1袋、1kg)	220円	337円 (53%上昇)
ティッシュペーパー(1,000組)	223円	440円 (97%上昇)

各データの出所等についてはP69~70に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

私たちが取り巻く環境

私たちが取り巻く環境

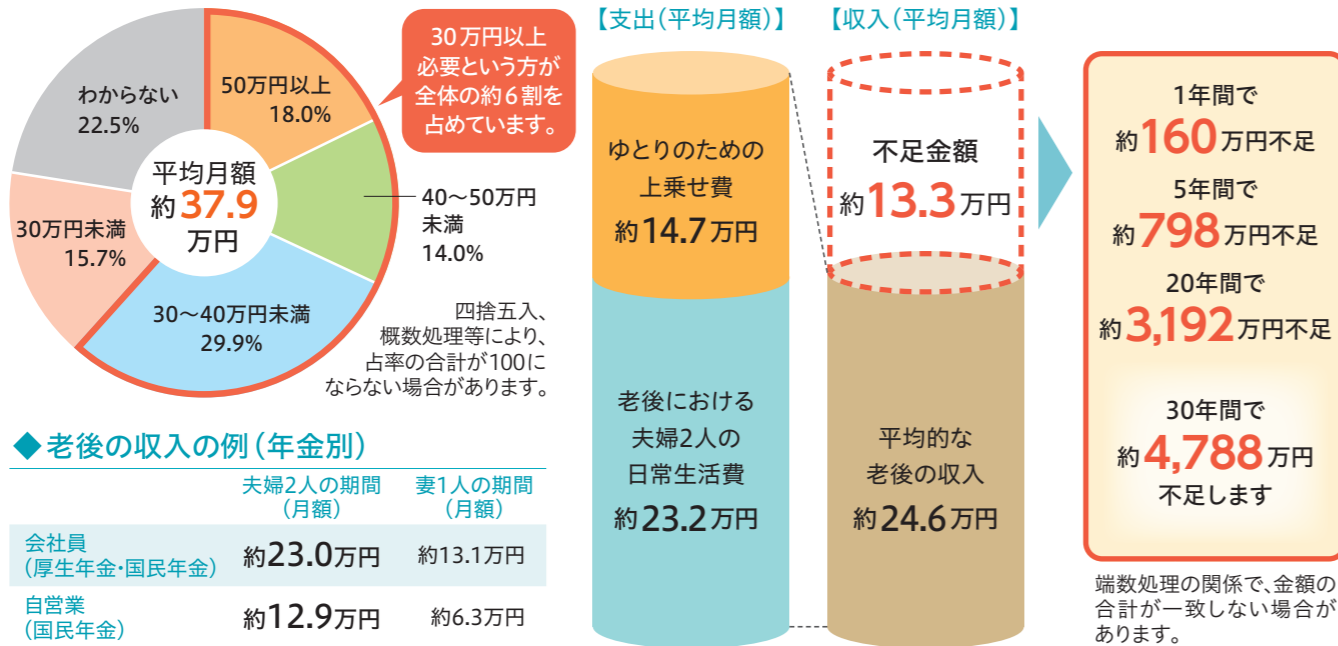
私たちが取り巻く環境 ～資金不足の可能性～



長いセカンドライフでは、資金が不足しないように準備することが重要と言えそうです。

ゆとりある生活を送るための資金の準備はできていますか？

◆ゆとりある生活に必要な資金と不足金額



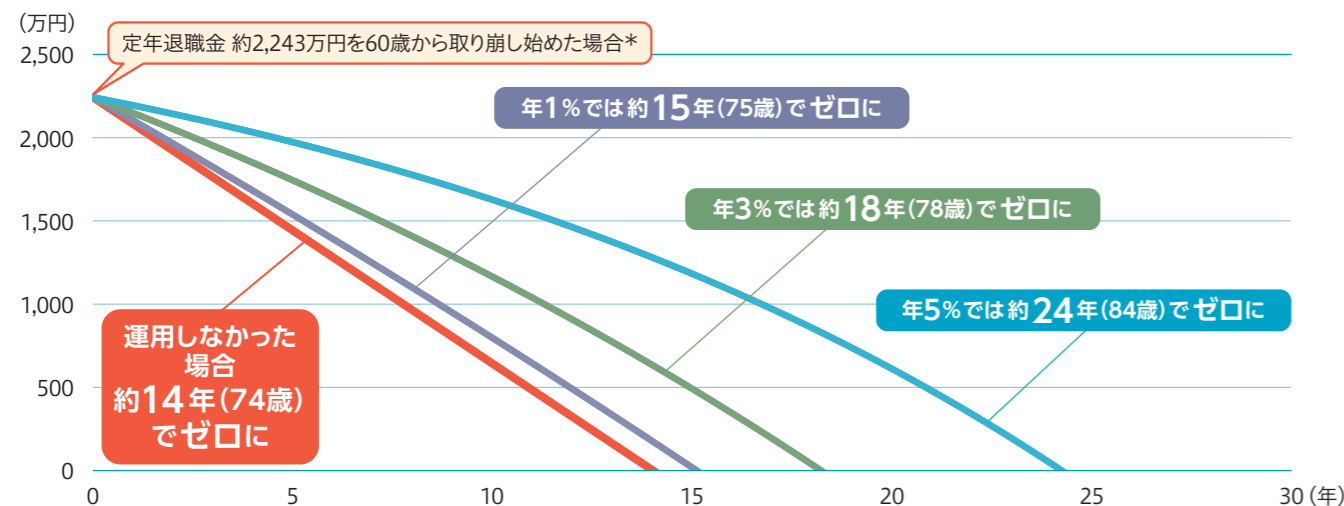
◆老後の収入の例(年金別)

	夫婦2人の期間(月額)	妻1人の期間(月額)
会社員(厚生年金・国民年金)	約23.0万円	約13.1万円
自営業(国民年金)	約12.9万円	約6.3万円

年金額算出条件 (会社員) 夫：昭和42年4月生まれ(56歳)。22歳で就職、60歳で退職予定。厚生年金・国民年金に38年加入(予定)。在職中の平均年収は500万円、平均標準報酬額は41.7万円。妻：昭和46年5月生まれ(52歳)。10年間会社に勤務経験があるため、厚生年金に10年加入。在職中の平均年収は300万円、平均標準報酬額は25万円。国民年金に40年加入(予定)、うち第3号被保険者の期間が30年。
(自営業) 夫：昭和61年4月生まれ(37歳)。大学卒業後、フリーのイラストレーター。国民年金のみ40年納付(予定)。妻：昭和63年4月生まれ(35歳)。大学卒業後、フリーのデザイナー。国民年金のみ38年納付(予定)。

お金は意外と簡単に減ってしまいます

◆ゆとりある生活に不足する資金を取り崩した場合のシミュレーション



*定年退職金：約2,243万円(60歳定年退職金(管理・事務・技術労働者(総合職)・大学卒))
*取り崩す金額：毎月約13.3万円(ゆとりある生活に不足する金額)

セカンドライフを過ごす期間は20年以上になりそうです

平均余命と平均寿命

ある年齢の人が、その後平均して何年生きられるか示したものを平均余命と言い、0歳の人の平均余命を平均寿命といいます。

◆日本人の平均余命

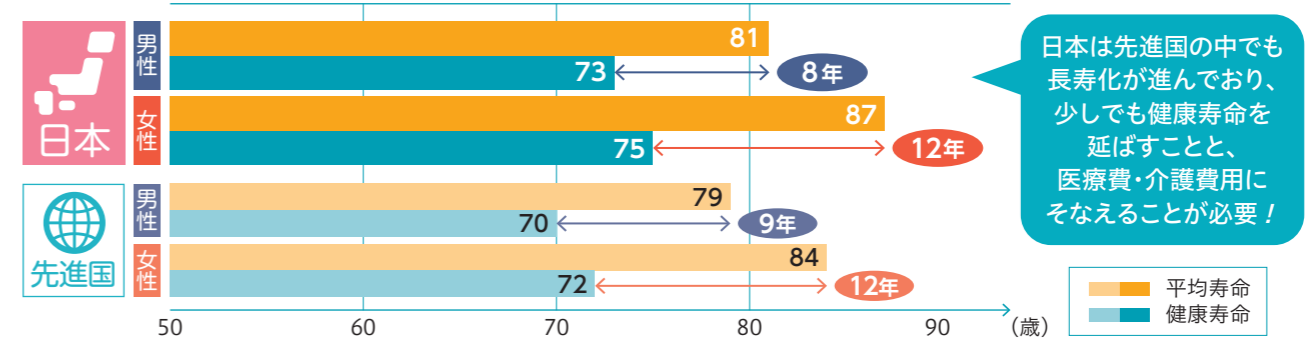
性別	現在の年齢	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
平均余命/男性		23.6年(83.6歳)	19.4年(84.4歳)	15.6年(85.6歳)	12.0年(87.0歳)	8.9年(88.9歳)
平均余命/女性		28.8年(88.8歳)	24.3年(89.3歳)	19.9年(89.9歳)	15.7年(90.7歳)	11.7年(91.7歳)
男女差		5.2年	4.9年	4.3年	3.7年	2.8年

()内は各年齢に平均余命を加えたものです。

現在60歳の方のうち 80歳まで長生きされる方 男性**68%** 女性**85%** 90歳まで長生きされる方 男性**27%** 女性**52%**

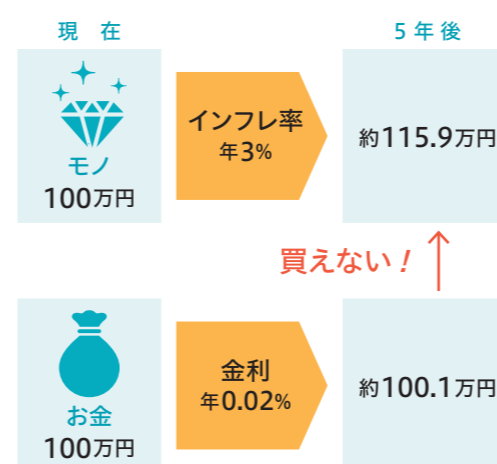
平均寿命と健康寿命の差

【健康寿命】日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間



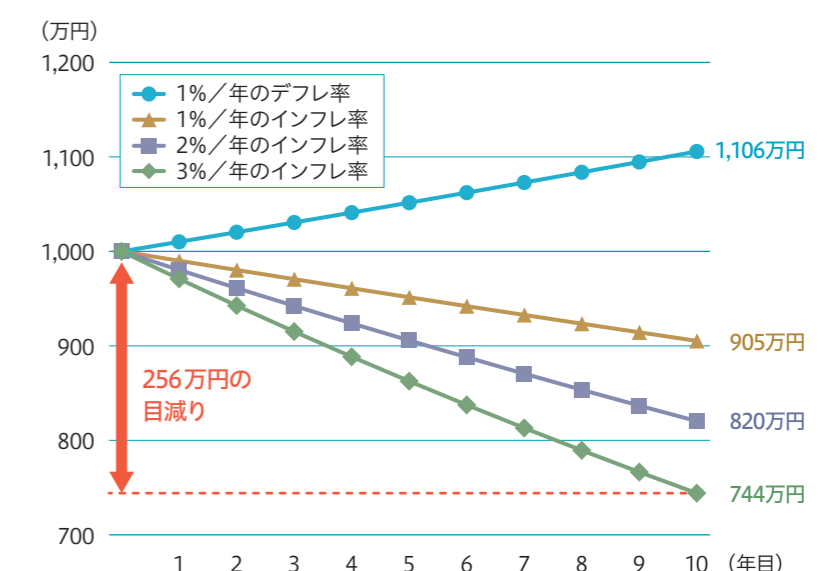
インフレによるお金の価値の目減りに注意する必要があります

◆インフレによる変化



複利運用したものと当社試算。税金・手数料等を考慮していないため、実質的な運用成果を示すものではありません。

◆物価変動による実質的資産価値の変化(1,000万円の場合)



各データの出所等についてはP69～70に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

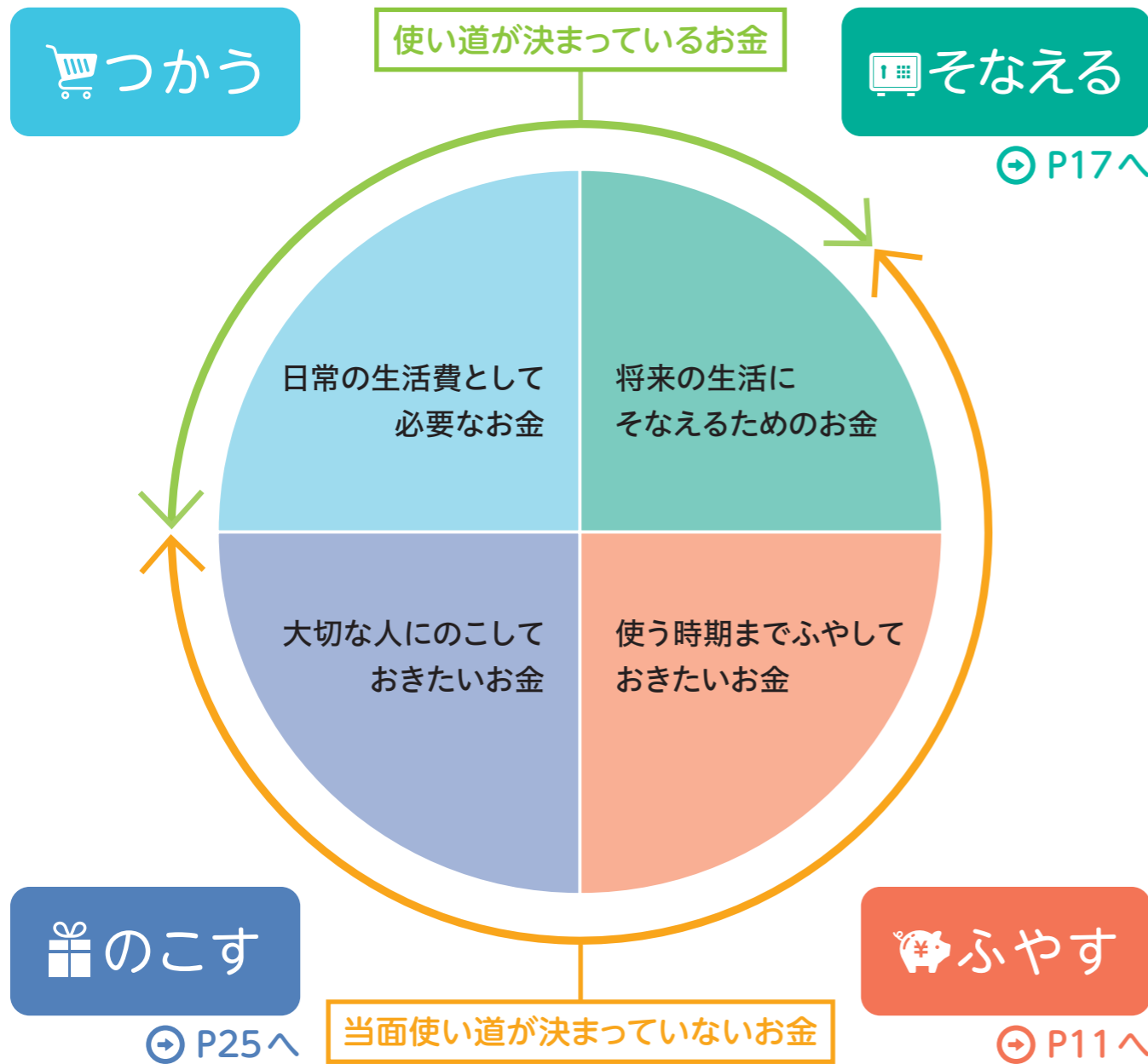
私たちが取り巻く環境

私たちが取り巻く環境

🌳 お金を色分けしてみよう



保有金融資産全体と今後の収入を踏まえて、
目的や期間に合わせてお金を色分けしてみましょう。



◆ 世代別ライフプラン事例

世代	想い・お考え	お金の色分け例
現役世代 男性・44歳 妻(42歳)と子ども(長女6歳)の3人家族。	子どもの教育費として将来に向けて「ふやす」と、 家族が困らないよう「そなえる」を重視 《ふやす》子どもの教育費を準備するため、コツコツ投資し、資産をふやしておきたい。 《そなえる》病気になったとき、家族が困らないように準備したい。 《のこす》万一の際、家族が困らないようにしておきたい。	つかう 20% のこす 10% そなえる 30% ふやす 40%
退職世代 男性・60歳 妻(55歳)、長女の3人暮らし。長男は結婚して独立。	充実したセカンドライフに向けて「ふやす」と、 老後の介護に「そなえる」を重視 《ふやす》老後生活のための大切な退職金。じっくりとふやしつづも、減らさないようにしたい。 《そなえる》親の介護を経験。家族に負担をかけたくない。 《のこす》孫の教育費用、娘の結婚費用を支援してあげたい。	つかう 15% のこす 20% そなえる 35% ふやす 30%
シニア世代 女性・72歳 夫(74歳)と2人暮らし。子ども(長男、長女)は独立。	長生きにそなえて安定的に資産を「ふやす」と、 万一の際は子ども、孫に「のこす」を重視 《ふやす》長生きしても、子どもに迷惑をかけないように、お金はしっかり準備しておきたい。 《そなえる》バリアフリーのため、自宅リフォームを検討。家族の負担にならないよう、そなえておきたい。 《のこす》世話になっている長女と可愛い孫に、お金をのこしてあげたい。	つかう 10% のこす 45% そなえる 20% ふやす 25%

お考えに合わせた準備の一例

ふやす 老後のお金の準備をしたい どんなセカンドライフを過ごしたいかを考え、自分に合った方法を選びましょう。 ●投資信託 ●個人年金保険 ●ファンドラップ ●外貨預金	そなえる もしものときにそなえたい 病気や介護状態に備えて、早い段階から準備をしましょう。また、予測できるライフイベントにも備えが必要です。 ●医療保険 ●収入保障保険 ●終身保険 ●信託商品	のこす 大切な方へのこしたい 自分に万一のことがあったときに大切なご家族などへスムーズにご資金を遺す方法を考えてみましょう。 ●終身保険 ●個人年金保険 ●遺言信託
---	--	---

資金の目的に合わせた運用方法を考えてみませんか？

..... ご経験があるものに✓してみましょう

- | | | |
|--|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 円貨預金 | <input checked="" type="checkbox"/> 投資信託 | <input checked="" type="checkbox"/> 投資一任運用商品 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 外貨預金 | <input checked="" type="checkbox"/> 保険商品 | <input checked="" type="checkbox"/> 相続・贈与関連 |

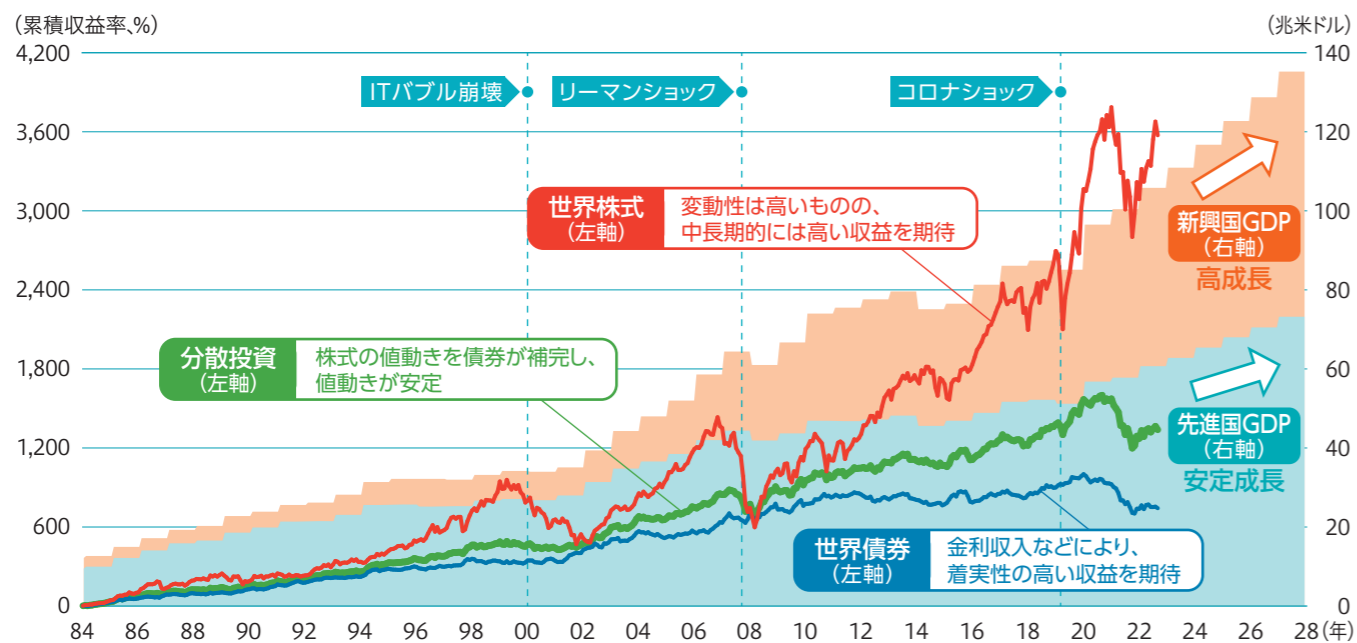
上記は、当社取扱商品を参考に示しています。

👉 各商品・サービスに関してご注意いただきたい事項についてはP71以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

経済成長と債券・株式の動き

「世界経済の成長の果実を享受する」という考え方が、資産運用の基本です。分散投資により幅広く収益源泉を取り込むことによって、世界経済の成長に沿った収益の獲得が期待できます。

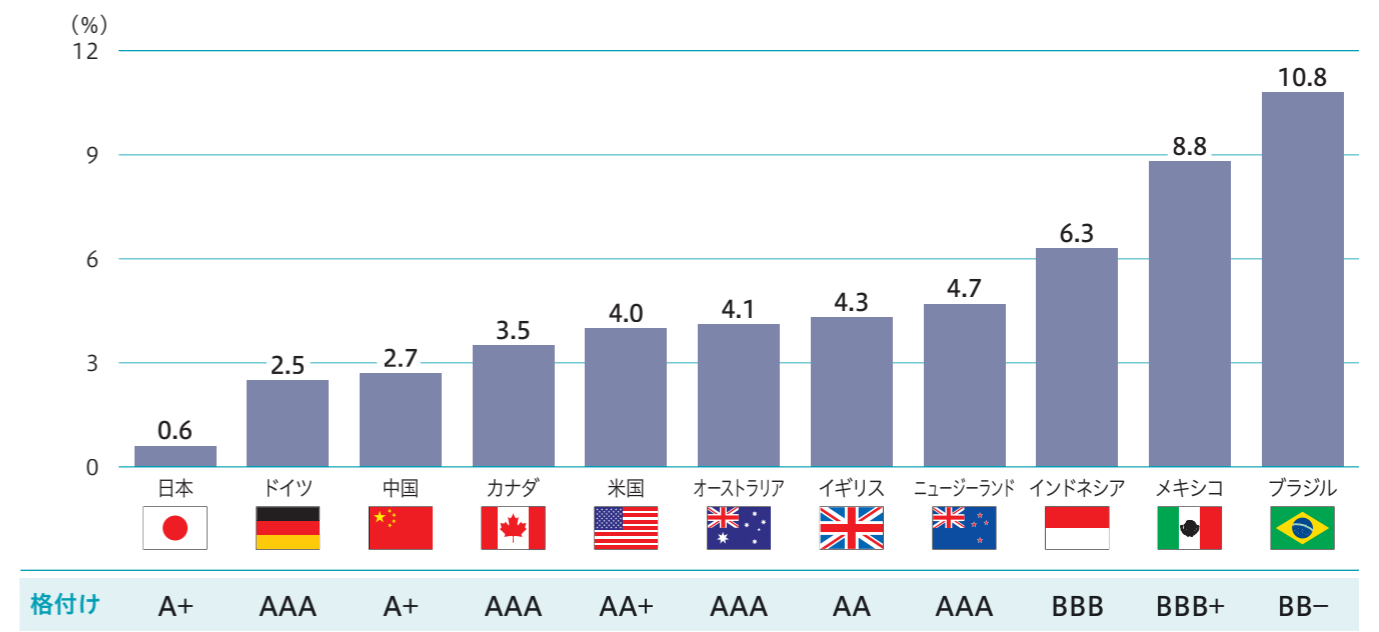
◆世界のGDP (1985～2028年)と世界債券・世界株式の動き (1985年1月～2023年8月)



低金利環境下、世界に目を向けて資産を育てていきませんか？

世界に目を向けると、日本よりも高い利回りを期待できる国もあります。また、外貨建ての資産は為替差益を期待することもできます。

◆主要国の国債利回りと格付け (2023年7月末現在)



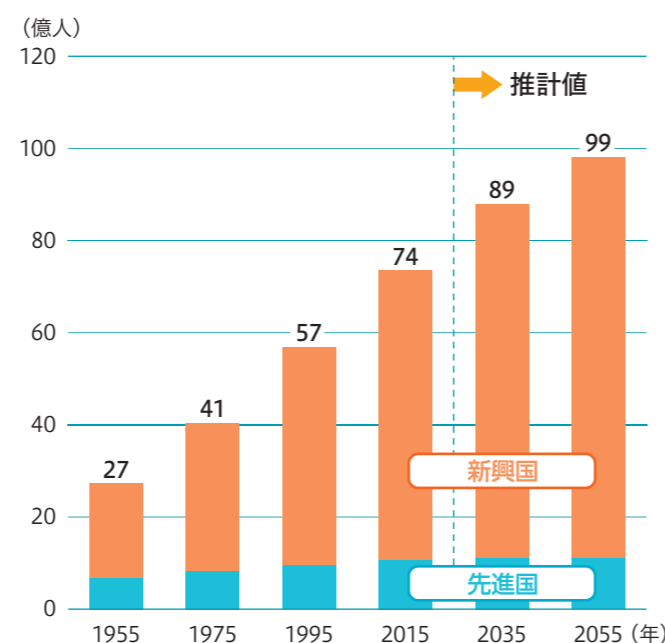
世界の経済成長と人口変化

世界経済は、2023年以降の3年間で年平均3%以上の成長が予想されており、中長期では新興国を中心とした世界人口の増加が世界経済の成長を支える見込みです。

◆世界経済の成長率予測

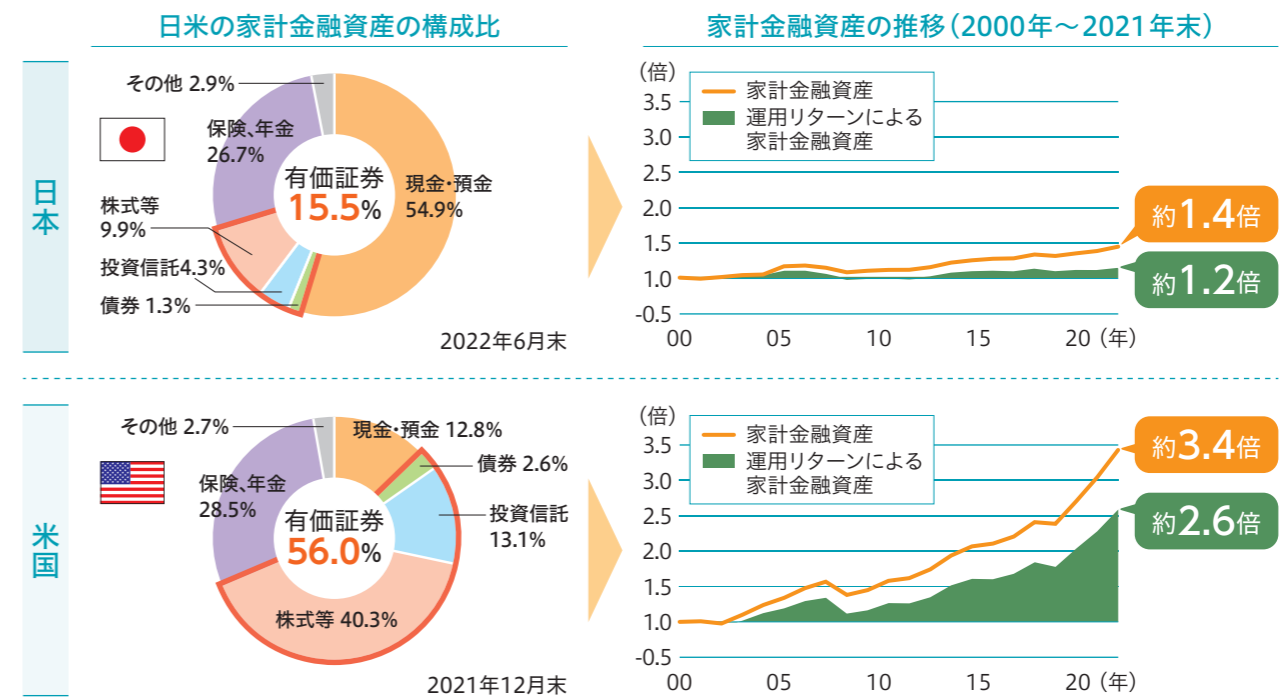
	2018年～2022年の5年間平均	2023年～2025年の3年間平均(推計)
世界	2.7%	3.1%
先進国	1.6%	1.6%
米国	2.1%	1.5%
日本	-0.2%	1.0%
ドイツ	0.5%	1.0%
オーストラリア	2.4%	1.8%
新興国	3.5%	4.0%
中国	5.3%	4.6%
インド	4.2%	6.2%
ブラジル	1.5%	1.7%
メキシコ	0.3%	2.0%

◆世界人口の推移



ご参考 家計の金融資産構成

日本の家計金融資産は有価証券が占める割合が低く、長期における増加率も低迷しています。

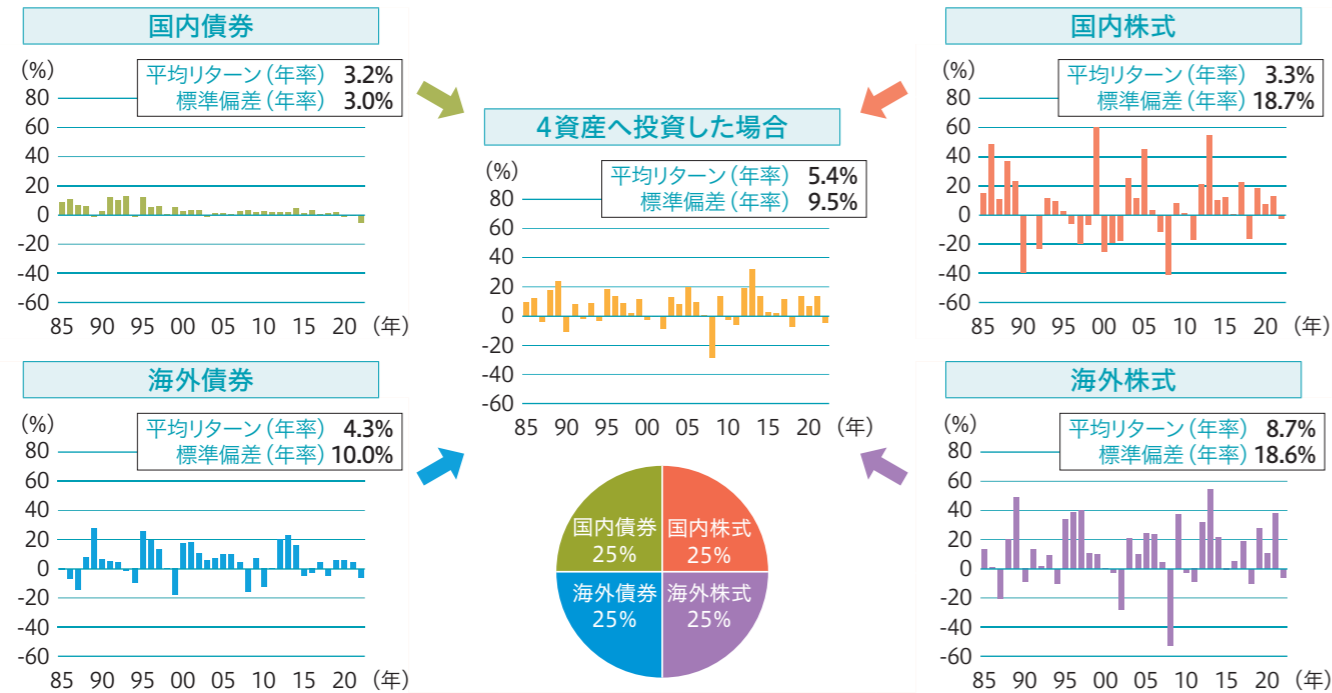


各データの出所等についてはP69～70に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

データで見る「分散投資」の効果

複数の資産に「分散」して投資を行えば、1つの資産の値下がりや別の資産の値上がりでカバーできる場合もあり、リスクを抑える効果が期待できます。各資産の年間騰落率の順位は毎年入れ替わっており、常に上位、常に下位という資産はありません。

◆資産別・4資産へ分散投資した場合の年別騰落率(1985年～2022年)



◆資産別騰落率の推移(2013年～2022年)

2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
1位	先進国株式 +55%	海外REIT +42%	国内株式 +12%	国内REIT +10%	新興国株式 +33%	国内REIT +11%	先進国株式 +28%	新興国株式 +13%	海外REIT +51%	新興国債券 +1%
2位	国内株式 +54%	国内REIT +30%	海外REIT +2%	新興国株式 +8%	国内株式 +22%	国内債券 +1%	国内REIT +26%	先進国株式 +11%	先進国株式 +38%	国内株式 ▲2%
3位	国内REIT +41%	先進国株式 +21%	国内債券 +1%	新興国債券 +7%	先進国株式 +19%	先進国債券 ▲4%	海外REIT +23%	国内株式 +7%	国内REIT +20%	国内REIT ▲5%
4位	8資産分散 +28%	8資産分散 +18%	先進国株式 ▲1%	先進国株式 +5%	新興国債券 +11%	8資産分散 ▲6%	国内株式 +18%	先進国債券 +6%	8資産分散 +16%	国内債券 ▲5%
5位	海外REIT +24%	先進国債券 +16%	8資産分散 ▲3%	8資産分散 +5%	8資産分散 +11%	海外REIT ▲8%	新興国株式 +18%	8資産分散 +1%	国内株式 +13%	8資産分散 ▲5%
6位	先進国債券 +23%	新興国株式 +12%	先進国債券 ▲5%	海外REIT +3%	海外REIT +6%	新興国債券 ▲9%	8資産分散 +17%	国内債券 ▲1%	新興国株式 +9%	先進国株式 ▲6%
7位	新興国株式 +19%	国内株式 +10%	国内REIT ▲5%	国内債券 +3%	先進国債券 +5%	先進国株式 ▲10%	新興国債券 +12%	新興国債券 ▲2%	先進国債券 +5%	先進国債券 ▲6%
8位	新興国債券 +11%	新興国債券 +8%	新興国株式 ▲14%	国内株式 +0%	国内債券 +0%	国内株式 ▲16%	先進国債券 +6%	海外REIT ▲12%	新興国債券 +2%	新興国株式 ▲8%
9位	国内債券 +2%	国内債券 +4%	新興国債券 ▲15%	先進国債券 ▲3%	国内REIT ▲7%	新興国株式 ▲16%	国内債券 +2%	国内REIT ▲13%	国内債券 ▲0%	海外REIT ▲14%

10年間、最上位の資産に投資した場合
882万円 (+782%)

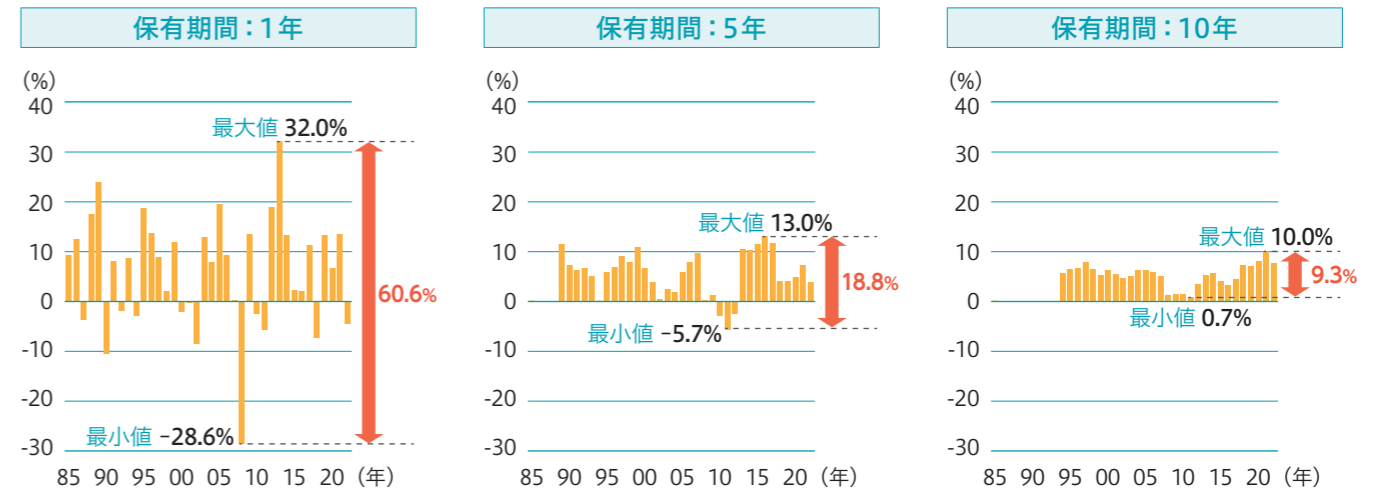
10年間、8資産分散に投資した場合
207万円 (+107%)

10年間、最下位の資産に投資した場合
52万円 (▲48%)

データで見る「長期投資」の効果

下のグラフは、国内外の債券・株式に分散投資した場合の運用成果を1年ごとに並べたものです。短期間の運用では、大きなプラスやマイナスのリターンになることがありますが、長期で運用を続けると、短期的な変動を打ち消しあうため、より安定したリターンの獲得が期待できます。

◆4資産へ分散投資した場合の保有期間別年率リターンの比較(1985年～2022年)

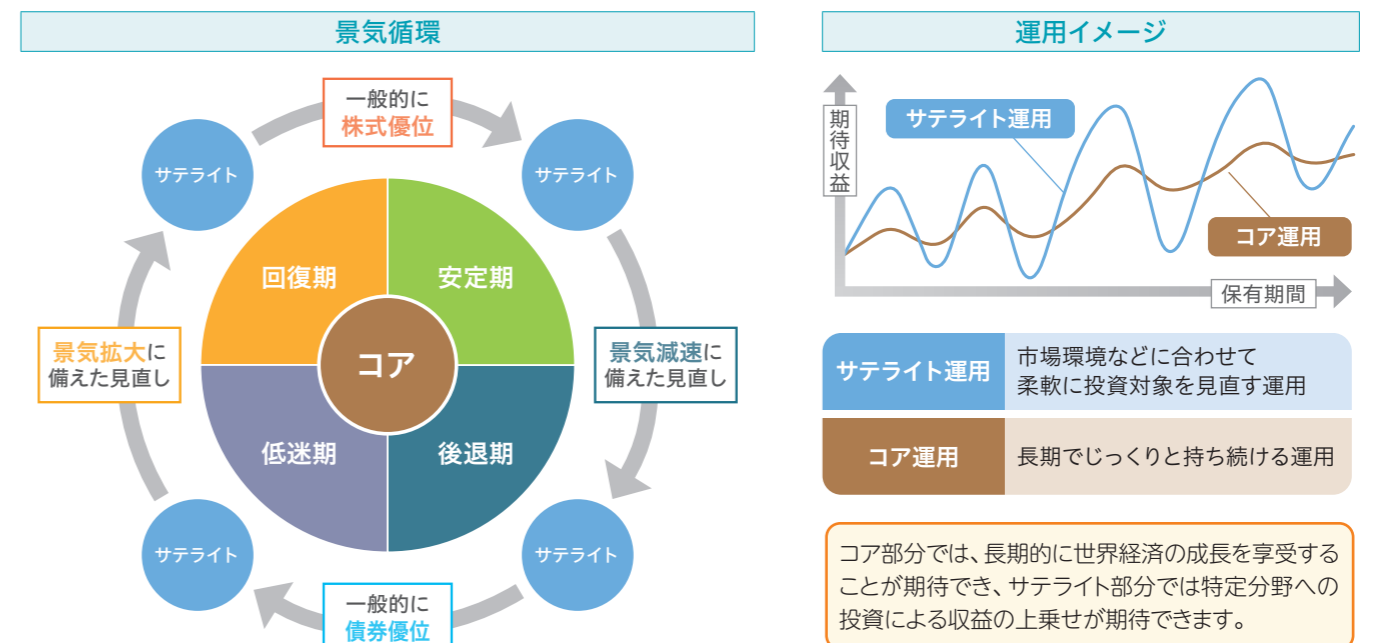


端数処理の関係で、最大値、最小値と差の値が一致しない場合があります。

景気のサイクルとコア&サテライト運用

景気のサイクルに合わせて「長期でじっくりと持ち続けるコア運用」を資産運用の土台にしなが、 「市場環境などに合わせて柔軟に投資対象を見直すサテライト運用」を組み合わせることで、収益の上乗せが期待できます。

◆コア&サテライト運用の考え方



「一括投資」は一度にまとめて投資をするのに対して、「積立投資」は一定額を複数回に分けて投資をします。長期にわたり少しずつ投資をしていくため、将来にそなえた資産形成に役立ちます。

積立投資の特徴

少額から
はじめられます。

手もとにまとまった資金がない場合でも、ご自身のライフプランに合わせて無理なく投資ができます。

投資タイミングを気にする
必要がありません。

定期的に定額で購入するため、投資タイミングに悩む必要がありません。

購入単価を平準化
させる効果があります。

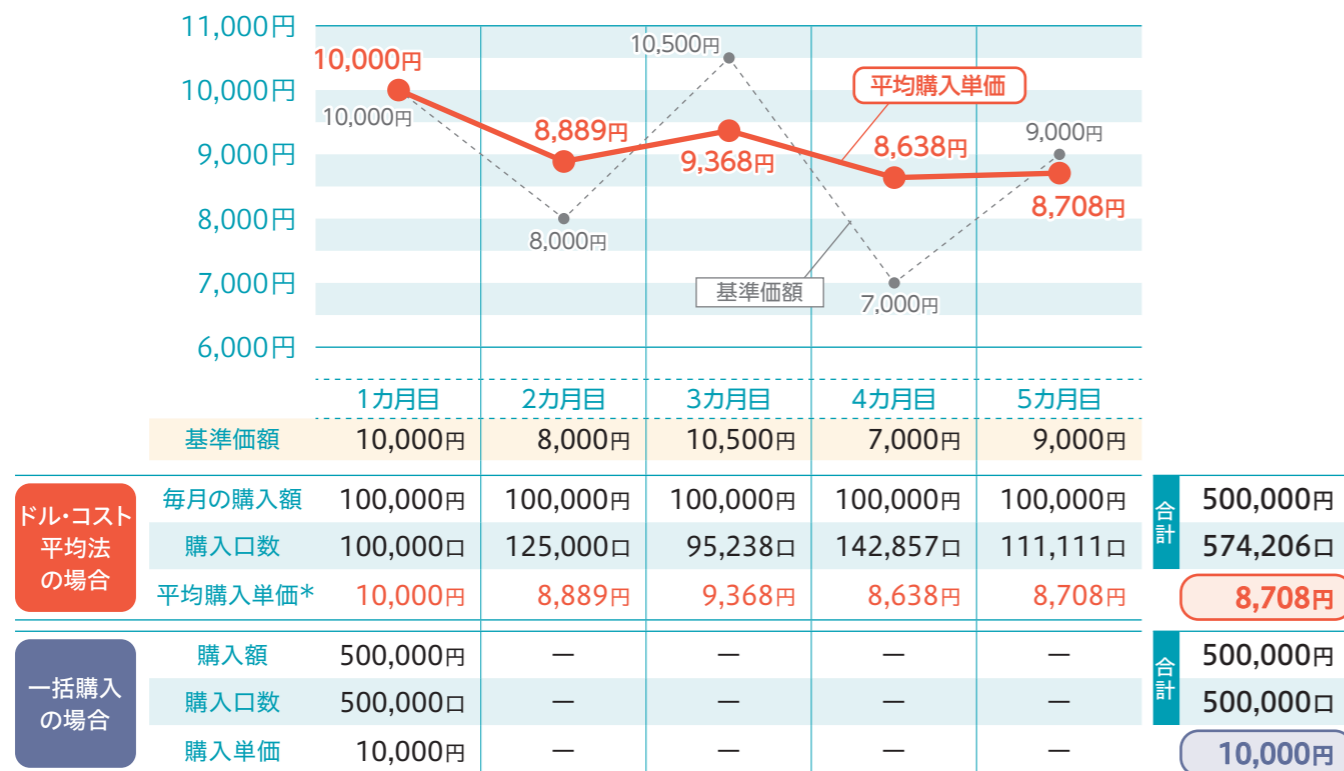
投資対象の価格が高いときは口数を少なく、低いときは多く購入することで、高値つかみのリスクが軽減されることがあります。

積立投資 MEMO 最終的な運用成果は(売却時の基準価額)×(売却時口数)で決まります。「基準価額」の変動に一喜一憂せずに、「保有口数」を増やすことが、積立投資を成功に導く秘訣です。

積立投資の仕組み

積立投資では定期的に定額で投資信託を購入します。価格の上昇局面では口数を少なく、下落局面では口数を多く購入することで、平均購入単価が平準化されるため、高値つかみのリスクが軽減されることがあります(ドル・コスト平均法)。

◆ドル・コスト平均法のイメージ図(1回あたり10万円ずつ積み立てた場合)

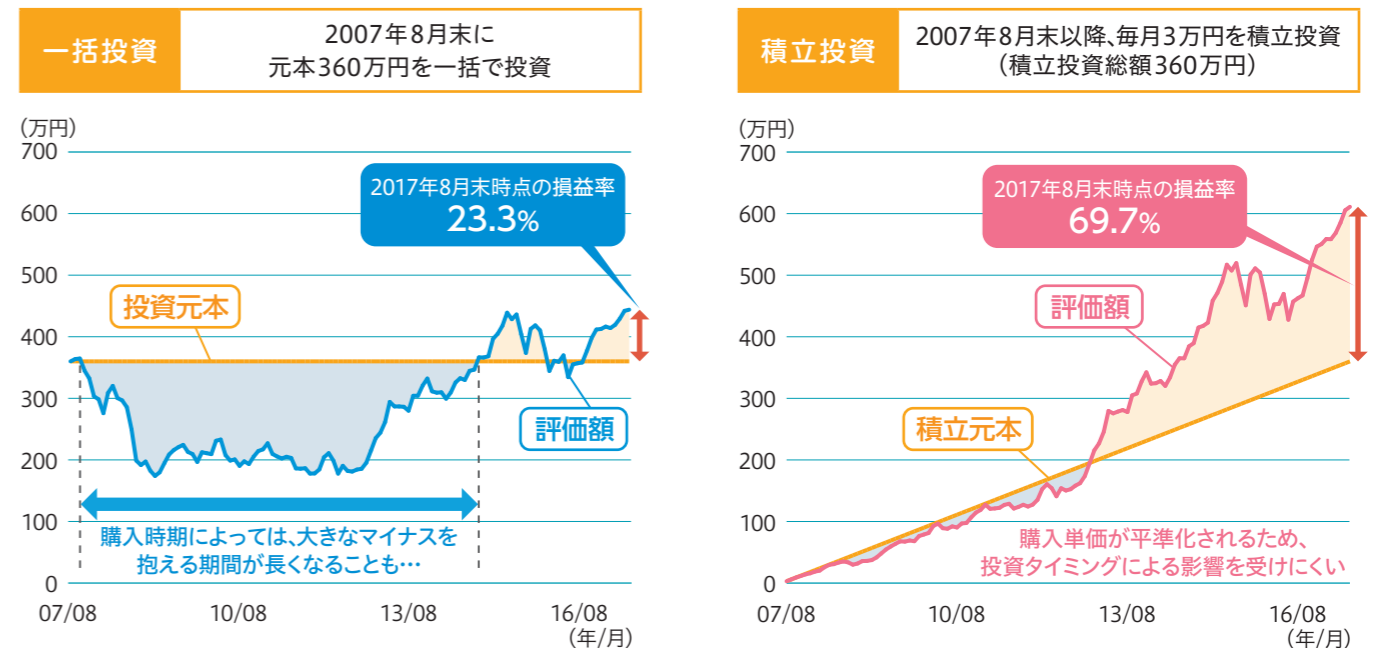


*平均購入単価は、毎月の購入額の累計を購入口数の累計で割ったものです(1万口あたり)。
 ・上記イメージ図は、税金・手数料等を考慮していないため、実質的な運用成果を示すものではありません。また、小数点以下を四捨五入しています。
 ・ドルコスト平均法によって投資収益が確実になるものではなく、場合によっては(例えば、購入する金融商品の価格が下落し続けるなど)、損失を被る場合があります。

積立投資の効果

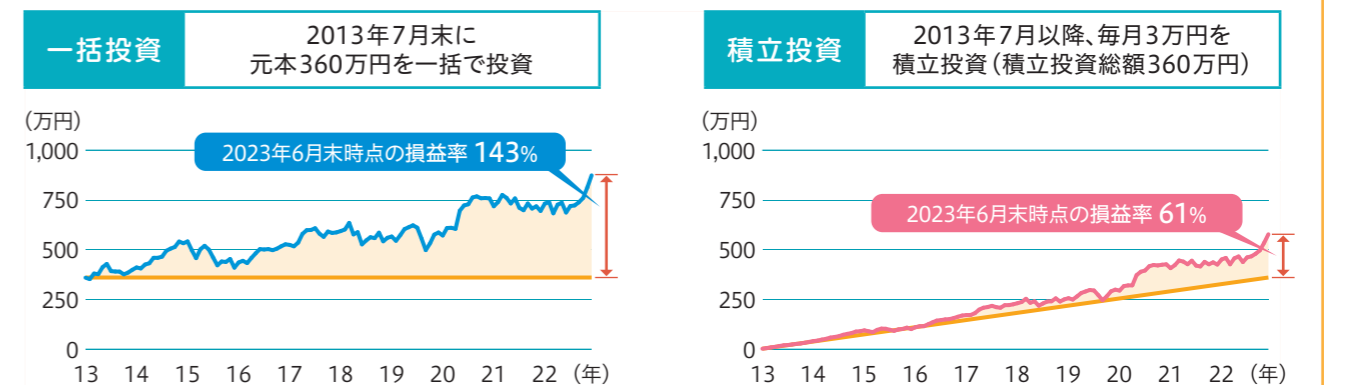
下の図は、リーマンショック前に一括投資と積立投資を同時に開始したケースを示したものです。一括投資は、購入時期によっては、マイナスを抱える期間が長くなることもあります。一方で積立投資は、購入単価が平準化されるため、投資タイミングによる影響を受けにくく、損益改善効果が生じています。

◆日本株式に投資した場合の一括投資と積立投資の比較(2007年8月末～2017年8月末)



ご参考 一括投資と積立投資どっちが有効!?

積立投資の場合は、購入価格が平準化されることで投資タイミングによる影響は受けにくくなります。ただし、実質的な運用期間が短くなるため、長期投資で力を発揮する複利効果が一括投資に比べ得にくくなります。期待するリターンや、投資への考え方などに合わせて、投資方法の組み合わせやポートフォリオを検討しましょう。(対象期間：2013年7月末～2023年6月末)



注意!! 投資信託は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、お申込時などに各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P71以降に記載していますので、必ずご覧ください。

まずはそなえる目的と金額から考えてみましょう

人生のステージによって、そなえる目的や必要となる金額は変化し、また何に不安を感じるかは人によって異なります。それを踏まえて、ご自身の場合は何にそなえたいかを考えてみましょう。

なんのため？ あなたがそなえたいのは次のうちどれですか？

■ 予測できないライフイベント

病気・ケガ

病気やケガをしたときの医療費や家族の負担が心配。

➔ P19へ

がん・心疾患・脳血管疾患

高額な治療費や長期の入院費が心配。

➔ P19へ

万一(死亡)

万一の場合、遺された家族のその後の生活が心配。

➔ P19へ

就労不能・介護・認知症

自分や家族が働けなくなったときや、介護が必要となったときに、公的なそなえだけで足りるのか不安。

➔ P21へ

自然災害・火災など

最近ニュースで見かける自然災害が心配。家の保障が足りるのか不安。

➔ P21へ

■ 予測できるライフイベント

子どもの進学

子どもの将来のために、必要な教育費をしっかりと準備したい。

➔ P21へ

退職(セカンドライフ)

ゆとりあるセカンドライフを送りたいけれど、資金が足りるのか不安。

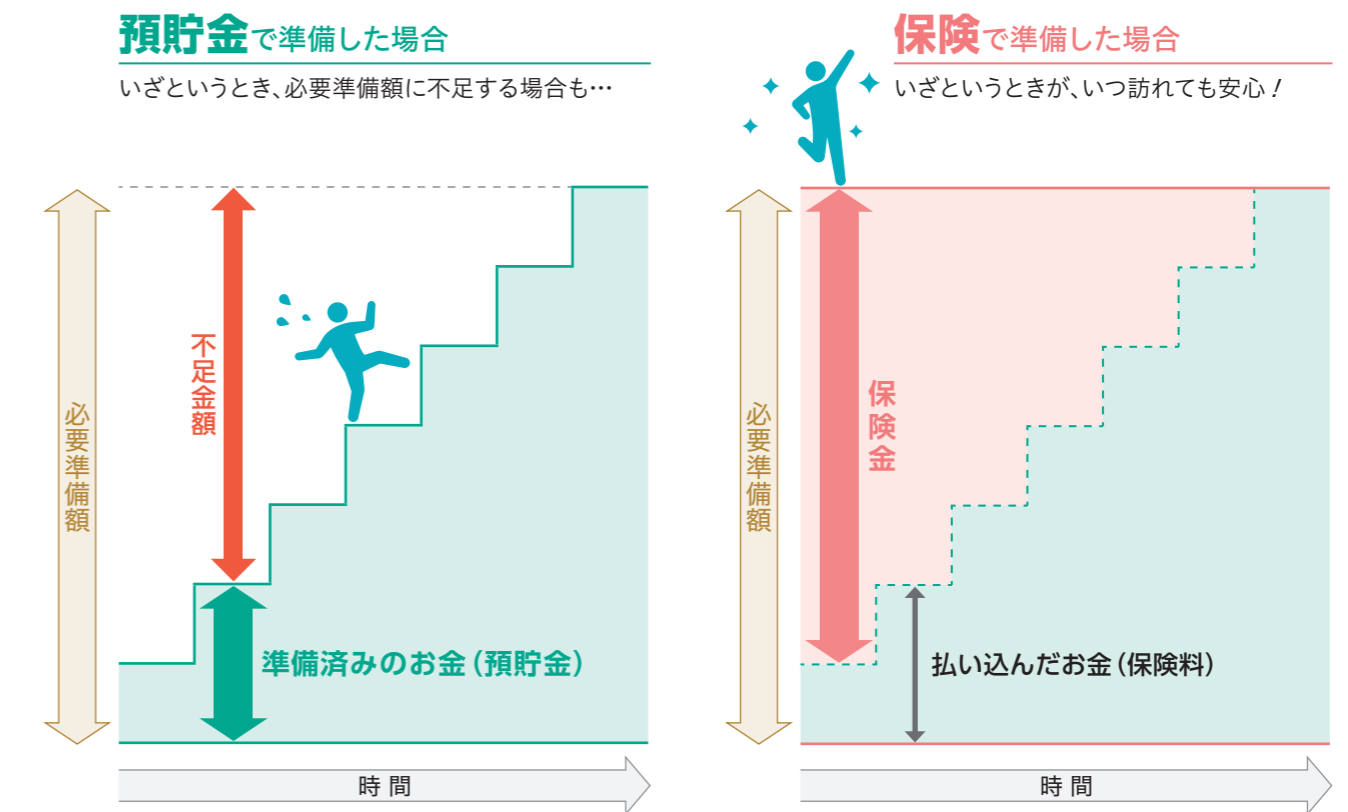
➔ P21へ

そなえ方のポイントを確認しましょう

預貯金での準備に加え、保険や信託商品の仕組みを活用したそなえ方があります。ご意向などに合わせて考えてみましょう。

◆ 保険を活用したそなえの考え方

病気・ケガ・介護などで発生する想定外の支出に対して、「保険」を活用し万一の支出にそなえるという考え方



各種取扱い保険商品

P57へ

◆ 信託商品を活用したそなえの考え方

お子さまやお孫さまへの援助や、判断能力の低下にそなえ、ご自身の資金を信託の仕組みを用いて準備をするという考え方

おひとりさま信託

P63へ

相続／贈与関連商品・サービス

P64へ

➔ 各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP71以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

予測できないライフイベント

お金の色分け

お金の色分け

必要な費用の例

病気・ケガ

- 入院・通院費用
- 手術費用

直近の入院時の1日あたりの自己負担費用 平均 約 **20,700円**

5,000円未満 13.8%	5,000~7,000円未満 8.8%	7,000~10,000円未満 11.5%	10,000~15,000円未満 23.3%	15,000~20,000円未満 7.9%	20,000~30,000円未満 16.0%	30,000~40,000円未満 5.5%	40,000円以上 13.2%
----------------	---------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------

治療費に加え、公的医療保険制度適用対象外の食費代・差額ベッド代・交通費等も自己負担となります。

公的医療保険* (高額療養費制度 など)

医療保険

➔ P59へ

がん・心疾患・脳血管疾患など

- 長引く入院・通院費用
- 手術費用
- 高額な治療費 (先進医療 など)

主な疾病の自己負担額

肺がん (35日間入院)	約 54.1万円
心筋梗塞 (17日間入院)	約 35.1万円
脳卒中 (30日間入院)	約 48.1万円

がん治療にかかる先進医療の平均費用

重粒子線治療	約 316万円
陽子線治療	約 269万円

年代別八大 疾病の罹患者数 (千人)

40代後半から罹患者数が大幅に増加しています。

疾病別平均 在院日数 (全病床)

気管・気管支・肺の悪性新生物	21.1日
脳内出血	105.7日
くも膜下出血	120.0日

疾病によっては入院が長期となる可能性があります。

公的医療保険* (高額療養費制度 など)

特定疾病保険

➔ P59へ

万一(死亡)

- 遺族の生活費
- 遺族の教育費
- 死後の整理資金

収入 ↓ 支出 ↓

生活に必要な費用

教育費 住居費 生活費

世帯主の生活費等

教育費 住居費 生活費

不足額 収入 (遺族年金等)

まとまった資金

葬儀費用	お墓建立費用	相続税額
全国平均価格 約 111万円	全国平均価格 約 169万円	相続税の課税対象となった被相続人1人あたり 約 1,819万円

相続税制改正により課税対象者数は約2.4倍に増加 (2014年(相続税制改正前)比)

月々の負担はやや減少するものの、まとまった資金(葬儀費用や教育費)については別途考える必要があります。

生活に必要な費用 - 世帯主の生活費等 - 収入 = 必要保障額

公的年金 (遺族年金)

公的医療保険 (埋葬料5万円)

収入保障保険

定期保険

終身保険 (円建・外貨建)

家族おもいやり信託

➔ P59へ

➔ P59へ

➔ P59へ

➔ P64へ

*自治体によって助成制度がある場合もあります。

各データの出所等についてはP69~70に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

➔ 各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP71以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

予測できないライフイベント

就労不能・介護・認知症

必要な費用の例

生活費

教育費

治療費

介護費用

働けなくなったときの収支

収入 ↓

支出 ↑

生活に必要な費用

治療費・介護費用等

不足額

収入(障害年金等)

収入減に加え、継続的な費用(治療費や介護費用等)が発生する可能性も…

1人あたりの介護費用	介護に必要と考える費用	約1,199万円	初期費用 + (月額費用 × 期間)	約234万円 + (約15.8万円 × 61.1カ月*1)
	介護にかかった費用	約581万円		約74万円 + (約8.3万円 × 61.1カ月*1)

介護サービス費用	デイケア	家事代行	訪問介護
	5時間 7,330円	1回 6,600円	60分 5,840円
	入浴あり/通所リハビリテーション		

公的な“そなえ”

- 公的年金 (障害年金)
- 公的医療保険 (傷病手当金 など)
- 公的介護保険 (40歳以上)

必要な“そなえ”

- 収入保障保険 (介護保障・就労不能保障) P59へ
- 医療保険 (介護保障・認知症保障) P59へ
- 終身保険 (円建・外貨建) P57へ
- 100年パスポート P62へ

火災・地震・水害・自動車事故

火災・地震・水害・自動車事故

火災の修繕費用

水害の修繕費用

自動車事故の賠償額

東京都の木造戸建100m²の場合

約1,980万円 (2022年10月版 新築費単価表)

河川氾濫による水没(建物・家財全損)の場合

約1,800万円 (2019年 台風19号)

バイクと衝突して被害者が後遺障害となった場合

約3億8,281万円 (2005年5月17日 名古屋地裁判決)

- 被災者生活再建支援制度
- 自賠責保険

- 火災保険 P60へ
- 自動車保険

予測できるライフイベント

子どもの進学

教育費

幼稚園～高等学校	大学
全て公立の場合	国立の場合
約577万円	約742万円
全て私立の場合	私立(文系)の場合
約1,840万円	約883万円

- 児童手当*2

- 教育資金贈与信託 P64へ
- 積立投資 P15へ

退職(セカンドライフ)

老後の生活費

ゆとりある老後の生活費	定年後の生活資金総額目安
月額 約37.9万円	夫婦2人 約1億3,885万円

①夫婦2人期間: 約37.9万円×12カ月×約23.6年 = 約1億733万円
 ②妻1人期間: (約37.9万円×70%)×12カ月×9.9年 = 約3,152万円
 ①約1億733万円 + ②約3,152万円 = 約1億3,885万円

端数処理の関係で、金額の合計が一致しない場合があります。

- 公的年金 (老齢年金)

- 個人年金保険 (円建・外貨建) P57へ
- 終身保険 (円建・外貨建) P57へ

*1 介護を始めてからの期間(過去3年以内の介護経験者) *2 自治体によって補助金が出る場合もあります。

各データの出所等についてはP69～70に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP71以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

財産管理に関する制度・商品のポイント

財産の管理については、ご家族のことや、費用、手続き負担、またその制度・商品の管理対象や特徴を考慮し対策を講じることが重要です。

法定後見制度

対策をせずに判断能力低下 → 資金凍結 → 支払困難等 → 支払い等に迫られ、家庭裁判所へ申立て → 後見人の選任 → チェック → 監督人がいる場合

主な成年後見関係事件申立て動機

預貯金等の管理・解約	37.1%
身上保護	23.7%
介護保険契約	12.0%
不動産の処分	10.4%
相続手続き	8.0%
保険金受取	4.2%

資金管理に困る方が最も多く、対策しておくことが重要です。

成年後見人等と本人の関係

【後見人の報酬】
月額2~6万円+付加報酬

ご家族以外の方が後見人に選ばれるケースが多く、費用も相応にかかります。

親族 19.7%
親族以外 80.3%

任意後見制度

元気なうちに任意後見契約 → 判断能力低下 → 契約発効のため家庭裁判所へ申立て → 自分が選んだ任意後見人が就任 → チェック → 監督人

任意後見人と任意後見監督人の関係

任意後見人は、家族に依頼できますが、任意後見監督人は家族以外の第三者(士業者等)が選任されます。

本人 ← 財産管理 → 任意後見人(任意後見受任者) ← チェック → 任意後見監督人

必ず選任されます!

後見人の報酬だけでなく、監督人の報酬もかかることに留意が必要です!

信託商品

元気なうちに信託を設定 → 判断能力低下 → 信託契約に基づき家族が払出し

民事信託(家族信託)の活用

資金以外の不動産等の財産の管理も可能です。民事信託の設定は、士業者等に有償で依頼する事例がほとんどです。

信託商品(100年パスポート)の活用

当社が資金を管理します。払い出し時には医療費等の用途をチェックし、請求書等も保管するため、本人の権利を守り、将来家族が採めないための資金管理が可能です(払い出し時には別の家族による同意を必要とする設定も可能です)。

当社 ← 払い出し請求 → 家族 ← 同意 → 別の家族

● 用途のチェック
● 請求書等保管

不動産管理可能(有効利用・売却等)

財産管理に関する制度・商品の比較

	成年後見制度 (法定後見・任意後見)	民事信託 (家族信託)	信託商品 (100年パスポート) 詳細はP62へ	生命保険 (介護保障機能あり)	任意代理 (委任による代理)
このような方におすすめします!	施設入居や医療・介護の契約(身上保護)に不安がある方	信託目的に応じた資金管理・不動産管理を行いたい方	家族が採めないよう、安心して資金管理を行いたい方	介護や認知症の対応で、まとまった資金を家族に渡したい方	家族が採める心配が全くなく、チェック不要で資金管理を任せたい方
成年後見申立ての動機1位	○	○	○	○	○
管理対象	○	○	×	×	△
資金の管理	○	○	○	○	○
不動産の管理	○	○	×	×	△
安心	身上保護 生活や療養・介護に関する法律行為	○	×	×	×
	詐欺被害防止 認知判断能力低下前からのそなえ	×	○	○	×
本人の権利を守り、家族が採めないための仕組み	第三者チェック	○	△ 裁判所や公的な監督人がチェック	○ 当社がチェック	×
	家族チェック	×	△ 信託監督人等を置くことも可能	○ 設定しないことも可能	×
その他	開始時期	家庭裁判所の審判	当事者による契約等	ご家族等の判断 あらかじめ指定が必要	支払事由に該当時
	費用の相対感 一般的なケース	高	中 士業者等の支援がないと困難	低	低
					契約内容次第 診断書等が必要なケースあり
					なし ご家族のみで対応と想定

成年後見制度

判断能力が不十分な方が不利益を被らないように、本人に代わって後見人等が本人のために財産管理や法律行為を行う制度です。

民事信託(家族信託)

資金や不動産等の財産をご家族など特定の方に信託し、管理・処分等を任せる仕組みです。

各データの出所等についてはP69~70に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP71以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

相続を取り巻く環境の変化

近年、相続の分野では重要な法改正が続いています。このこともあまって世間では相続への関心が高まり、相続に関する相談が増加しています。

◆近年の相続関連トピックス

2015年 相続税法改正	●遺産にかかる基礎控除額の4割引き下げ ●未成年者控除・障がい者控除額の引き上げ	●最高税率の引き上げ ●小規模宅地等の特例上限の引き上げ
2019年 民法(相続)改正	●介護に貢献した長男の妻などに報いる制度 ●自筆証書遺言に関する見直し など	●被相続人の預貯金の一部払戻し制度
2020年 民法(相続)改正	●配偶者の生活を保護する制度 など	
2024年 相続税法改正 民法(相続・不動産)改正	●相続時精算課税制度の見直し ●相続登記の申請義務化 など	●暦年贈与課税制度の見直し など

相続にそなえる目的と相続対策の基本的な考え方

相続手続きを経験したことがある方は多くないため、いざ相続が発生すると遺された相続人に大きな労力がかかります。その負担を軽減するために、生前に準備しておくことが大切です。

なんのため？

相続をきっかけに相続人が困らないようにする

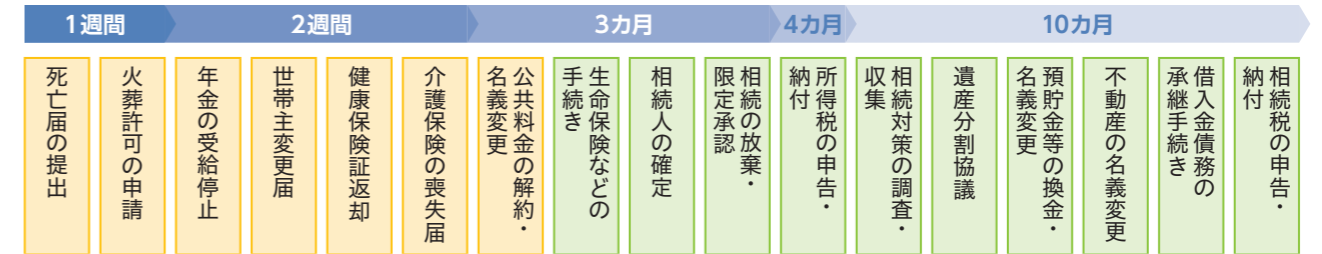
<p>相続手続き で家族に負担をかけてしまう</p> <p>煩雑な相続関連の手続きや当面の資金支払い(生活費・葬儀費用など)で、家族に負担がかかることがあります。</p>	<p>円滑な遺産分割 ができるか不安</p> <p>自宅や不動産や株式などの分けにくい資産がある場合、相続人の中で揉めることがあります。</p>	<p>相続税 の負担を減らしたい</p> <p>相続税は納税期限も決められています。相続人が期限内に支払えずに困ることがあります。</p>
<p>1 相続手続き対策 家族の負担軽減のために煩雑な相続手続きへの対策と、当面の資金準備する必要があります。</p> <p>P26へ</p>	<p>2 遺産分割対策 大切な資産を「誰に」「どのように」引き継ぐのかを考えておく必要があります。</p> <p>P27~28へ</p>	<p>3 財産評価対策 大切な人へ資産をなるべく多く引き継げるよう、相続税額を確認しておく必要があります。</p> <p>P29~30へ</p>

死後の身辺整理や資産手続きにそなえる方法

1 相続手続き対策

おひとりさま信託、遺言信託の活用 **のこされた人の負担を考えるなら専門家にまかせる方法があります。**

それぞれの手続きは、役所などの複数の窓口で行う必要があります。また期限が定められているものもあるため、事前に確認しておくことが大切です。特に相続税は、相続発生を知った日の翌日から10カ月以内に現金での納付が原則です。



死後の身の回りのこと(おひとりさま信託)
死後事務委任契約にもとづき、葬儀・埋葬の他、家財の整理、デジタル遺品の消去、訃報連絡やペットのことなど、想いに沿った死後事務をサポートします。

資産の相続のこと(遺言信託(執行コース))
当社を遺言執行者に指定した遺言書にもとづき、金融機関への連絡、預貯金等の換金・名義変更、不動産の名義変更などをトータルでサポートします。

おひとりさま信託の詳細は **P63へ** | 遺言信託(執行コース)の詳細は **P65へ**

必要な資金を準備する方法

相続発生後に必要となる資金の例

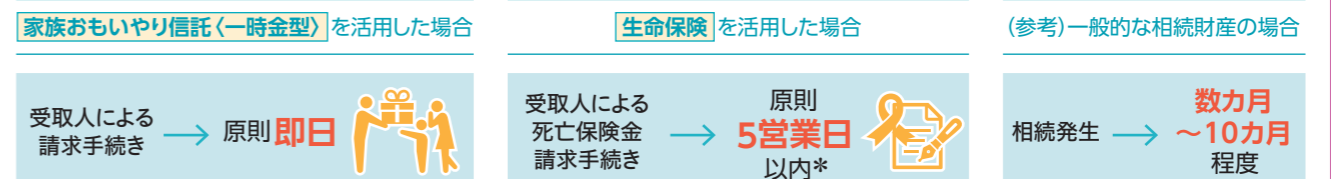
葬儀費用 約111万円 | 家族の当面の生活費(月額) 約26.5万円 | 相続税 約1,819万円*

*相続税の課税対象となった被相続人1人あたり。

1 家族おもしろ信託(一時金型)、生命保険の活用 比較的速やかに資金を受け取ることができます。

一般的な相続財産は、遺産分割協議が完了するまで受け取ることができません。あらかじめ受取人を指定する「家族おもしろ信託(一時金型)」や「生命保険」を活用することで、比較的速やかに財産の一部を受け取ることができます。

資金受取が可能となるまでの期間の目安



*各保険会社の約款の定めによります。また、必要書類に不備があった場合や死亡保険金を支払うための調査・確認が必要な場合、支払いが遅れることがあります。

家族おもしろ信託(一時金型)の詳細は **P64へ** | 生命保険の詳細は **P57~60へ**

2 不動産の整理 売却代金で納税資金を確保することができます。

不動産の売却には一定の時間がかかります。相続財産に現金が少ないなどの場合は、使用する予定のない不動産を売却して、納税資金として準備することも選択肢のひとつです。

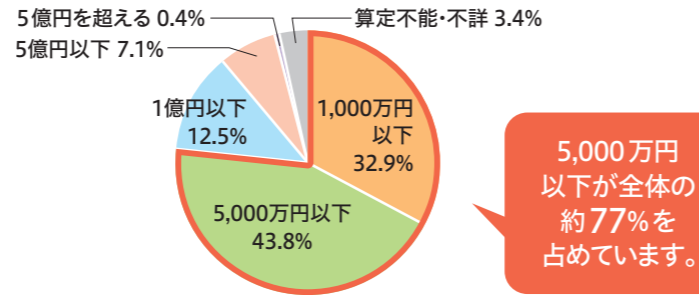


相続をめぐるトラブルが増えています 2 遺産分割対策

遺産額の多寡を問わず、相続をめぐるトラブルは年々増加しています。大切なご家族がもめて「争族」にならないよう、生前にそなえておく安心です。

◆遺産額別の認容・調停成立件数割合

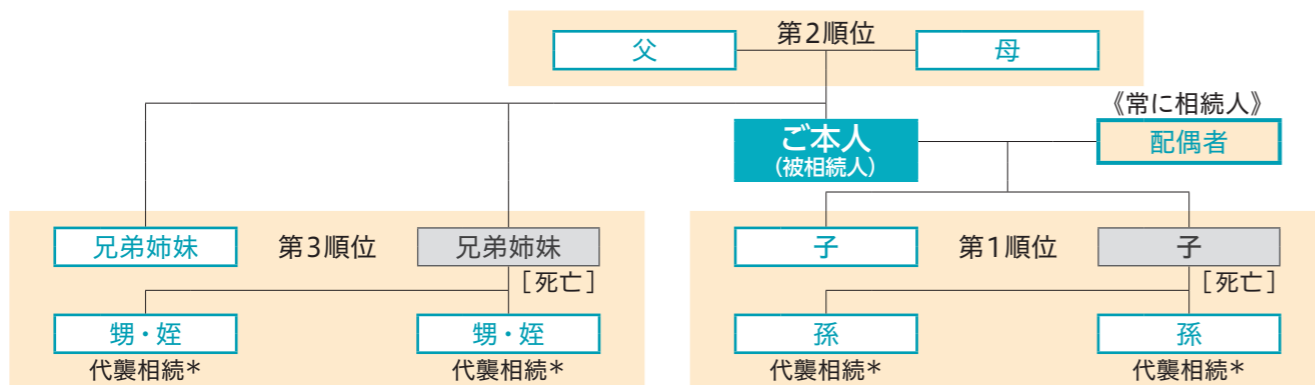
遺産分割の認容・調停は、遺産額にかかわらず発生しています。ご自宅等の不動産や株式等は平等に分割しづらい資産のため、相続人が複数名存在すると「争族」に発展する可能性があります。



「誰に」「どのように」のこしたいかを考えましょう

民法では「誰が」「どのくらい」相続財産を受け取れるかが規定されており、これを「法定相続人」「法定相続分」といいます。また、最低限相続できる割合（権利）を「遺留分」といいます。

◆法定相続人の範囲と順位



- 配偶者** 他の相続人と同順位で常に一定割合の遺産を相続できます。
- 子(第1順位)** 性別、出生順序、既婚・未婚、実子・養子、嫡出・非嫡出の区別なく同順位です。
- 直系尊属(第2順位)** 実親・養親、父系・母系の区別なく同順位ですが、親などの近い者が優先されます。
- 兄弟姉妹(第3順位)** 全血・半血の区別なく同順位で相続権があります。

*代襲相続とは、相続人となるべき子や兄弟姉妹が相続開始前に亡くなっている場合、その子(孫や甥・姪)が相続人となることをいいます。

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみの場合	配偶者全部	配偶者1/2
配偶者がいる	配偶者と子がいる場合	配偶者1/2 子1/2
	配偶者と父母がいる場合	配偶者2/3 父母1/3
	配偶者と兄弟姉妹がいる場合	配偶者3/4 兄弟姉妹1/4
配偶者がいない	子がいる場合	子全部
	父母がいる場合	父母全部
	兄弟姉妹がいる場合	兄弟姉妹全部

上表の見方：上から順番に、該当する行の法定相続分・遺留分を適用します。

ご家族さま以外にも、寄付という形で想いを伝えるお手伝いもできます 寄付関連商品等 P66へ

事前に分け方を指定する方法 2 遺産分割対策

1 遺言の活用 財産の分け方は遺言で自由に決められます。*

法定相続人以外にも財産をのこすことができます。

法定相続分と異なる財産分割ができます。

誰に何を相続させるかを指定できます。

民法が定めている遺言の方式のうち、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」の2つが一般的です。相続時のトラブルを防止し、確実に遺言の内容を実現するためにおすすめしたいのが「公正証書遺言」です。

*遺留分には、十分留意する必要があります。

遺言信託

三井住友信託銀行では、遺言書作成のお手伝い、遺言書の保管、遺言の執行等を承ります。財務コンサルタントをはじめ、豊富な経験と知識をもつスタッフがご意思に沿った遺言書づくりにご協力し、忠実に遺言書の内容を実現いたします。



よくあるご質問



Q1 一度書いた遺言は変更できないの？

A1 そんなことはありません。

一度書いた遺言でも、遺言者自身の意思や事情の変化などにより、いつでも取り消し・書き直しが可能です。したがって遺言の作成を先延ばしにするよりも、早めにご用意し、定期的に見直すことをおすすめします。

Q2 遺言書がない相続の場合には、どんな手続きが必要？

A2 遺産分割協議が必要です。

遺産分割協議は、原則として必ず相続人全員が協議に参加しなければなりません。内容に合意した場合には、行われた遺産分割協議の内容を書面にして残しておきましょう(遺産分割協議書)。不動産の名義変更の手続きや預貯金の払戻しに必要になります。



遺言信託の詳細は P65~66へ

2 生命保険の活用 お金に宛名をつけられます。



生命保険の場合、死亡保険金の受取人をあらかじめ指定するため、将来誰がどれだけ受け取るのかを決めておくことができます。死亡保険金は受取人の固有財産となり、遺産分割協議の対象となりません。

生命保険の詳細は P57~60へ

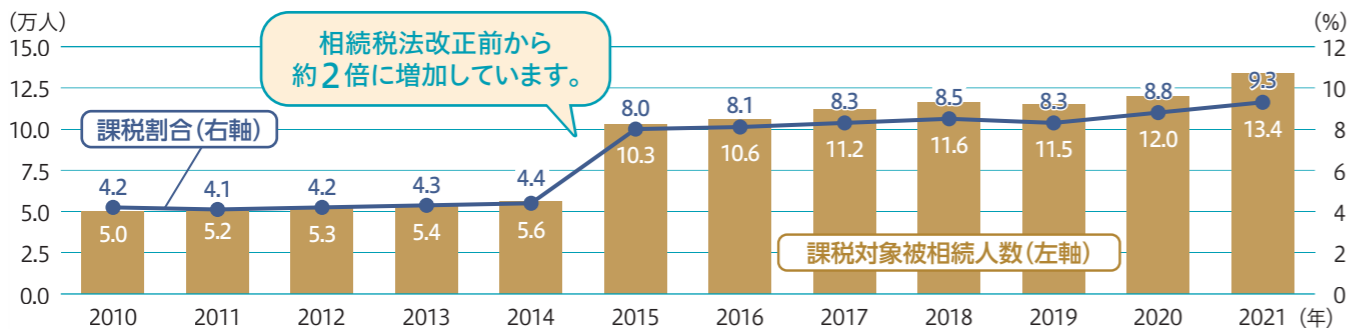
生前贈与を活用することも、事前に分け方を指定する有効な方法のひとつです。

遺された方が困らないように対策しましょう 3 財産評価対策

2015年の税制改正による基礎控除の引き下げ以降、相続税のかかる世帯は増加しています。遺された相続人が困らないよう、事前に対策を講じると安心です。

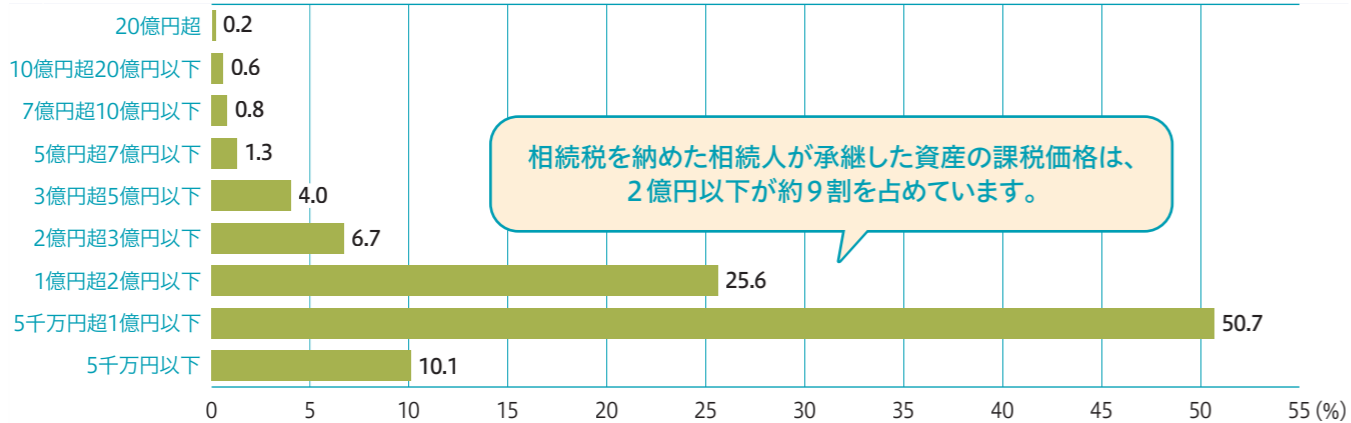
二次相続を考慮した遺言書を作成することも、有効な財産評価対策のひとつです。

◆課税対象被相続人数と課税割合の推移



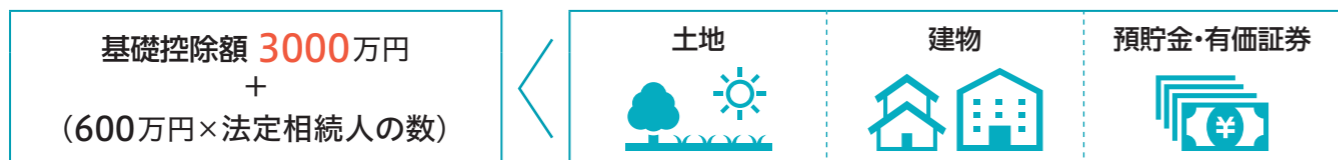
被相続人1人あたりの課税価格と相続税額 **課税価格 1億3,835万円** | **相続税額 1,819万円**

◆課税価格別相続人数分布



相続税がどのくらいかかるのかを確認しましょう

大切な資産も、一定額以上になると相続税がかかります。大切な人へ資産をなるべく多く引き継ぐために、まずは相続税がどのくらいかかるのかを確認しておきましょう。



相続税はいくらかかる? 相続税の計算方法 P45~46へ

財産評価を軽減する方法 3 財産評価対策

1 生前贈与の活用

あらかじめ次の世代へ贈与しておくことができます。

財産の一部を生前に次の世代へ贈与しておくことで、相続発生時に課税対象となる財産を減らすことができます。

相続財産 **大** → 生前贈与 → 相続財産 **小** | 相続税 **小**

生前贈与の詳細は P47~48へ

2 生命保険の活用

生命保険の非課税枠を活用することができます。

相続人が受け取る生命保険金は、相続税課税財産から **非課税限度額** まで控除することができます。

非課税限度額 = **500万円** × **法定相続人の数**

【例】相続財産が現預金7,000万円のみ、法定相続人2人(配偶者・長男)が、法定相続分通りに取得した場合

生命保険を活用しない場合	生命保険を活用した場合
現預金 7,000万円 → 課税 納税額 160万円	現預金 7,000万円 → 生命保険加入 → 生命保険金 1,000万円 (非課税) + 現預金 6,000万円 (課税) → 納税額 90万円*

*「配偶者の税額軽減の特例」を活用するため、配偶者の納付税額は0円となります。

相続税の計算方法は P45~46へ | 生命保険の詳細は P57~60へ

3 資産ポートフォリオの変更

金融資産を不動産に組み替えることで相続財産評価が低減します。

相続税評価額は、一般的に現預金よりも不動産の方が低く、さらに自家用より賃貸用の方が低くなります。

【例】現預金1億円と土地(公示価格1億円)を保有している人が、建物を建築した場合 (借地権割合70%、借家権割合30%、賃貸割合100%の場合)

建物建築前	建物建築後(自家用)	建物建築後(賃貸用)
課税価格の合計 1億8,000万円	課税価格の合計 1億4,000万円	課税価格の合計 1億520万円
現預金 1億円 土地 8,000万円	建物 6,000万円 土地 8,000万円	建物 4,200万円 6,000万円 × (1 - [0.3] × [1.0]) 土地 6,320万円 8,000万円 × (1 - [0.7] × [0.3] × [1.0])

路線価地域の相続税評価額を公示価格の80%として算定しています。

4 小規模宅地の特例

特例を適用することで相続財産評価が低減します。

種類	例	限度面積	減額される割合	
特定居住用宅地等	自宅の敷地	330m ²	80%	
特定事業用宅地等	個人商店、病院、工場などの敷地	400m ²	80%	
貸付事業用宅地等	特定同族会社事業用宅地等	被相続人および親族等が株式の過半数を持つ同族会社の事業用敷地	400m ²	80%
	貸付事業用宅地等	アパートなど賃貸中の不動産	200m ²	50%

・相続する住宅や事業に使われていた土地の課税価格が一定の条件のもと減額される制度 ・特例の適用には一定の要件を満たす必要があります。

現役世代のライフイベントに関する費用

収支バランスが大きく変化する「ライフイベント」が多数あります。目的に合わせて資金計画を検討しましょう。



結婚費用

約**371**万円

結納・婚約～新婚旅行までにかかった費用の総額



車購入費用

軽自動車 約**158**万円

普通乗用車 約**374**万円



住宅購入費用

	土地付注文住宅	建売住宅	マンション
全国	約4,694万円	約3,719万円	約4,848万円
首都圏	約5,406万円	約4,343万円	約5,328万円
近畿圏	約4,894万円	約3,713万円	約4,974万円
東海圏	約4,694万円	約3,151万円	約4,435万円
その他地域	約4,151万円	約2,948万円	約4,019万円



住宅ローンの月々の返済

	資金調達の内訳		1カ月あたり 予定返済額	世帯収入
	手持ち金	借入金		
土地付注文住宅	約450万円	約4,018万円	約13.2万円	約660万円
建売住宅	約318万円	約3,185万円	約10.9万円	約594万円
マンション	約988万円	約3,692万円	約13.2万円	約844万円



教育関連費用(幼稚園～高等学校)

	公立	私立		
幼稚園 (3年間)	学校教育費*1	61,156円	134,835円	
	学校給食費*2	13,415円	29,917円	
	学校外活動費*3	90,555円	144,157円	
	年間平均	165,126円	308,909円	
	総額	495,378円	926,727円	
小学校 (6年間)	学校教育費*1	65,974円	961,013円	
	学校給食費*2	39,010円	45,139円	
	学校外活動費*3	247,582円	660,797円	
	年間平均	352,566円	1,666,949円	
	総額	2,115,396円	10,001,694円	
中学校 (3年間)	学校教育費*1	132,349円	1,061,350円	
	学校給食費*2	37,670円	7,227円	
	学校外活動費*3	368,780円	367,776円	
	年間平均	538,799円	1,436,353円	
	総額	1,616,397円	4,309,059円	
高等学校(全日制) (3年間)	学校教育費*1	309,261円	750,362円	
	学校外活動費*3	203,710円	304,082円	
	年間平均	512,971円	1,054,444円	
	総額	1,538,913円	3,163,332円	
	全て公立の場合	約 577 万円	全て私立の場合	約 1,840 万円

*1 保護者が子どもに学校教育を受けさせるために支出した経費。
*2 幼稚園・小学校・中学校において、保護者が給食費として納付した経費。
*3 保護者が子どもの学校外活動のために支出した経費。



教育関連費用(大学)

区分 居住 形態	国立 (4年)			私立		
	文系 (4年)	理系 (4年)	医歯系 (6年)	家政・芸術・ 体育・保健(4年)	短大 (2年)	
自宅	約388万円	約565万円	約708万円	約2,631万円	約664万円	約274万円
下宿・アパート等	約742万円	約883万円	約1,027万円	約3,090万円	約983万円	約440万円
	国立の場合(下宿・アパート等) 約 742 万円			私立(文系)の場合(下宿・アパート等) 約 883 万円		

退職世代のライフイベントに関する費用

ゆとりあるセカンドライフに向け、ご自身の想いを実現させるための資金計画を検討しましょう。



定年退職金

60歳・総合職
(管理・事務・技術労働者)

大学卒 約**2,243**万円

高校卒 約**1,953**万円



子どもの結婚援助費用

約**178**万円

結婚費用(結納、挙式、披露宴・ウェディングパーティー、二次会、新婚旅行)に対する親・親族からの援助総額

シニア世代のライフイベントに関する費用

心身ともに元気な生活を過ごすために、医療・介護を含めた資金計画を検討しましょう。

老後の生活費

ゆとりある老後の生活費

月額 約**37.9**万円

一般的な夫婦2人の定年後(老後)に必要なお金の総額

- ① 夫婦2人期間: 約37.9万円×12カ月×約23.6年 = 約**1億733**万円
- ② 妻1人期間: (約37.9万円×70%)×12カ月×9.9年 = 約**3,152**万円

定年後の生活資金総額の目安
(夫婦2人)

①+② = 約**1億3,885**万円

・端数処理の関係で、金額の合計が一致しない場合があります。

住宅リフォーム費用

リフォーム箇所	費用の目安
水回り	部品交換 15万円～
屋根	増張り/葺き替え 140～180万円
外壁	表面塗装/増張り 60～250万円
	タイル洗浄/目地打ち換え 60～80万円

・上記費用はおおまかな目安です。戸建とマンションの別、工事の範囲や部材・設備の仕様等によって異なります。詳しくは専門業者にご相談ください。

高齢者対応のリフォーム例

階段や廊下手すりの設置、
屋内の段差解消、
浴室の工事、トイレ工事 など

総額 約**621**万円



医療費

生涯医療費の
自己負担額の目安

60歳以降
約**223**万円

介護費用

介護に必要と考える費用 実際にかかった費用

1人あたり
約**1,199**万円

1人あたり
約**581**万円

レジャー関連費用

 国内旅行費用	 海外旅行費用	 ゴルフ費用	 社交ダンス費用
年間平均 約 9 万円	年間平均 約 22 万円	年間平均 約 14 万円	年間平均 約 11 万円

相続関連費用

お墓建立費用

全国平均価格 約**169**万円

葬儀費用

全国平均価格 約**111**万円



相続税額

相続税の課税対象となった被相続人1人あたり

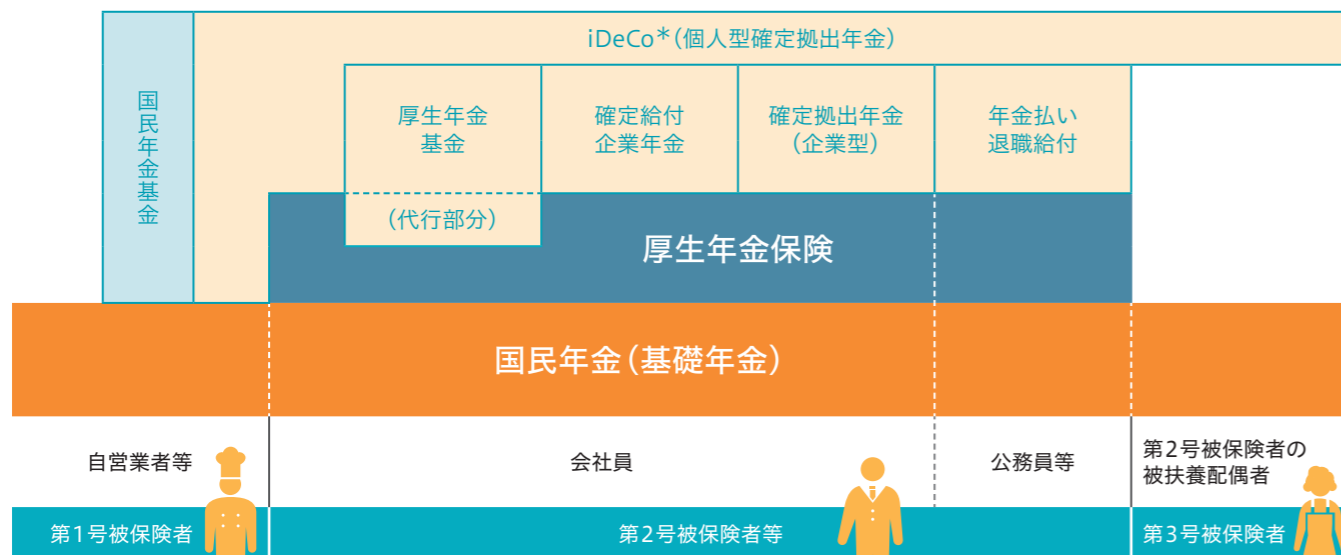
約**1,819**万円

相続税法改正により
課税対象者数は
約**2.4**倍に増加*

*2014年(相続税法改正前)比

セカンドライフの生活費を支える大きな柱が「公的年金」です。会社員や公務員の方が退職後に受け取る場合の「公的年金」は、「老齢基礎年金」という加入期間(月数)に比例して決まる部分と、「老齢厚生年金」という在職中の給料の平均額や加入期間などに比例して決まる部分の合計です。公的年金の基本的な仕組みと、年金額の目安を把握しましょう。

年金制度の体系図



* iDeCo(個人型確定拠出年金)は、任意で申し込むことにより公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。加入している年金制度等によって、加入要件や掛金の上限額等が異なります。

年金制度の概要

	国民年金(基礎年金)	厚生年金保険
対象者(加入者)	<ul style="list-style-type: none"> 自営業、学生、専業主婦等 20歳以上60歳未満の国内在住者 	<ul style="list-style-type: none"> 会社員、公務員等*1 国民年金にも同時に加入
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 1人一律 月16,520円(2023年度) 会社員、公務員の夫または妻の被扶養配偶者(第3号被保険者)は負担なし 	<ul style="list-style-type: none"> 会社員、公務員は給与(月額)、賞与の9.15%の額*2 同額を会社が負担している
加入期間	<ul style="list-style-type: none"> 原則として20歳から60歳に達するまでの40年間 	<ul style="list-style-type: none"> 在職中(最長70歳になるまで) 20歳未満も加入
老後に受け取る年金の種類	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金と老齢厚生年金*3
年金額	<ul style="list-style-type: none"> 満額で約80万円(2023年度/67歳以下の場合) 加入期間によって異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 約269万円*4(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額) 加入期間や、加入中の報酬によって異なる
年金の受給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> 65歳から一生涯 60歳からの繰上げ受給、75歳までの繰下げ受給も可能 	<ul style="list-style-type: none"> 生年月日によって段階的に61歳から65歳へと引き上げられる(P37参照) 60歳からの繰上げ受給、75歳までの繰下げ受給も可能

*1 公務員等が加入していた共済年金は、2015年10月から厚生年金保険に統合されています。
 *2 私学職員の方の保険料は2027年度以降に9.15%となる予定です。
 *3 2015年9月までに共済年金の加入期間のある公務員等は、職域年金相当分の加算があります。
 *4 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準。

「ねんきん定期便」について

「ねんきん定期便」は年金加入記録等を確認するための案内で、日本年金機構から国民年金・厚生年金保険の加入者に対して、毎年1回誕生月に送られます。50歳未満用、50歳以上用、節目年齢用(35歳・45歳・59歳)の3種類があり、50歳以上用の「ねんきん定期便」では、年金の受取見込額が確認できます。

◆50歳以上用の「ねんきん定期便」(ハガキ)の見方

The screenshot shows the 'ねんきん定期便' (Pension Statement) with three callouts:

- 1 これまでの年金加入期間**: Points to the '2. これまでの年金加入期間' section, which shows the history of pension contributions from birth to the current date.
- 2 65歳以降に受け取る老齢基礎年金と老齢厚生年金の、1年間の受取見込額**: Points to the '3. 老齢年金の種類と見込額(年額)' section, which details the estimated annual pension amounts for the next year.
- 3 ねんきんネットにアクセスするための番号**: Points to the 'ねんきんネットの「お客様のアクセスキー」' section, which provides the access key for the online pension service.

「ねんきん定期便」の内容は、「ねんきんネット」でもご確認いただけます。また、「ねんきんネット」では、条件を変えた将来の年金額の試算などもできます。

年金額シミュレーション

夫婦2人分の老齢基礎年金(満額)を含む標準的な老後の年金は月額約22.4万円です。ご自身が受給できる年金額の目安を確認してみましょう。

$$\begin{aligned}
 &\text{老齢基礎年金} && 79万5,000円 * 1 \times \text{保険料納付済月数} \div 480 \text{カ月}(40年間) \\
 &+ \\
 &\text{老齢厚生年金} && \text{平均標準報酬額} \times 5.481 \div 1,000 \times \text{被保険者期間の月数}
 \end{aligned}$$

◆老齢年金早見表(月額)

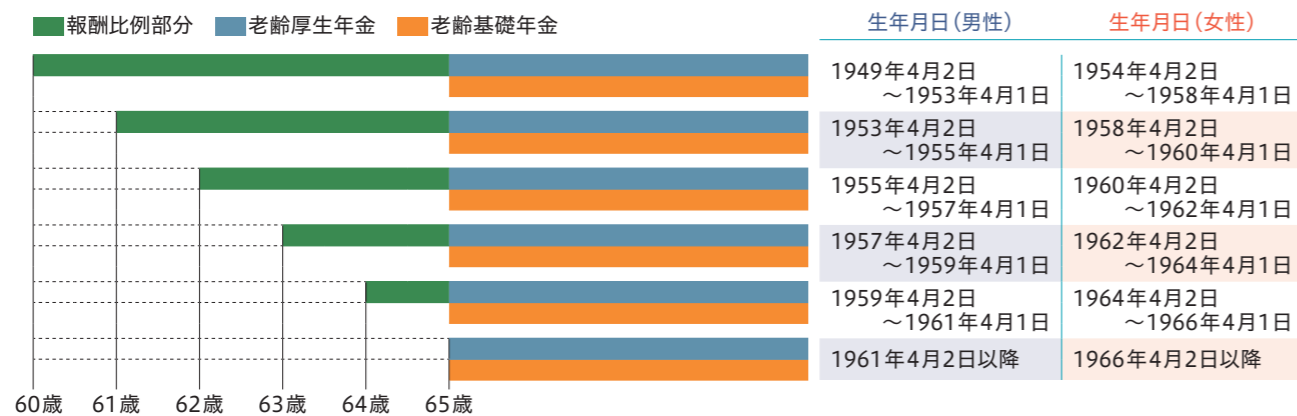
加入期間	自営業者等 (老齢基礎年金)	会社員・公務員等(老齢基礎年金+老齢厚生年金*2)		
		平均年収 500万円	平均年収 700万円	平均年収 1,000万円
25年	約4.1万円	約9.8万円	約12.1万円	約15.5万円
30年	約4.9万円	約11.8万円	約14.5万円	約18.6万円
35年	約5.7万円	約13.7万円	約16.9万円	約21.7万円
40年	約6.6万円	約15.7万円	約19.4万円	約24.8万円

・再評価率については加味せず ・乗率は、平成15年4月以降のものを一律適用
 *1 2023年度の新規裁定者(67歳以下)の老齢基礎年金の満額。 *2 給与の4カ月分の賞与がある前提とし、平均年収の12分の1を年金額計算上の平均標準報酬額とみなして簡易的に老齢厚生年金を算出しています。

各データの出所等についてはP69~70に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

報酬比例部分の受給開始年齢

老齢厚生年金の報酬比例部分の受給開始年齢は、60歳から段階的に引き上げられ、最終的には65歳になるまで年金は受給できなくなります。受給開始年齢は性別と生年月日によって異なります。(ただし、旧共済年金は男女とも厚生年金保険の男性と同じスケジュールとなります)。



繰上げ・繰下げ受給

公的年金の受取開始年齢は、原則65歳からですが、60歳から75歳の間で、「繰上げ」または「繰下げ」で受け取ることが可能です。

支給減額 ↓ (▲0.4% × 繰上げ月数)

60歳 繰上げ (最大60カ月)

例 ● 60歳から受け取る場合、24%の減少

①原則、老齢基礎年金と老齢厚生年金をセットで繰上げ
②受給を開始すると、取消しや変更はできない
③繰上げ受給すると障害基礎年金は受給できない
④65歳になるまで遺族厚生年金との併給ができない
⑤在職中の場合、在職老齢年金の仕組みにより老齢厚生年金が支給停止となる場合あり

支給増額 ↑ (+0.7% × 繰下げ月数)

75歳 繰下げ (最大120カ月)

● 70歳から受け取る場合、42%の増加
● 75歳から受け取る場合、84%の増加

①老齢基礎年金と老齢厚生年金は個別に繰下げ可
②繰下げ待機中であれば、取消しや変更ができる
③加給年金は一緒に繰下がるが、増額されない
④遺族年金、障害年金の受給権者となった時点以後は繰下げ請求できない(その時点で増額率が固定)
⑤65歳以降も在職中の場合、在職老齢年金の仕組みにより支給停止となっている部分は、繰下げ増額の対象とならない

繰上げ・繰下げ受給した場合の損得の分岐年齢

【例】65歳で200万円の老齢年金を受給できる方

年金受給開始年齢	受給額(年額)	年金の受け取り総額						損得分岐年齢 (65歳から受給開始した場合との比較)	受給開始年齢
		65歳まで	70歳まで	75歳まで	80歳まで	85歳まで	90歳まで		
繰上げ 60歳	152万円	760万円	1,520万円	2,280万円	3,040万円	3,800万円	4,560万円	81歳以上長生きすれば 損	+21年
原則支給 65歳	200万円	—	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	—	—
繰下げ 70歳	284万円	—	—	1,420万円	2,840万円	4,260万円	5,680万円	82歳以上長生きすれば 得	+12年
	368万円	—	—	—	1,840万円	3,680万円	5,520万円	87歳以上長生きすれば 得	

上記の金額は年金受給額が将来に向けて変わらない前提での単純試算値です。繰上げ、繰下げの選択は年金事務所等にご相談の上ご判断ください。

加給年金・振替加算

加給年金と振替加算は、それぞれ条件を満たした場合のみ受給できます。

- 加給年金とは(配偶者分)**
 - 公的年金での家族手当のような制度です。本人が65歳の年金受取時から配偶者が65歳になるまで(配偶者自身が老齢基礎年金を受取始めるまで)、本人に支給されます。
 - (主な給付条件) ● 本人が厚生年金保険に20年以上加入
 - 生計維持されていた配偶者が65歳未満かつ年収が850万円未満 など
- 振替加算とは**
 - 配偶者が65歳になると、本人の加給年金が打ち切られる代わりに配偶者に支給されます。
 - (主な給付条件) ● 生年月日が昭和41年4月1日以前の配偶者

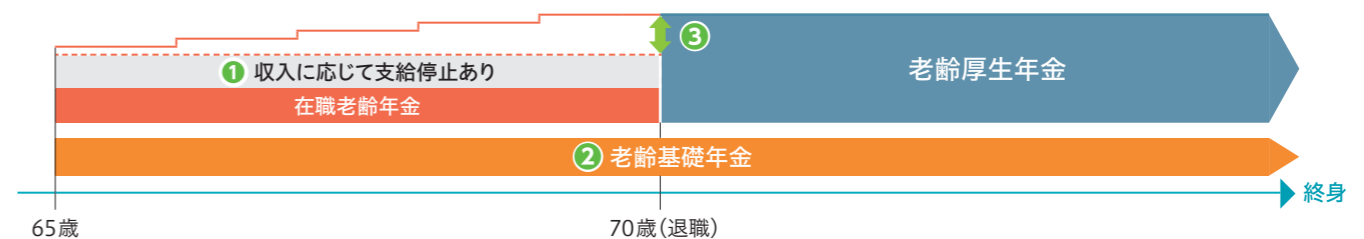
【例】本人(夫)、配偶者(妻/2歳年下の専業主婦の場合)



・加給年金、振替加算ともに「ねんきん定期便」には反映されません。 ・図の大きさは受取金額に比例しません。

在職老齢年金

70歳になるまで会社で働きながら年金を受け取ると仮定した場合、「在職老齢年金」のしくみにより、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止(調整)される場合があります。



1 在職老齢年金による年金支給停止月額額の計算式

- 基本月額 * と 総報酬月額相当額の合計
 - 48万円以下の場合 …… 0円(支給停止なし)
 - 48万円を超える場合 …… 支給停止額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 48万円) × 1/2

総報酬月額相当額 = (その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

* 老齢厚生年金のひと月分相当(加給年金は除く)

- 2 老齢厚生年金のみが支給停止の対象で、老齢基礎年金は対象にはなりません。
- 3 65歳以降に支払った在職中の厚生年金保険料により、受給している老齢厚生年金の額が毎年(10月分から)少しずつ増額されます。(在職定時改定)

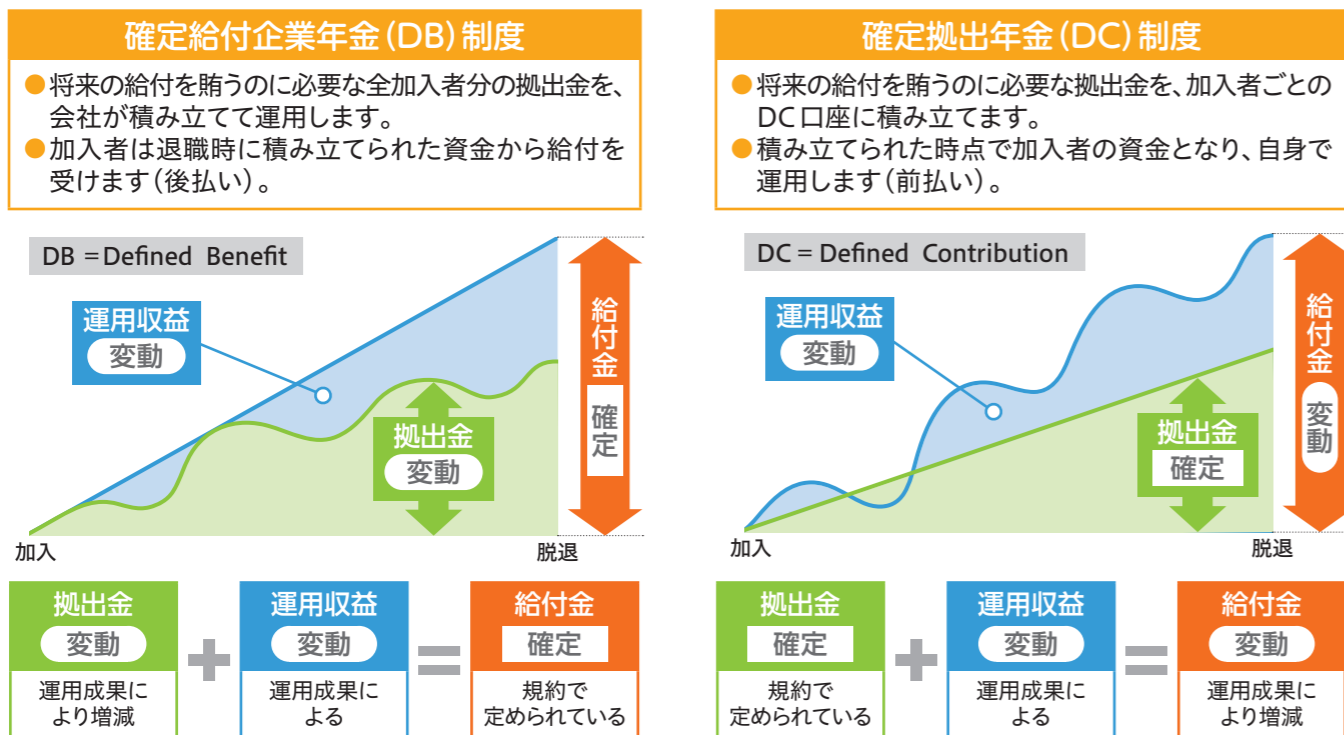
・金額は毎年度見直される場合があります。 ・図の大きさは受取金額に比例しません。

各データの出所等についてはP69～70に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

主な企業年金の種類と特徴

企業年金には主に確定給付企業年金(DB)制度と確定拠出年金(DC)制度の2種類があります。

◆企業年金のタイプ



企業年金の受取方法を選ぶ際のチェックポイント

企業年金は一時金として受け取るか、年金として受け取るかを選択することができます。それぞれの特徴をしっかりと把握し、ご自身に合った受取方法を選択しましょう。

◆制度別のポイント

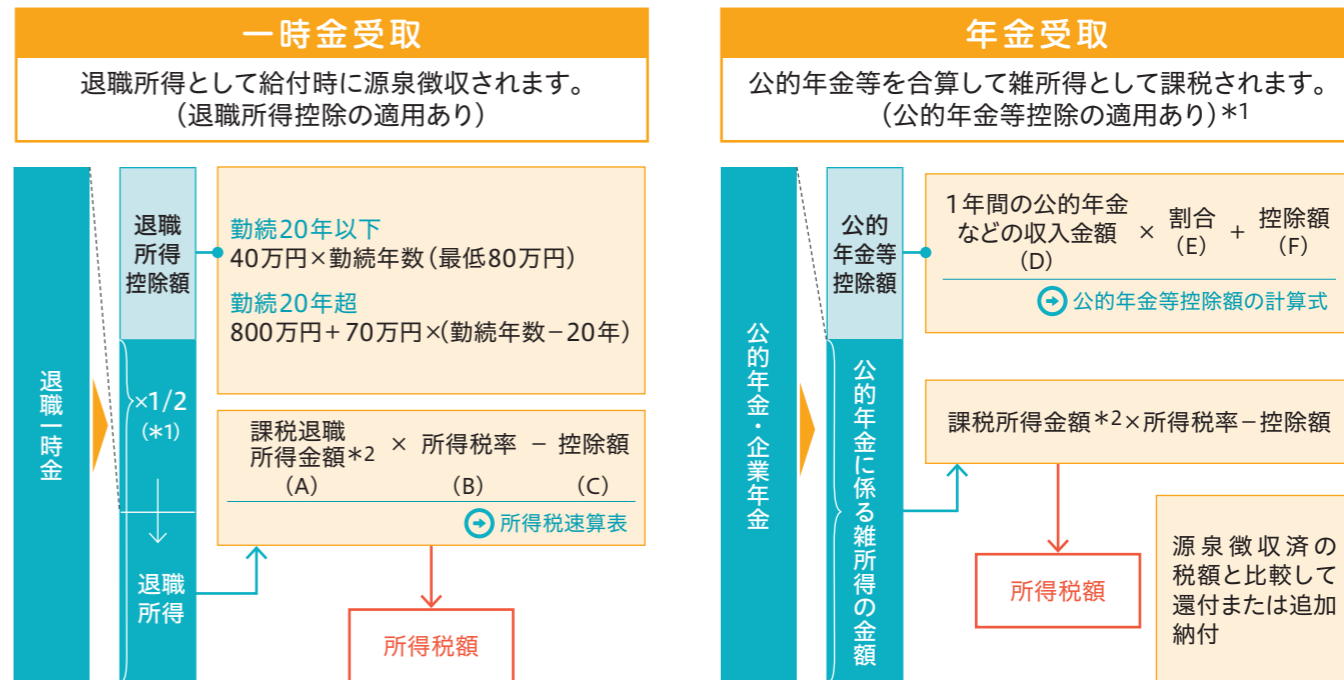
	確定給付企業年金(DB)制度	確定拠出年金(DC)制度
一時金受取	● 給付金額は規約で定められている。	● 自身で運用してきたDC資産を一時金として受け取る。 ● 一時金支払い時に給付事務手数料が自己負担となる場合がある。
年金受取	● 規約で定められた金額を年金として受け取る。(年金資産の運用は会社が行う) ● 受取期間中に金利等が付与されるため、一時金で受け取るより給付される総額が大きくなる。	● 運用を継続しながら年金として受け取るため、運用の結果によって給付される総額が変動する。 ● 年金受取中は事務費や給付事務手数料が自己負担となる場合がある。

◆その他のポイント

一時金受取	● 住宅ローンの繰上返済に充てることで将来の支出負担の軽減が期待できる。 ● 自身の資産運用により、資産がふえる可能性がある。 ● 計画的な活用ができないと、資産が底をつく可能性がある。
年金受取	● 定期的な収入としてセカンドライフの計画が立てやすい。 ● 年金の受取期間を選択できる場合がある。 ● 会社制度によっては、年金受取を開始した後、途中の変更に制限がある場合がある。

一時金受取、年金受取でかかる税金が異なります

企業年金を一時金として受け取るか、年金として受け取るかによって、税金が異なりますので、注意が必要です。



*1 役員としての勤続年数が5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1にできません。また、勤続年数が5年以下で、かつ役員等でない者の退職金について、短期退職等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については、2分の1にできません。

*2 課税退職所得金額 = (退職一時金 - 退職所得控除額) × 1/2
税額は退職所得のみで計算されます。
・住民税も別途計算されます。

◆所得税速算表 (A×B-C)

課税退職所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)
1,000円 ~ 1,949,000円	5%	-
1,950,000円 ~ 3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円 ~ 6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円 ~ 8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円 ~ 39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円 ~	45%	4,796,000円

「退職所得の受給に関する申告書」を提出することにより、退職金について確定申告が不要となります。
2013年から2037年まで各年分の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が上乗せされます。

◆公的年金等控除額の計算式 (D×E+F)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

1年間の公的年金などの収入金額 (D)	割合 (E)	控除額 (F)
1,300,000円以下	-	600,000円
1,300,001円 ~ 4,100,000円	25%	275,000円
4,100,001円 ~ 7,700,000円	15%	685,000円
7,700,001円 ~ 10,000,000円	5%	1,455,000円
10,000,001円以上	-	1,955,000円

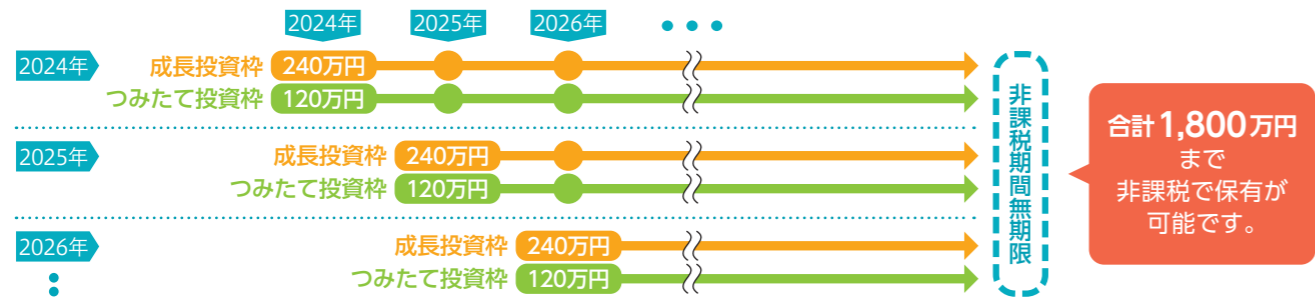
1年間の公的年金などの収入金額 (D)	割合 (E)	控除額 (F)
3,300,000円以下	-	1,100,000円
3,300,001円 ~ 4,100,000円	25%	275,000円
4,100,001円 ~ 7,700,000円	15%	685,000円
7,700,001円 ~ 10,000,000円	5%	1,455,000円
10,000,001円以上	-	1,955,000円

・受給者の年齢が65歳未満であるかどうかの判定は、その年の12月31日の年齢によることとされています。

NISA制度とは

NISA制度とは、NISA口座で上場株式・投資信託等に投資すると、配当所得・譲渡所得が非課税になる制度です。2024年1月より制度の抜本的な拡充・恒久化が図られ、投資可能期間や非課税投資枠などが大きく変更となりました。日本にお住まいの方で、NISA口座を開設する年の1月1日において18歳(1月2日が誕生日の方を含む)以上の方が利用できます。

NISAのイメージ



成長投資枠 (特定非課税投資勘定) のポイント	●自分の好きなタイミングで投資可能	つみたて投資枠 (特定累積投資勘定) のポイント	●長期・積立・分散投資に適したファンドに厳選されている、ファンド選択が“かんたん”		
	●購入方法は一括投資、積立投資の両方可		●購入方法も積立投資に限定されていて、少額から“こつこつ”はじめられます		
●つみたて投資枠と比較して、幅広いファンドへ投資可能(整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等は対象外です。)	●非課税保有限度額まで積立可能で、長期で“じっくり”と資産形成が可能です	年間投資枠	240万円	非課税保有限度額	1,800万円のうち1,200万円
年間投資枠	240万円	年間投資枠	120万円	非課税保有限度額	1,800万円

新旧制度の比較

POINT 1 年間投資枠が拡大されました

POINT 2 非課税期間が無期限となりました

POINT 3 非課税保有限度額の再利用が可能となりました

	これまでのNISA (2023年12月まで)		新しいNISA (2024年1月から)	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
投資可能期間	～2023年12月末		恒久化	
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円 POINT 1
併用可否	併用不可		併用可	
非課税期間	20年間	5年間	無期限	POINT 2
再利用可否	再利用不可		再利用可	POINT 3
非課税保有限度額 (生涯非課税投資枠)	800万円	600万円	1,800万円(うち、成長投資枠は最大1,200万円まで)	
対象年齢	18歳以上		18歳以上	
購入方法	積立投資	一括投資・積立投資	積立投資	一括投資・積立投資
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等*	これまでのつみたてNISA対象商品と同様	上場株式・投資信託等* (一部対象除外あり)

*三井住友信託銀行では、上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っておりません。

- 注意!!**
- NISA制度のご利用にあたっては、金融機関にNISA口座を開設する必要があります。
 - NISA制度に関するご注意事項の詳細は、P71に記載していますので、必ずご覧ください。

◆ 世代別投資例

つ…つみたて投資枠での投資が可能(最大1,800万円) 成…成長投資枠での投資が可能(1,800万円のうち最大1,200万円)

時間をかけて運用はできるけど、手もと資金の不安もあるし無理のない範囲で考えたいな。
こつこつ投資と投資金額の調整で、手もとの資金を確保しつつ将来資金の準備!

【例1】積立投資金額を一定にする
投資期間30年(投資総額1,800万円)

積立投資
月5万円(年間60万円)を30年間投資

【例2】収入の増加に合わせて積立投資金額を増額
投資期間20年(投資総額1,800万円)

毎月の積立額
1～5年 3万円
6～10年 6万円
11～15年 9万円
16～20年 12万円

5年ごとに3万円を増額

すぐには使わない手もとの資金を活用して、セカンドライフの資金を準備したいな。
収入の一部を積み立てながら、手もと資金を活用し、セカンドライフの準備。資金が必要などときには柔軟に取り崩し。

【例】積立投資と一括投資を併用 投資期間15年(投資総額1,800万円)

積立投資 月5万円(年間60万円)を15年間投資

+ 一括投資 毎年7月に150万円を6年間投資し、その後継続保有

長生きにそなえて、資金を長持ちさせたいな。
手もとの余裕資金で運用しながら、100年時代に向けて資金準備!

【例】年数回の一括投資の活用 投資期間5年(投資総額1,200万円)

一括投資 毎年3月と10月に各120万円(年間240万円)投資し、5年間運用

ご参考 積立投資と一括投資の併用

手もと資金を活かし、一括投資を併用することで、将来にそなえた資産形成に役立ちます。

毎月の必要積立額シミュレーション

目標額 2,000万円 投資期間 15年

一括投資金額 (運用利回りは3%として試算)	運用利回り(積立投資分)ごとの必要積立額(月額)			
	0%	3%	5%	7%
0万円	11.1万円	8.8万円	7.6万円	6.4万円
100万円	10.2万円	8.2万円	7.0万円	5.9万円
300万円	8.5万円	6.8万円	5.8万円	4.9万円
500万円	6.8万円	5.4万円	4.6万円	3.9万円
700万円	5.1万円	4.0万円	3.4万円	2.9万円

*上記シミュレーションは、商品の利回り等を保証・示唆するものではありません。また、税金・手数料等は考慮していません。

- 注意!!**
- 投資信託は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、お申込時などに各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P71以降に記載していますので、必ずご覧ください。

個人型 DC (iDeCo) の3つの税制優遇

個人型確定拠出年金制度 (iDeCo) はセカンドライフの資産作りのための制度です。毎月掛金を積み立てながら、自身で運用を行い、運用の結果に基づいた資金を給付金として、原則60歳以降に受け取るものです。

掛金を出すとき	運用するとき	給付を受けるとき										
全額所得控除! 掛金全額が所得控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます	運用益が非課税! 一般の金融商品に比べて有利に運用できます	所得控除の対象! 退職所得控除・公的年金等控除が適用されます										
例 毎月2万円を35年間積み立てた場合 積み立て総額840万円に対して総額 168万円 の税軽減*1	例 毎月2万円を35年間積み立てて利率5.0%で運用した場合 積み立て総額840万円に対して総額 419万円 の税軽減*2	一時金で 受け取る場合 退職所得控除*3の対象となります										
収入(給与等) <table border="1"> <tr> <td>課税所得</td> <td>課税所得</td> </tr> <tr> <td>年間掛金24万円</td> <td>税金がかかりません</td> </tr> </table>	課税所得	課税所得	年間掛金24万円	税金がかかりません	非課税で再投資されます <table border="1"> <tr> <td>税金として徴収されます</td> <td>419万円</td> <td>2,222万円</td> </tr> <tr> <td>元本</td> <td>1,803万円</td> <td>iDeCo</td> </tr> </table>	税金として徴収されます	419万円	2,222万円	元本	1,803万円	iDeCo	年金で 受け取る場合 公的年金等控除の対象となります
課税所得	課税所得											
年間掛金24万円	税金がかかりません											
税金として徴収されます	419万円	2,222万円										
元本	1,803万円	iDeCo										

・確定拠出年金では資産残高に対して別途特別法人税が徴収されますが、2024年2月現在は課税が凍結されています。
 *1 給与に対して20%の税率で35年間課税され続けたと仮定した場合に、35年間の掛金840万円に対する支払税額の合計を計算したものです。税制の変更、所得額等により、結果は異なります。
 *2 1年複利で運用したものと仮定して計算。1万円未満は四捨五入し、事務費等は考慮していません。なお、運用収益に対する課税は一律20%の前提としています。また、各種数値は、一定条件において算出された参考値であり、将来および運用の成果等を約束するものではありません。
 *3 一時金受取の場合、退職所得控除適用額を超える金額の1/2が課税対象となります。

個人型 DC (iDeCo) に加入できる方と掛金限度額

加入資格	掛金限度額		
第1号被保険者 自営業者・フリーランス	年額 816,000円 *2 (月額68,000円)		
第2号被保険者 会社員	厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型 DC いずれも加入していない	年額 276,000円 (月額23,000円)	
	企業型 DC に加入している*1	企業型 DC のみ加入	年額 240,000円 *3 (月額20,000円)
		企業型 DC に加えて厚生年金基金や確定給付企業年金にも加入	年額 144,000円 *4 (月額12,000円)
	厚生年金基金や確定給付企業年金に加入し、企業型 DC には加入していない	年額 144,000円 (月額12,000円)	
公務員・私学共済加入者	年額 144,000円 (月額12,000円)		
第3号被保険者 専業主婦(夫)	年額 276,000円 (月額23,000円)		

*1 企業型 DC に加入している方は、原則、規約の定めなく、iDeCo に加入できます。マッチング拠出を導入している企業の企業型 DC 加入者は、マッチング拠出と iDeCo の選択が可能です。(マッチングと iDeCo の併用は不可です。) マッチング拠出については、お勤めの企業のご担当者様にご確認ください。
 *2 国民年金基金の掛金と付加保険料、および個人型 DC (iDeCo) の掛金を合算した上限額です。
 *3 月額55,000円〜各月の企業型 DC の事業主掛金額=掛金限度額です。ただし、月額20,000円を上限とします。
 *4 月額27,500円〜各月の企業型 DC の事業主掛金額=掛金限度額です。ただし、月額12,000円を上限とします。

◎個人型確定拠出年金(iDeCo)とNISA制度

	個人型確定拠出年金(iDeCo)	NISA制度 (詳細はP41~42へ)	一般的な 証券口座・投信口座
	大	税制面における優遇度	小
税メリット	買付(拠出)時 掛金は全額所得控除	特になし	特になし
	運用時 運用益は非課税	運用益は非課税	特になし (運用益に対して20.315%課税)
	売却(受取)時 退職所得控除または公的年金等控除が適用		
	小	利用面における自由度	大
利用できる人	第1号被保険者(自営業者等) 第2号被保険者(会社員、公務員等) 第3号被保険者(専業主婦(夫)等)	18歳以上 国内居住者	原則、制限なし
利用条件	買付(拠出)額の上限 月額6.8万円*1 月額1.2万円~ 月額2.3万円*2 売却時の制限 原則、60歳まで払い出し不可	NISA制度非課税投資枠が上限 いつでも払い出し可	なし いつでも払い出し可
口座開設の制限	1人1口座のみ	1人1口座のみ	いくつでも開設可

◎生命保険料控除の種類と控除限度額(契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合)

対象となる保険商品例	控除限度額*3	
	所得税	住民税
一般生命保険料控除 終身保険 など	40,000円	28,000円
介護医療保険料控除 医療保険*4 など	40,000円	28,000円
個人年金保険料控除 個人年金保険*5 など	40,000円	28,000円
全体	120,000円	70,000円

3つの控除を合計した適用限度額は**所得税120,000円、住民税70,000円**です。

◎生命保険料控除を受けた場合の税金軽減額の目安

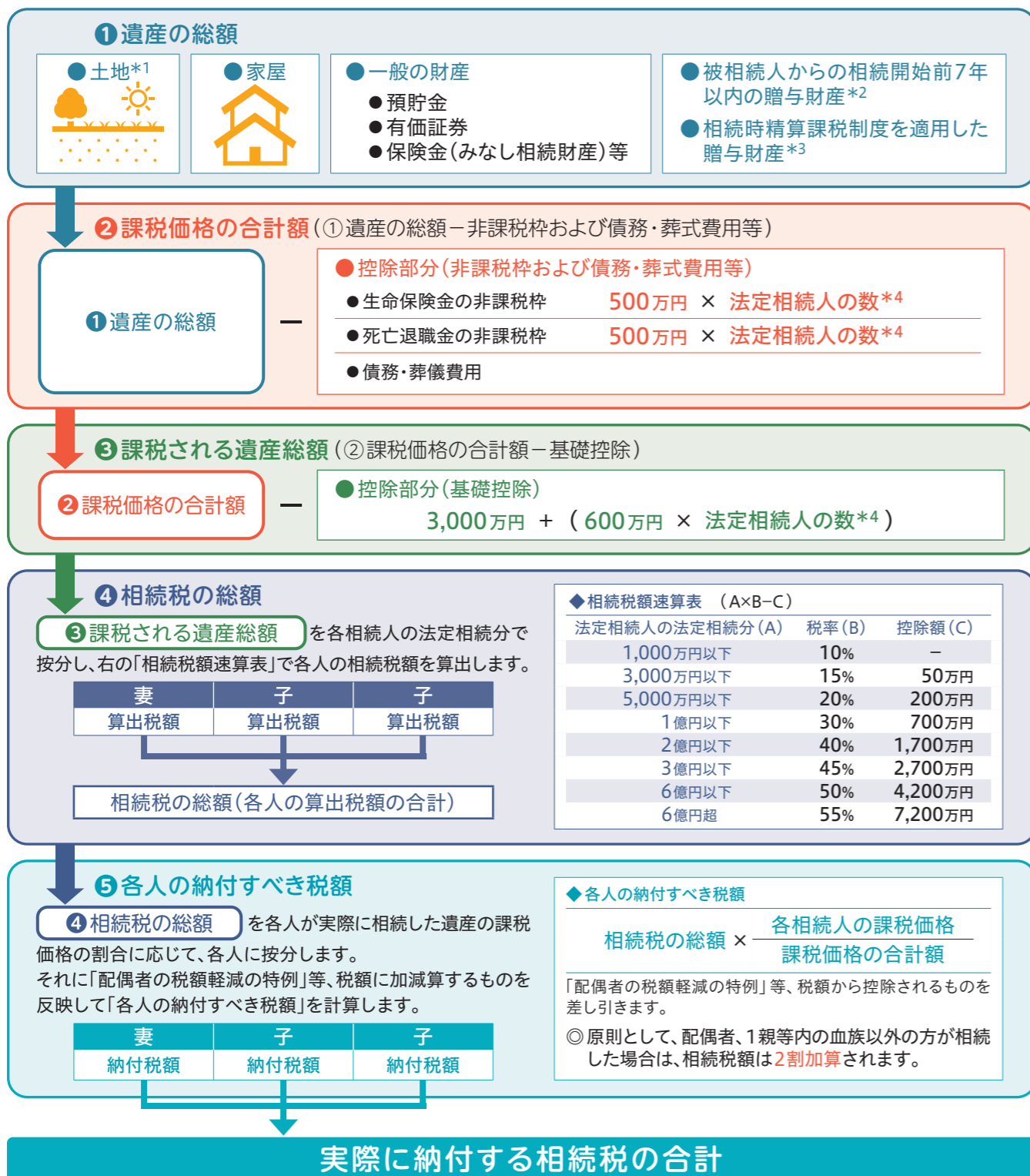
(全ての生命保険料控除の適用が受けられる保険に、それぞれ年間8万円ずつ保険料を支払った場合)

家族構成	年間給与収入金額	所得税12万円、住民税7万円の生命保険料控除を受けた場合			
		合計保険料	所得税(A)*6	住民税(B)	合計額(C)=(A+B)
単身世帯の場合	400万円	240,000円	6,000円	7,000円	13,000円
	600万円	240,000円	12,000円	7,000円	19,000円
夫婦と子1人(大学生)の場合	400万円	240,000円	6,000円	7,000円	13,000円
	600万円	240,000円	6,000円	7,000円	13,000円
	800万円	240,000円	24,000円	7,000円	31,000円

・夫婦は、いずれか1人が年収を得ているケース。・16歳未満の子どもは扶養控除に該当しないため、その子どもを除いて家族構成をみます。例えば、夫婦と16歳未満の子どもであれば「夫婦と子1人の場合」と同様です。

*1 国民年金付加保険料または国民年金基金の掛金との合算枠。
 *2 会社に企業年金がない会社員は月額2.3万円。企業型確定拠出年金に加入しており、会社に他の企業年金がない会社員は月額2万円。企業型確定拠出年金に加入しており、会社に他の企業年金がある会社員は月額1.2万円(企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の同時加入は、企業型確定拠出年金においてマッチング拠出を実施していない企業が、企業型確定拠出年金規約で個人型確定拠出年金の加入を認めた場合のみ可能。なお、2022年10月1日より加入要件が緩和され、企業型確定拠出年金規約で個人型確定拠出年金の加入が認められていない場合も、原則、加入可能となります)。
 *3 各種の年間の支払保険料がそれぞれ**8万円以上**の場合。
 *4 健康祝金が支払われる医療保険などは、介護医療保険料控除の対象とならないことがあります。また、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる医療特約は生命保険料控除の対象となりません。
 *5 以下要件を全て満たした上で、個人年金保険料制適用特約を付加した契約が対象になります。
 ①年金受取人が、保険契約者またはその配偶者のいずれかであること ②年金受取人は、被保険者と同一であること ③保険料払込期間が10年以上あること ④年金の種類が確定年金や有期年金の場合で、年金受取開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ年金受取期間が10年以上であること
 *6 所得税額は社会保険料控除などを考慮したおおよその目安です。

相続税の計算方法



相続税額シミュレーション

配偶者がいる場合(一次相続)

相続財産 (課税価格・ 基礎控除前)	子ども1人		子ども2人		子ども3人	
	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率
5,000万円	40万円	0.8%	10万円	0.2%	0万円	0.0%
6,000万円	90万円	1.5%	60万円	1.0%	30万円	0.5%
7,000万円	160万円	2.3%	113万円	1.6%	80万円	1.1%
8,000万円	235万円	2.9%	175万円	2.2%	137万円	1.7%
9,000万円	310万円	3.4%	240万円	2.7%	200万円	2.2%
1億円	385万円	3.9%	315万円	3.2%	262万円	2.6%
1億2,000万円	580万円	4.8%	480万円	4.0%	402万円	3.4%
1億4,000万円	780万円	5.6%	655万円	4.7%	577万円	4.1%
1億6,000万円	1,070万円	6.7%	860万円	5.4%	767万円	4.8%
1億8,000万円	1,370万円	7.6%	1,100万円	6.1%	992万円	5.5%
2億円	1,670万円	8.4%	1,350万円	6.8%	1,217万円	6.1%
3億円	3,460万円	11.5%	2,860万円	9.5%	2,540万円	8.5%
4億円	5,460万円	13.7%	4,610万円	11.5%	4,155万円	10.4%
5億円	7,605万円	15.2%	6,555万円	13.1%	5,962万円	11.9%

配偶者がいない場合(二次相続)

相続財産 (課税価格・ 基礎控除前)	子ども1人		子ども2人		子ども3人	
	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率
5,000万円	160万円	3.2%	80万円	1.6%	20万円	0.4%
6,000万円	310万円	5.2%	180万円	3.0%	120万円	2.0%
7,000万円	480万円	6.9%	320万円	4.6%	220万円	3.1%
8,000万円	680万円	8.5%	470万円	5.9%	330万円	4.1%
9,000万円	920万円	10.2%	620万円	6.9%	480万円	5.3%
1億円	1,220万円	12.2%	770万円	7.7%	630万円	6.3%
1億2,000万円	1,820万円	15.2%	1,160万円	9.7%	930万円	7.8%
1億4,000万円	2,460万円	17.6%	1,560万円	11.1%	1,240万円	8.9%
1億6,000万円	3,260万円	20.4%	2,140万円	13.4%	1,640万円	10.3%
1億8,000万円	4,060万円	22.6%	2,740万円	15.2%	2,040万円	11.3%
2億円	4,860万円	24.3%	3,340万円	16.7%	2,460万円	12.3%
3億円	9,180万円	30.6%	6,920万円	23.1%	5,460万円	18.2%
4億円	1億4,000万円	35.0%	1億920万円	27.3%	8,980万円	22.5%
5億円	1億9,000万円	38.0%	1億5,210万円	30.4%	1億2,980万円	26.0%

- 相続税額の1万円未満および税負担率の小数第2位を四捨五入しています。
- 被相続人の遺産を法定相続人が法定相続分通りに相続するものとして税額を算出しています(配偶者がいる場合は、配偶者の相続分について「配偶者の税額軽減の特例」を活用しています)。
- 金額は各相続人が納付する相続税の合計額です。
- 本資料は2024年2月現在の税制・関係法令・通達等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱いについては、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

ライフサイクルナビ®で簡単なシミュレーションができます!

贈与の事実を明確にしておくことが大切です

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる(民法第549条)。
生前贈与を行う際は、下記注意点をご確認ください。

1 受贈者の意思確認

暦年贈与は毎年の契約のため、毎年お互いの「あげた」「もらった」という意思を明確にするため、贈与契約書を作成することが大切です。

2 記録化

贈与者の口座から受贈者の口座へ振り込みをするなど、しっかりと贈与した事実を確認できる記録を残すことが大切です。

3 贈与財産の管理

贈与された資金は贈与を受けた方が管理することが大切です。そのためには「受贈者がつかう」ことがポイントです。

課税方法に注意して贈与の方法を決めましょう

- 暦年課税**
- 1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の合計額に課税されます。
 - 贈与税 = (贈与財産 - 基礎控除額 110万円) × 税率 - 速算控除額
 - 相続開始前7年以内の贈与額の合計額が相続財産に加算されます。*
- 相続時精算課税**
- 基礎控除額(年間110万) + 特別控除額(2,500万円のうち前年までに使用していない残額部分)を超えた部分に一律20%課税されます。
 - 精算課税選択後の贈与財産は相続財産に加算します(控除された基礎控除分は除く)。

*2024年1月より、贈与財産の相続財産への加算期間が3年から7年へ延長されました。また、延長された4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。

◆ 贈与税の速算表(暦年課税)

基礎控除前の贈与財産額	直系尊属から受けた贈与(18歳以上)		左記以外	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
110万円超～ 310万円以下	10%	0万円	10%	0万円
310万円超～ 410万円以下	15%	10万円	15%	10万円
410万円超～ 510万円以下	15%	10万円	20%	25万円
510万円超～ 710万円以下	20%	30万円	30%	65万円
710万円超～1,110万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,110万円超～1,610万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,610万円超～3,110万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,110万円超～4,610万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,610万円超	55%	640万円	55%	400万円

• 贈与税は受贈者(贈与を受けた方)が支払います。
• 暦年課税による贈与税は受贈者が1年間(1月1日～12月31日)に110万円超の贈与を受けた場合に申告し、納税します。

贈与金額の目安について確認してみましょう

【例】相続財産1億6,000万円、子ども2人のケース(配偶者がいない場合)における相続税と贈与税のシミュレーション

	暦年贈与しない場合		10年間			
			毎年110万円を2人に贈与した場合		毎年310万円を2人に贈与した場合	
贈与財産	-		2,200万円		6,200万円	
相続財産	1億6,000万円		1億3,800万円		9,800万円	
贈与税額	-		0万円		400万円	
相続税額	2,140万円		1,520万円		740万円	
合計	2,140万円		1,520万円		1,140万円	
税率	13.4%		9.5%		7.1%	

差額 620万円 (贈与税削減)
差額 1,000万円 (相続税削減)

• 本シミュレーションの数値は、あくまで参考値です。

① 相続税の税負担率(配偶者がいない場合) [詳しくは P46へ](#)

相続財産(課税価格・基礎控除前)	子ども1人	子ども2人	子ども3人
5,000万円	3.2%	1.6%	0.4%
6,000万円	5.2%	3.0%	2.0%
7,000万円	6.9%	4.6%	3.1%
8,000万円	8.5%	5.9%	4.1%
9,000万円	10.2%	6.9%	5.3%
1億円	12.2%	7.7%	6.3%
1億2,000万円	15.2%	9.7%	7.8%
1億4,000万円	17.6%	11.1%	8.9%
1億6,000万円	20.4%	13.4%	10.3%
1億8,000万円	22.6%	15.2%	11.3%
2億円	24.3%	16.7%	12.3%
3億円	30.6%	23.1%	18.2%
4億円	35.0%	27.3%	22.5%
5億円	38.0%	30.4%	26.0%

• 税額控除は加味していません。 • 小数第2位を四捨五入しています。

② 贈与税の税負担率

贈与金額(基礎控除前)	税負担率
110万円	0%
150万円	2.7%
200万円	4.5%
250万円	5.6%
300万円	6.3%
350万円	7.4%
400万円	8.4%
450万円	9.1%
500万円	9.7%
550万円	10.5%
600万円	11.3%
650万円	12.0%
700万円	12.6%
750万円	13.6%
800万円	14.6%
850万円	15.5%
900万円	16.3%
950万円	17.1%
1,000万円	17.7%

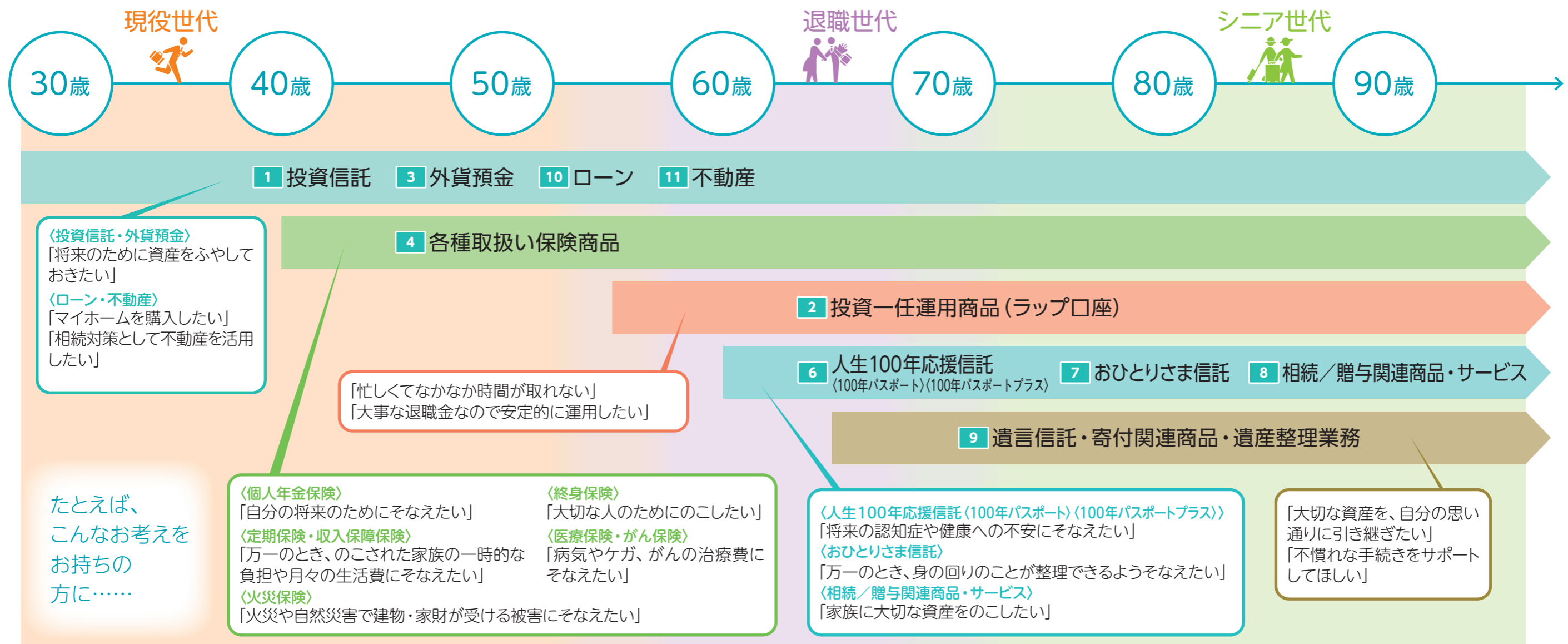
• 贈与の年の1月1日に18歳以上の子・孫が受贈した場合です。
• 小数第2位を四捨五入しています。

贈与税は相続税と比べ高い税率が設定されているものの、いつでも行える利点を活かし相続時の税率よりも低い税率で贈与すれば、有効な財産評価対策となります。

• 本資料は2024年2月現在の税制・関係法令・通達等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱い等については、(顧問) 税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

三井住友信託銀行は、お客さまの「資産運用・資産管理のメインバンク」となることを目指します。お気軽にご相談ください。

	P51	◆ 1 ◆ 投資信託	P62	◆ 6 ◆ 人生100年応援信託〈100年パスポート〉〈100年パスポートプラス〉
	P53	◆ 2 ◆ 投資一任運用商品(ラップ口座)	P63	◆ 7 ◆ おひとりさま信託
	P55	◆ 3 ◆ 外貨預金	P64	◆ 8 ◆ 相続／贈与関連商品・サービス
	P57	◆ 4 ◆ 各種取扱い保険商品	P65	◆ 9 ◆ 遺言信託・寄付関連商品・遺産整理業務
	P61	◆ 5 ◆ 人生安心パッケージ	P67	◆ 10 ◆ ローン
			P68	◆ 11 ◆ 不動産



5 人生安心パッケージは、2 に付帯するサービスです。

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP71以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 投資信託

投資信託の特徴

少額の資金から投資がはじめられます。

当社では1万円から手軽にはじめられます。

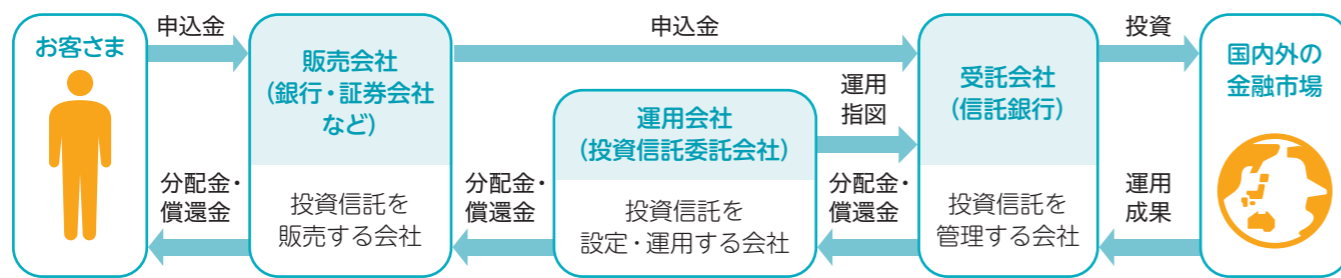
「運用のプロ」に任せられます。

運用の専門家が投資家に代わって運用を行うため、専門的な知識は必要ありません。

分散投資により安定した投資成果が期待できます。

投資信託は1つの商品が複数の投資対象に分散投資をしているので、リスクの抑制効果が期待できます。

投資信託の仕組み



投資対象とする主な資産

債券

利子収入の積み上げによる、安定的な金利収入に期待します。

- 国や一般企業などが、投資家から資金を調達するために発行します。
- 債券に投資すると、一般的には定期的に利子収入を受け取ることができます。
- 原則として、満期を迎えると額面金額である償還金が受け取れるため、投資資産の安定性が期待できます。

REIT (リート)

賃料収入を主な収入源とし、相対的に安定した配当利回りに期待します。

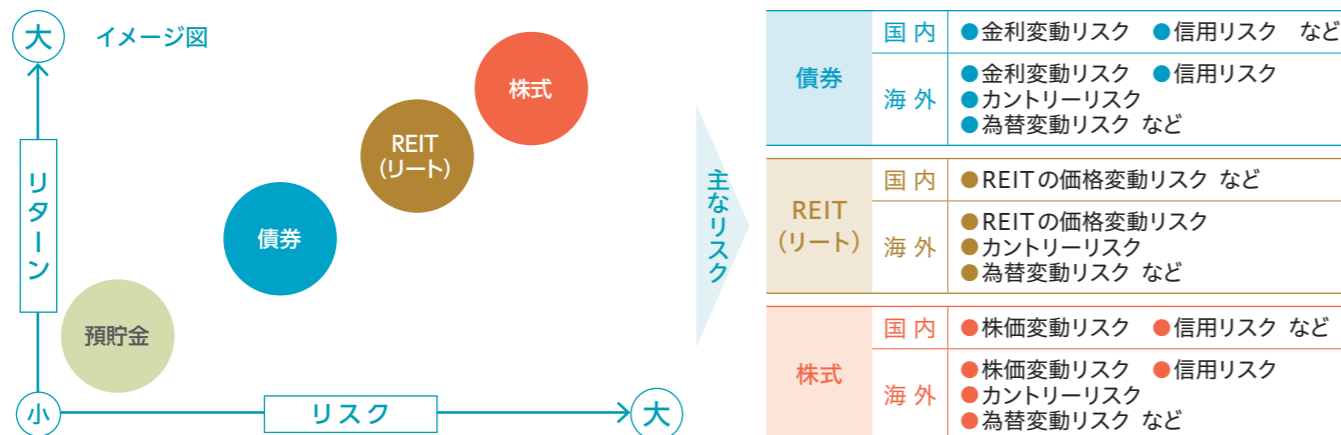
- 投資家から集めた資金を、主に不動産で運用する投資信託です。
- リートに投資すると、賃料収入などに基づく相対的に安定した利回りの配当収入や、また景気が良好な場合には、組み入れている不動産の資産価値や賃料収入の上昇によるリート価格の値上がり益にも期待できます。

株式

企業の成長による値上がり益の獲得を期待します。

- 一般企業が、投資家から資金を調達するために発行します。
- 株式に投資すると、企業業績や景気などが良好な場合、配当金や株価の値上がり益に期待できるため、投資資産の成長性が期待できます。

◆ 主な投資対象とリスクとリターンの関係



投資信託の主なリスク

株価変動リスク	株価変動リスクとは、経済情勢の変化等により、株価が変動するリスクをいいます。
REIT (リート) の価格変動リスク	REITの価格変動リスクとは、経済情勢の変化、不動産市況(賃料相場、空室率、不動産価格)の変化等によりREITの価格が変動するリスクをいいます。
為替変動リスク	為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く(=円高)なれば基準価額の下落要因となり、強く(=円安)なれば基準価額の上昇要因となります。
金利変動リスク	金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、基準価額の下落要因となります。また、金利が低下した場合には、債券価格は上昇し、基準価額の上昇要因となります。
信用リスク	信用リスクとは、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。
カントリーリスク	カントリーリスクとは、投資対象となる国・地域において、政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けるリスクをいいます。
流動性リスク	流動性リスクとは、短期間に相当金額の解約申込みがあった場合等、当ファンドの保有資産を大量に売却せざるを得ない場合に、市場動向や取引量等の状況により基準価額が大きく変動するリスクをいいます。

上記は投資信託の主なリスクについて記載したものであり、全てを説明しているものではありません。

投資信託の主な費用

購入時	購入時手数料	● 通常、購入価額に一定の手数料率を乗じて算出されます。(購入時手数料がかからない投資信託(ノーロードファンド)もあります)
保有期間中	信託報酬	● 投資信託を運用・管理するための費用です。 ● 信託財産の中から間接的に支払われます。
	監査報酬 組入る有価証券の 売買手数料	● 投資信託は原則、決算ごとに監査法人などから監査を受ける必要があり、その監査に要する費用です。 ● 投資信託に組み入れている有価証券の売買時に支払う売買委託手数料などで、信託財産から支払われます。
換金時	信託財産留保額	● 投資信託を解約する際、信託財産に留保する費用です。(信託財産留保額がかからない投資信託もあります)

上記は投資信託の主な費用について記載したものであり、全てを説明しているものではありません。

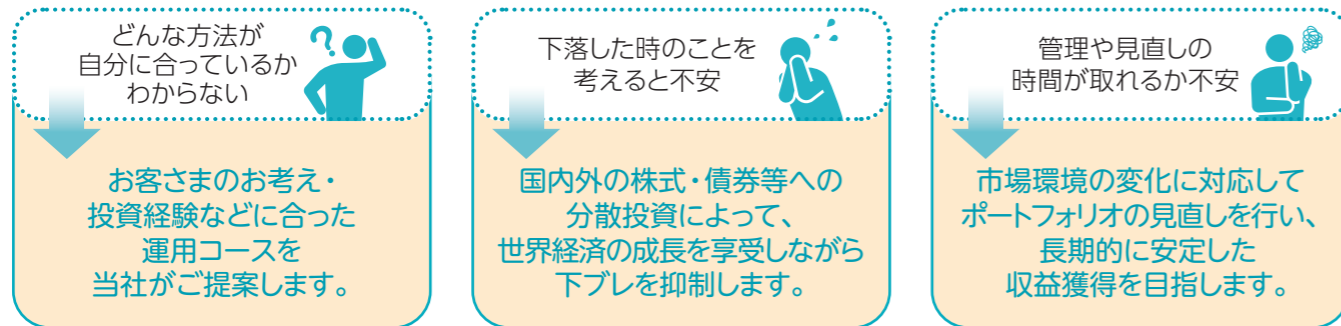


● 投資信託は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、お申込時などに各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P71に記載していますので、必ずご覧ください。

2 投資一任運用商品 (ラップ口座)

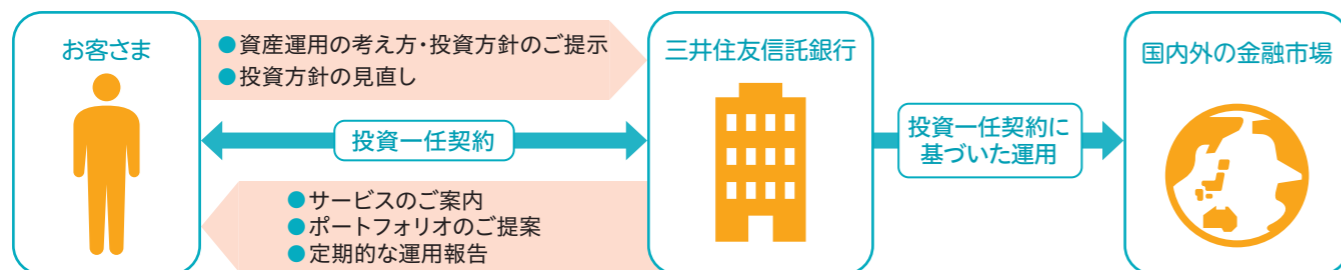
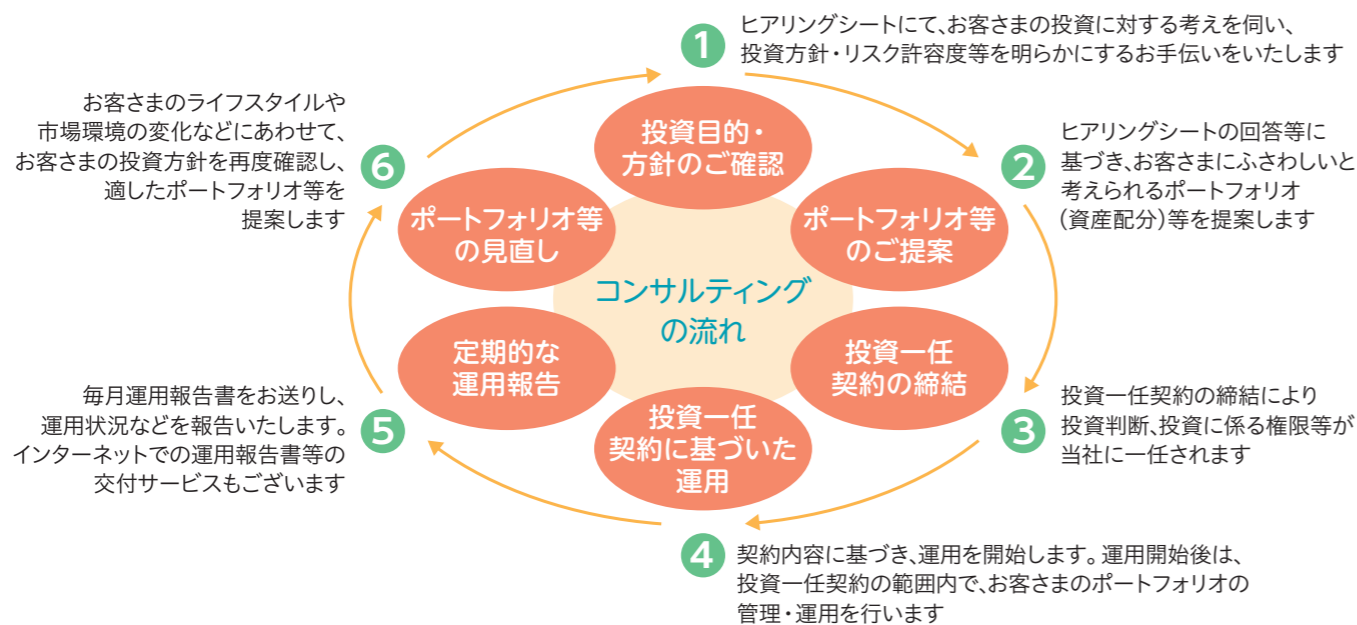
ラップ口座の特徴

ラップ口座を活用することで、資産運用によくあるお悩みを解決することができます。



三井住友信託ファンドラップは、徹底した分散投資を通じて世界経済の中長期の成長を享受し、お客さまからお預かりした大切なご資産を育てていきます。

ラップ口座の仕組み

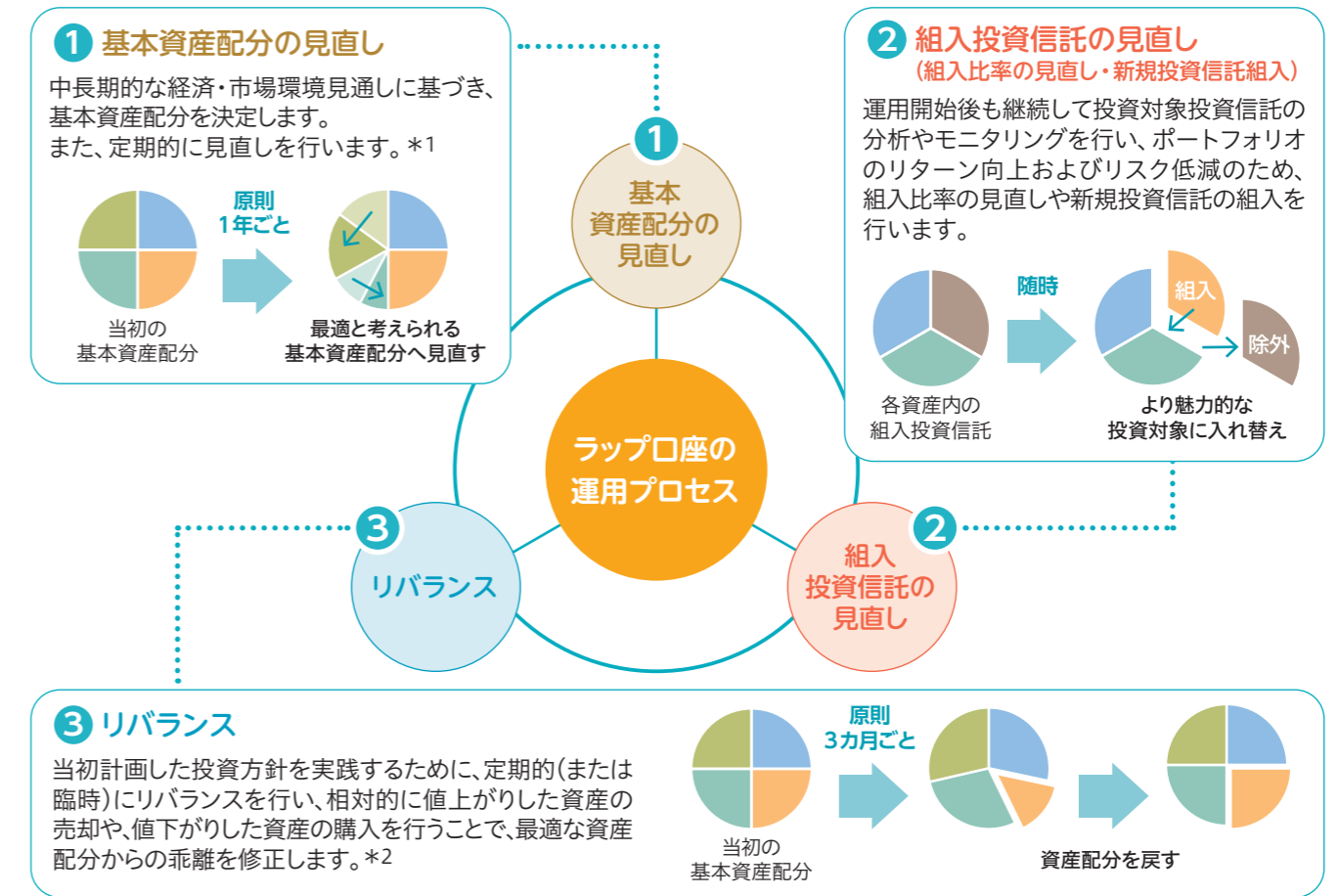


ラップ口座ご契約時の無料の保障サービス「人生安心パッケージ」についてはP61をご覧ください。

注意!! 投資一任運用商品は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P71に記載していますので、必ずご覧ください。

ラップ口座の運用

◆ラップ口座の運用プロセス



*1 市場環境の急激な変化に応じて、リスク低減等を目的として、基本資産配分の臨時の見直しを行うことがあります。
*2 市場環境等によっては、定期的なリバランスを行わない場合があります。

◆三井住友信託ファンドラップ(8資産分散型)と国内株式の推移・リターン(2009年2月12日~2023年7月31日)



始点となる2009/2/12を起点に期間中の累積収益率の推移を表示しています。

本ページにおけるファンドラップのモデルリターンは、三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬を控除したシミュレーションです。シミュレーションの作成基準については、P73をご参照ください。

認知症など判断能力低下による困りごとの「そなえ」として、人生100年応援信託〈100年パスポートプラス〉が便利です。詳しくはP62をご参照ください。

3 外貨預金

外貨預金の特徴

海外の好金利が期待できます。

当社では米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル、ユーロ、英ポンドの5通貨から選択できます。

分かりやすい商品性です。

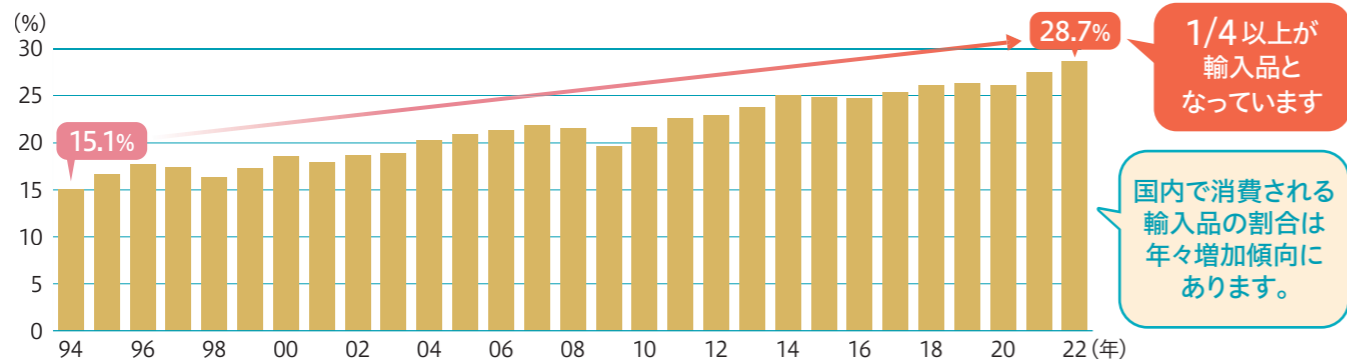
為替変動リスクは伴いますが、外貨定期預金ではお預入時点で満期時の外貨建元本とお利息が確定します。

費用は為替手数料のみです。

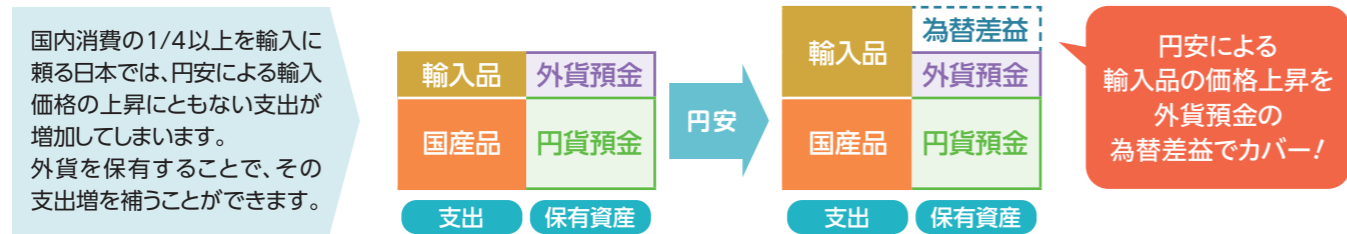
三井住友信託ダイレクトなら、店頭でのお手続きより為替手数料がお得になります。

外貨の保有割合の考え方

◆国内で消費されるモノ・サービスのうち輸入品が占める割合(輸入浸透度*)

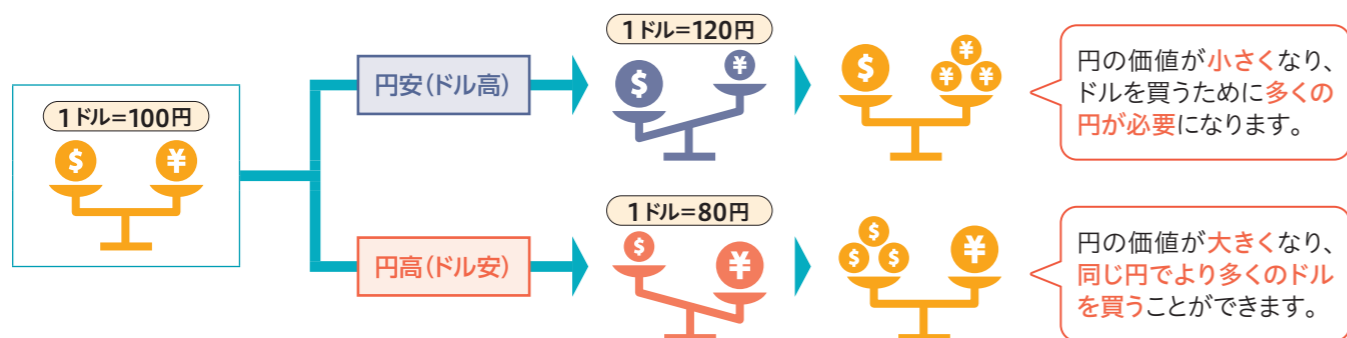


*輸入浸透度: 財・サービス輸入 ÷ (民間消費+企業設備投資)



円高と円安のイメージ

【例】1米ドル=100円 → 1米ドル=120円になると円安(ドル高)、
1米ドル=100円 → 1米ドル=80円になると円高(ドル安)と言います



為替が動く主な要因

金利情勢

例 米国の金利が日本に比べて高い場合

米国の金利が高いなあ米国の国債を買おう!

米ドルの需要増加 → 米ドル高・円安

米ドルを買うために円を米ドルに交換

貿易収支

例 日本から米国向けの輸出が拡大した場合

輸出拡大

代金支払(米ドル)

円の需要増加 → 円高・米ドル安

受け取った代金(米ドル)を円に交換

物価

例 同じ品質のハンバーガーが日本では300円、米国では3ドルで売られていた場合

3ドル=300円 (1ドル=100円)

日本の物価が上昇してハンバーガーが450円になったら...

3ドル=450円 (1ドル=150円)

日本の物価のみが上昇

円の価値は下落 → 米ドル高・円安

プラスα 国の信用格付け 国の信用格付けは、当該国の通貨を変動させることもあることから、金利の高さだけでなく、信用格付けの高さもその通貨が買われやすいポイントとなります。

その他の為替変動要因には、為替介入、政治的要因、地域紛争・戦争等があります。

金利(複利)の効果と為替の考え方

【例】1,000万円を1米ドル=100円で米ドルに交換し、米ドルの1年定期預金(元本10万米ドル、金利年1%*1)に預け入れ、10年間元利継続した場合

複利計算方法*2

原資 × (1+利率)^{期間}

約 +10.4%

10万米ドル × (1+0.01)¹⁰ = 約11万462米ドル

	円換算時のレート(為替手数料含む)	円換算額
為替	元本を下回らない 損益分岐レート	
	1米ドル = 120円の場合	13,255,465円
	1米ドル = 100円の場合	11,046,221円
	1米ドル = 90.53円の場合	10,000,144円
	1米ドル = 80円の場合	8,836,977円

*1 金利は税引前であり、利息には20.315%の税金(復興特別所得税0.315%を含む)がかかります。
*2 計算を単純化するために利息にかかる税金を除外しています。

上記シミュレーションの金利および為替レートは、外貨預金および為替相場について説明するためのもので、実際の取引とは異なります。
お取引時の外貨預金金利や適用外国為替レートは、当社ホームページなどでご確認ください。

外貨積立サービスもご用意しております

三井住友信託銀行なら、預入額が手数料がいつでも無料(0%)!

外貨積立サービス

注意!! 外貨預金は、外国為替相場等の変動により損失が生じる場合があります。また、取引時に為替手数料がかかります。詳しくは、P71に記載していますので、必ずご覧ください。

4 各種取扱い保険商品

当社で取り扱っている保険の“カタチ”

人生100年時代、お客さまが抱えるさまざまな“お考え”やご不安に寄り添う保険の“カタチ”を、幅広い商品ラインアップからご提案します。

払込方法	一時払 保険料を契約の時にまとめて払い込むタイプです。	運用方法	定額 一般勘定で運用します。契約時に予定利率が確定しています。
	平準払 保険料を毎月、毎年など定期的に払い込むタイプです。		変額 特別勘定(ファンド等)で運用します。運用実績に応じて価格が変動します。
通貨	円貨	外貨 「保険料」の払込通貨や「保険金・解約返戻金」の受取通貨を選べる商品もあります。	

保険でそなえられる“お考え”と保険の種類

生きていく間の不安	老後 生活費・年金	<p>自分の将来に向けて「ふやしたい」けれど、どれくらい増えるかわからないのは不安…</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約時に、将来受け取れる金額の目安が分かるので、安心です。
		<p>すぐに受け取れる年金など、定期的な収入を確保したい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約後、すぐに年金を受け取ることも、一定期間据え置いてから受け取ることもできます。 ●被保険者をご存命の限り、年金受取人は一生涯年金を受け取ることができます。
		<p>金利で増えた分を自分で受け取りながら、万一の場合は家族に「のこしたい」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年、定期的にお金を受け取れます。 ●万一の場合、一時払保険料相当額を大切なご家族にのこせます。
健康	介護・認知症	<p>介護が必要になった場合、介護費用が払えるか不安だわ…</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の状態と認定された場合、一時金や年金で保険金を受け取れます。 ●万一の場合、一時払保険料相当額以上のご資金を大切なご家族にのこせます。

代表的な保険の“カタチ”と特徴

	<table border="1"> <tr><th colspan="2">払込方法・運用方法・通貨</th></tr> <tr><td>主な払込方法</td><td>一時払 平準払</td></tr> <tr><td>主な通貨</td><td>円貨 外貨</td></tr> <tr><td>主な運用方法</td><td>定額 変額</td></tr> </table>	払込方法・運用方法・通貨		主な払込方法	一時払 平準払	主な通貨	円貨 外貨	主な運用方法	定額 変額
払込方法・運用方法・通貨									
主な払込方法	一時払 平準払								
主な通貨	円貨 外貨								
主な運用方法	定額 変額								
	<table border="1"> <tr><th colspan="2">払込方法・運用方法・通貨</th></tr> <tr><td>主な払込方法</td><td>一時払 -</td></tr> <tr><td>主な通貨</td><td>- 外貨</td></tr> <tr><td>主な運用方法</td><td>定額 -</td></tr> </table>	払込方法・運用方法・通貨		主な払込方法	一時払 -	主な通貨	- 外貨	主な運用方法	定額 -
払込方法・運用方法・通貨									
主な払込方法	一時払 -								
主な通貨	- 外貨								
主な運用方法	定額 -								
	<table border="1"> <tr><th colspan="2">払込方法・運用方法・通貨</th></tr> <tr><td>主な払込方法</td><td>一時払 -</td></tr> <tr><td>主な通貨</td><td>- 外貨</td></tr> <tr><td>主な運用方法</td><td>定額 変額</td></tr> </table>	払込方法・運用方法・通貨		主な払込方法	一時払 -	主な通貨	- 外貨	主な運用方法	定額 変額
払込方法・運用方法・通貨									
主な払込方法	一時払 -								
主な通貨	- 外貨								
主な運用方法	定額 変額								
	<table border="1"> <tr><th colspan="2">払込方法・運用方法・通貨</th></tr> <tr><td>主な払込方法</td><td>一時払 平準払</td></tr> <tr><td>主な通貨</td><td>円貨 外貨</td></tr> <tr><td>主な運用方法</td><td>定額 変額</td></tr> </table>	払込方法・運用方法・通貨		主な払込方法	一時払 平準払	主な通貨	円貨 外貨	主な運用方法	定額 変額
払込方法・運用方法・通貨									
主な払込方法	一時払 平準払								
主な通貨	円貨 外貨								
主な運用方法	定額 変額								

上記内容は一般的な個人年金保険・終身保険について記載しており、契約形態・商品等によって詳細は異なります。また、このイメージ図は、将来の死亡保険金額・積立金額等を保証するものではありません。

注意!! ●保険商品には商品ごとの特性に応じたリスクがあります。外貨建ての場合は、為替変動リスクがあり、外国為替相場の動向によっては、円換算後の年金原資や死亡給付金額などが払込保険料を下回ることがあります。また、ご契約時等に各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P72に記載していますので、必ずご確認ください。

4 各種取扱い保険商品

保険でそなえられる“お考え”と保険の種類

代表的な保険の“カタチ”と特徴

働けなくなった場合・万一の場合のご不安	整理資金 相続税負担・葬儀費用など	<p>子どもや孫へ大切な資産をわたしたい</p> <p>終身保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎年、所定の金額を受取人に振り込み、資産を渡すことができます。 ● 資産をあらかじめ相続人等へ渡すことで、相続税課税対象財産を減らし、相続税軽減効果が期待できます。 	<p>生存給付金 一時払保険料 死亡保険金額 生存給付金支払10回(10年) 本人(贈与者) 契約日 保険期間(終身) 生存給付金受取(受贈者) 一生涯にわたる死亡保障</p>	<p>払込方法・運用方法・通貨</p> <table border="1"> <tr><td>主な払込方法</td><td>一時払</td><td>—</td></tr> <tr><td>主な通貨</td><td>円貨</td><td>外貨</td></tr> <tr><td>主な運用方法</td><td>定額</td><td>変額</td></tr> </table>	主な払込方法	一時払	—	主な通貨	円貨	外貨	主な運用方法	定額	変額
		主な払込方法	一時払	—									
	主な通貨	円貨	外貨										
	主な運用方法	定額	変額										
<p>自分に万一のことがあった場合、大きな保障を家族にのこしたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 万一の場合、払込保険料以上のご資金を大切なご家族にのこせます。 	<p>一時払保険料 死亡保険金額 契約日 保険期間(終身) 一生涯にわたる死亡保障</p>	<p>払込方法・運用方法・通貨</p> <table border="1"> <tr><td>主な払込方法</td><td>一時払</td><td>平準払</td></tr> <tr><td>主な通貨</td><td>円貨</td><td>外貨</td></tr> <tr><td>主な運用方法</td><td>定額</td><td>変額</td></tr> </table>	主な払込方法	一時払	平準払	主な通貨	円貨	外貨	主な運用方法	定額	変額		
主な払込方法	一時払	平準払											
主な通貨	円貨	外貨											
主な運用方法	定額	変額											
家族の生活 生活費・教育費	<p>万一の時や働けなくなったときの家族の生活費が心配...</p> <p>収入保障保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 万一の場合、『死亡保険金』を月々定額で受け取ることで、のこされた家族の生活費の負担にそなえることができます。 	<p>死亡保険金額 年金支払期間 支払事由に該当 支払事由に該当した際の死亡保険金額をもとに保険期間満了日まで年金として支払われる 契約日 30歳 40歳 50歳 60歳 満了日</p>	<p>払込方法・運用方法・通貨</p> <table border="1"> <tr><td>主な払込方法</td><td>—</td><td>平準払</td></tr> <tr><td>主な通貨</td><td>円貨</td><td>—</td></tr> <tr><td>主な運用方法</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	主な払込方法	—	平準払	主な通貨	円貨	—	主な運用方法	—	—	
	主な払込方法	—	平準払										
主な通貨	円貨	—											
主な運用方法	—	—											
<p>保険料は抑えたいけど、子どもが小さい間は万一のときの保障を手厚くしたい</p> <p>定期保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 万一の場合、『死亡保険金』を一括で受け取ることで、のこされた家族の一時的な負担にそなえることができます。 	<p>死亡保険金額 更新 更新 契約日 保険期間 満了日 保険期間 満了日 保険期間 満了日</p>	<p>払込方法・運用方法・通貨</p> <table border="1"> <tr><td>主な払込方法</td><td>—</td><td>平準払</td></tr> <tr><td>主な通貨</td><td>円貨</td><td>—</td></tr> <tr><td>主な運用方法</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	主な払込方法	—	平準払	主な通貨	円貨	—	主な運用方法	—	—		
主な払込方法	—	平準払											
主な通貨	円貨	—											
主な運用方法	—	—											

その他のご不安	<p>医療保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 病気やケガで入院した場合や手術を受けた場合、『給付金』を受け取ることで治療費の負担にそなえることができます。 	<p>がん保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療保険の一種で、がんと診断された場合、『給付金』を受け取ることで治療費の負担にそなえることができます。 	<p>火災保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火災や自然災害で建物・家財等の大切なご資産が被害を受けたときにそなえることができます。
---------	---	---	--

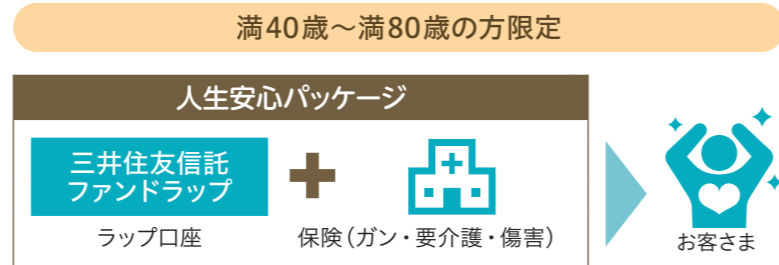
上記内容は一般的な個人年金保険・終身保険について記載しており、契約形態・商品等によって詳細は異なります。また、このイメージ図は、将来の死亡保険金額・積立金額等を保証するものではありません。

● 保険商品には商品ごとの特性に応じたリスクがあります。外貨建ての場合は、為替変動リスクがあり、外国為替相場の動向によっては、円換算後の年金原資や死亡給付金額などが払込保険料を下回ることがあります。また、ご契約時等に各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P72に記載していますので、必ずご確認ください。

5 人生安心パッケージ

ラップ口座(三井住友信託ファンドラップ)専用サービス

ラップ口座に、ガンや介護、ケガといった健康リスクへの保障を付加するサービスです。
万が一お客様の健康が損なわれたり(ガン・要介護)、ケガで死亡・入院等された場合には、保険金が支払われます。



お客様の**保険料の負担はなし!**(当社が全額負担)

..... 満40歳～満65歳の方 満66歳～満80歳の方

ご契約金額500万円を1口として、1口ごとにガン・介護・傷害保障のいずれかを選択。
(2口以上のご契約の場合、異なる保障の組み合わせも可能)

ご契約金額500万円を1口として、傷害保障(ケガによる死亡・後遺障害、入院および手術の保障サービス)をご用意。

人生安心パッケージ
サービスイメージ



*各保障サービスの詳細および保険金額等は、人生安心パッケージのパンフレット等をご確認ください。

ガン保障	ガンによる通算*31日以上入院となった場合： 100万円	<ul style="list-style-type: none"> 三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ10口を限度とします。
	* 退院日の翌日から180日以内に開始した入院の入院日数を通算します。180日を経過した後開始した入院は通算されません。	
介護保障	要介護2以上の認定となった場合： 100万円	<ul style="list-style-type: none"> 三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ20口を限度とします。
傷害保障	ケガを原因として次の状態となった場合 <ul style="list-style-type: none"> ●死亡：200万円 ●後遺障害：最高200万円(障害の程度により異なります。) ●入院：日額5,000円(30日を限度とします。) ●手術：入院中に受けた手術50,000円 外来手術25,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ●事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の死亡、後遺障害、入院および手術は支払いの対象とはなりません。 ●同一保障年度内に発生した事故により、既に後遺障害保険金が支払われたことがある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を控除した残額を限度としてお支払いします。 ●三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ5口を限度とします。

ラップ口座の契約終了時やご契約金額が500万円を下回る減額時などには、本サービスは終了いたします。

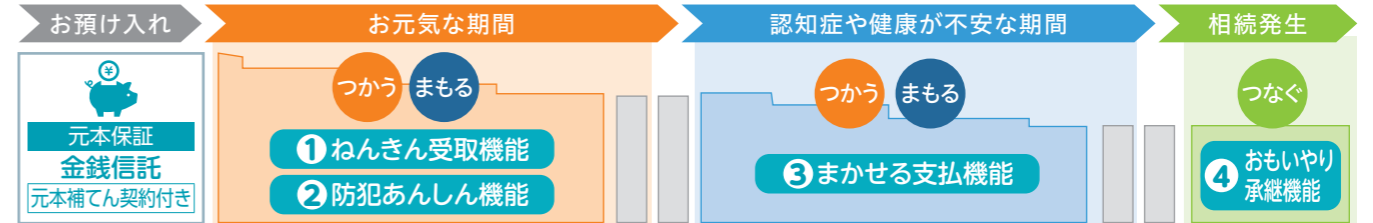
● サービスについて、詳しくはお近くの窓口までお問い合わせいただくか、当社ホームページにてご確認ください。

6 人生100年応援信託<100年パスポート> 人生100年応援信託<100年パスポートプラス>



将来の認知症や健康への不安にそなえることで、
お客さまとご家族の人生100年に安心をご提供します。

大切な資産をしっかりと、便利につかいつながりながらご家族へスムーズにつなぐ。日々の暮らしの充実や不安の解消に向け、さまざまなサービスを活用できる。人生100年時代を安心して過ごすための、頼れる信託商品です。



ワンパッケージのえらべる4つの機能

①ねんきん受取機能 金額指定 口座指定	日々の生活費を月1回*1定期的にお受け取りいただけます。充実した暮らしのための支出や生前贈与にも活用できます。	つかう
②防犯あんしん機能 同意者指定	年間17,000件*2にのぼる特殊詐欺被害などに備えて、お支払いの際の同意者をあらかじめ指定できます。	まもる
③まかせる支払機能 (年金型+目的内随時型) 金額指定 口座指定 手続代理人指定 同意者指定	認知症や健康への不安に備えて、支払い手続きの代理人をあらかじめ指定できます(4親等内の親族、弁護士、司法書士、税理士を2名までご指定いただけます)。 ● 毎月の生活費等の受け取り(毎月30万円まで)ができます。年1回増額(30万円まで)が可能です。 ● 上記以外に 医療費、介護費、住居費、税金・社会保険料 のお支払いができます。	つかう まもる
④おもしろ承継機能*3 金額指定 承継先指定	ご相続発生時に、あらかじめご指定いただいた相続人の方などに500万円までのご資金をスムーズにお支払いします。	つなぐ

*1 毎月15日(15日が銀行休業日の場合は前営業日) *2 警察庁WEBサイト「特殊詐欺の被害状況」より。2022年は17,570件、総額約371億円の被害が発生しています。 *3 家族おもしろ信託(一時金型)との併用はできません。

◆100年パスポート・100年パスポートプラス比較

商品名	100年パスポート	100年パスポートプラス
特長	4つの機能を組み合わせ、お客さま一人ひとりにあった安心をご提供します。 あらかじめ将来に向けて必要な資金を用意しておき、お元気な期間から、認知症発症や相続発生までの間を安心して過ごすために資金を活かすことができます。	100年パスポートの機能にプラスして、人生100年に向け、将来に備え資産運用*で資金を増やす期待を持ちながら、健康がご不安な期間など資金が必要な時に使えるお金を備えることができる商品です。
お申込み金額	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込金額は500万円以上(1円単位) ●追加信託の金額は1回100万円以上(1円単位) 	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込金額は1万円以上(1円単位) (三井住友信託ファンドラップのご契約金額、または投資信託のご購入金額と時価評価額の合計金額は500万円以上(1円単位)) ●追加信託の金額は1回100万円以上(1円単位)
設定時報酬	設定する金額に対して1.10%(信託金額×1.00%(1円未満切り捨て)+消費税等で計算します)	
追加信託時報酬	最低報酬額(新規設定時): 77,000円、上限額: 110万円	上限額: 110万円
管理報酬	管理報酬支払いプランからご選択いただけます。	
運用報酬	信託金を運用した収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額	

*運用対象商品は、三井住友信託ファンドラップまたは投資信託です。運用商品についてはP51～54をご覧ください。

詳しくは、最新の商品パンフレットまたは当社ホームページにてご確認ください。



● 投資信託、投資一任運用商品は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、お客さまにご負担いただく費用があります。

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP71以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

7 おひとりさま信託



おひとりさま信託・おひとりさま信託〈生命保険型〉

人生100年時代を生きるおひとりさまの“終活”を応援します。

家財の片付けや役所の諸手続等の死後の身の回りのこと(死後事務)を生前準備からサポート。お客さまの思いに沿った死後事務をお手伝いします。*

*死後事務の履行は一般社団法人安心サポートをご紹介します。

◆おひとりさまの万一のとき、気になる身の回りのこと(死後事務)

片付けのこと	パソコンやスマホのデータの消去	家財の整理	身近な人への形見分け	ペットを託し先へ搬送
お葬式・お墓のこと	入院費用の精算	老人ホーム等の退所手続き	友人やお世話になった人への訃報連絡	葬儀の手配 埋葬の手配
手続きのこと	年金・介護保険の資格抹消	電気、水道、ガス等の公共サービスの解約	行政関係届出	クレジットカードの解約

◆おひとりさま信託の4大ポイント

Point 1

「未来の縁-ingノート」で身の回りのご希望を記録できます。*

Point 2

死後事務を履行する「一般社団法人安心サポート」をご紹介します。

Point 3

将来に備えて事前に「死後事務」の費用や寄付の資金を管理します。

Point 4

「SMS安否確認」で定期的に、お客さまの安否確認を行います。

*エンディングノートは当社でデータにて管理。スマホやパソコンから参照が可能です。

◆おひとりさま信託は2つのタイプから選択できます

	金銭信託タイプ	生命保険タイプ
商品名	おひとりさま信託	おひとりさま信託〈生命保険型〉
特長	元本保証(元本補てん契約が付与されています)の金銭信託により、万一の身の回りのことや相続・寄付の準備ができます。最低預入金額は300万円です。 	生命保険契約を活用することで、比較的少ない金額から、万一の身の回りのことや相続・寄付の準備を始められます(生命保険契約の保険料はお客さまの負担になります)。
主なお申込みの条件等	一般社団法人安心サポートとの死後事務委任契約の締結が必要です。その他、引受条件についてはお問い合わせください。	左記に加えて、当社が募集する生命保険をご契約いただく必要があります。
ご注意いただきたい事項	信託設定時および信託終了時に信託報酬をお支払いいただきます。	生命保険は、為替変動等の影響により、死亡保険金や解約返戻金の円換算後の金額が払込保険料を下回ることがあります。信託設定時および信託終了時に信託報酬をお支払いいただきます。
主な費用(税込)	以下の金額を信託財産からお支払いいただきます。 ・設定時信託報酬: 33,000円 ・終了時信託報酬: 110,000円 + 6,600円 × 契約年数(1年未満は切り捨て)	左記の費用に加えて、死亡保険金受取時に保険契約が複数あった場合、2契約目以降55,000円が加算されます。上記の他に保険契約に係る費用が必要です。



●生命保険には年齢の上限や、保険会社による診査がございます。その他、詳しくはP72に記載していますので、必ずご覧ください。

8 相続／贈与関連商品・サービス



暦年贈与サポート信託

ご親族さまへの「生前贈与」のお手続きをサポートします。

毎年1月1日から12月31日までの1年間(暦年)に贈与を受けた財産の合計額に贈与税が課税されます。贈与税には年間110万円の基礎控除があります。本商品は「暦年課税」「相続時精算課税」のいずれの課税方法を選択された方にもご利用いただけます。

贈与手続きを簡単に	必要なお手続きは毎年ご案内	年間の贈与の記録をご報告
「贈与契約書」などの面倒な書類作成も当社がサポートします。	必要なお手続きは毎年当社からご案内するため、忘れる心配がありません。ご資金は贈与の都度ご用意ください。	贈与をした方、贈与を受けた方双方に、報告書をお送りします。贈与をした方は次回以降の贈与のご検討に、贈与を受けた方は納税手続きのご確認等にご活用ください。

◆円貨でも外貨でも贈与が可能です。外貨預金には、外国為替相場の変動等により元本割れのリスクがある他、取引時には為替手数料がかかります。詳細は、個別のパンフレット等でご確認ください。



家族おもいやり信託〈一時金型〉

ご家族を想う『こころ』にお応えします。

万の際、すぐに必要となる資金(当面の必要資金や葬儀費用等)をご家族がすぐに受け取ることができるよう、そなえるための商品です。

もしもの時にそなえる	一括でお受け取り	元本保証
ご相続が発生した際、お預かりした信託財産をご指定されたご家族の方が一括でお受け取りいただけます。	簡単なお手続きで、迅速に信託財産をお受け取りいただけます。	元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただけます。

家族おもいやり信託(一時金型)は人生100年応援信託(100年パスポート)・(100年パスポートプラス)のおもいやり承継機能との併用はできません。

〈年金型〉・〈積立投資・一括交付型〉もご用意しております

- ◆〈年金型〉: ご相続発生後、お預かりした信託財産をご指定されたご家族の方が定期的にお受け取りいただけます。
- ◆〈積立投資・一括交付型〉: 投資信託への積立投資により資産を形成し、相続発生時に一括でお受け取りいただけます。価格変動等のリスクを伴う商品です。申込手数料22,000円(税込)がかかります。



教育資金贈与信託〈愛称:孫への想い〉

お孫さま等への『想い』を形にします。

贈与をする方が贈与を受ける方(30歳未満のお子さま、お孫さま、ひ孫さま等)の教育資金として、元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただき、当社が贈与を受ける方からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いする商品です。

教育資金として管理	1,500万円まで非課税で贈与	手数料無料
贈与した資金は用途が教育資金に限定されるので安心です。	対象例 学校 等 学校等以外へのお支払いは500万円まで 学習塾、水泳、ピアノ 等	管理料・払出手数料はかかりません。



結婚・子育て支援信託〈愛称:つなぐ想い〉

ご家族を支える『想い』を形にします。

贈与をする方が贈与を受ける方(18歳以上50歳未満のお子さま、お孫さま等)の結婚・子育て資金として、元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただき、当社が贈与を受ける方からの払出請求に基づき、結婚・子育て資金をお支払いする商品です。

結婚・子育て資金として管理	1,000万円まで非課税で贈与	手数料無料
贈与した資金は用途が結婚・子育て資金に限定されるので安心です。	対象例 ・不妊治療、分べん費 ・子の医療費、保育料 (ベビーシッター代含む) 等 結婚に関する費用は300万円まで ・挙式費用 ・家賃、敷金、引越しにかかる費用 等	管理料・払出手数料はかかりません。

●各商品・サービスについて、詳しくはお近くの窓口までお問い合わせいただくか、当社ホームページにてご確認ください。

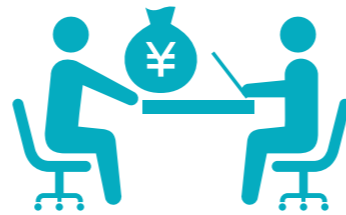
9 遺言信託・寄付関連商品・遺産整理業務

遺言信託:あなたの想いを“かたち”にします

遺言は、自分の想いを家族へ伝える最後の手紙。相続が発生すると、各相続人は相続財産を単独で処分することができなくなります。遺言がない場合、相続人の中で遺産分割協議を行うことになり、家庭裁判所の調停・審判が必要になることもあります。大切な資産を、あなたのご意思どおりに引き継ぐためには遺言が必要です。

◆このような方に遺言の作成をおすすめします

- 子どもがいないので全財産を配偶者に相続させたい
- 老後の世話をしてくれる子どもに多く相続させたい
- 相続手続きで子どもに苦勞をさせたくない
- 事業を長男に継がせるために長男の相続分を多くしたい
- 可愛い孫や、世話になっている息子の配偶者にも遺産を分けたい
- 社会貢献のために寄付(遺贈)したい



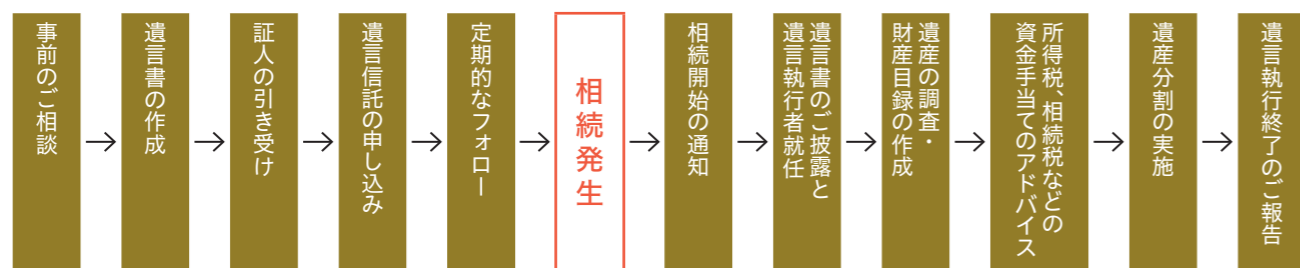
◆遺言の方式と比較

	公正証書遺言	自筆証書遺言
長所	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所の「検認」が不要 ● 公証人が作成するので、手続き上無効になるおそれが極めて少ない ● 偽造・変造・隠匿・紛失のおそれがない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分一人で作成できるため、費用が抑えられる(遺言の全文、日付および氏名を自書し押印する。ただし自書によらない財産目録を添付することができる*2) ● 作成替えが容易
短所	<ul style="list-style-type: none"> ● 立会い証人が2名以上必要*1 ● 公正証書作成費用がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起きやすい*3 ● 相続開始後、家庭裁判所で「検認」(遺言書の証拠保全手続き)を受けることが必要*3 ● 作成時の本人の状況を第三者が確認していないことが多く、遺言が無効になるおそれがある ● 偽造・変造・隠匿・紛失のおそれがある*3

*1 推定相続人・受遺者などは証人になることができません。証人は遺言の内容を知るため、誰に依頼するのか(できるのか)を考える必要があります。
 *2 自書によらない財産目録を添付する場合は、目録の毎葉に署名・押印が必要です。
 *3 「法務局における自筆証書遺言書の保管制度」を利用する場合は法務局が形式上の不備がないことを確認した遺言書を保管することとなり遺言書の検認が不要とされます(保管制度の利用には費用が発生します)。なお、法務局での確認は遺言書の法的な有効性などの内容まで審査される仕組みとはなっていないため留意が必要です。

遺言信託(執行コース) | 遺言の作成に必要なご相談や、遺言書もしくは法務局が発行する保管証の保管、遺言書の執行等、三井住友信託銀行が責任をもって承ります。

遺言信託(執行コース)、ご相談から遺言執行までの流れ



遺言信託(ペット安心特約付) | 遺言の機能を活用して、ペットのお世話を願う方に対して、必要な費用をのこすことができます。

- ペットの引き渡しを依頼できる一般社団法人をご紹介します。
- 将来に備えて「ペット手帳」*1をお預かりします。
- 相続開始の通知後、一般社団法人安心サポートがペットの無事・所在確認*2、お世話を願う方へのペットとペット手帳の引き渡しを行います。

「遺言信託(ペット安心特約付)をご契約いただくには、遺言信託(執行コース)をあわせてご契約いただく必要があります。

*1 ペット手帳にはペットのこと(健康、性格、食事等)を記載しておくことができます。 *2 原則として、ご自宅を確認します。

スマートゆいごん | 遺言の作成に必要なご相談や、遺言書もしくは法務局が発行する保管証の保管等、三井住友信託銀行が責任をもって承ります。

遺言の内容

- 遺留分侵害がない*1
- 予備的遺言がない
- 受遺者は推定相続人および推定相続人の代襲相続人*2になりうる方
- 遺言執行者は推定相続人および推定相続人の代襲相続人になりうる方
- 不動産は名義変更による単独承継、金融資産は解約・換金による割合指定による分割 等

*1 ただし、直系尊属(父母や祖父母等)の遺留分侵害のある遺言はお引き受け可能です。

*2 お子さまが推定相続人である場合の孫・曾孫、ご兄弟が推定相続人である場合の甥姪が代襲相続人になりうる方となります。

寄付関連商品等 | 当社は、さまざまなお悩みやお考えに応じた寄付商品を取り揃えております。

商品例

- 特定寄附信託、社会貢献寄付信託、遺贈寄付 等



遺産整理業務:煩雑な相続手続きをお手伝いします

相続はある日突然やってきます。遺されたご家族は悲しみのうちに各種の手続きを行わなくてはなりません。相続に必要な諸手続きに不慣れな方や、ご多忙で時間的余裕がない方に代わり、三井住友信託銀行が諸手続きをお手伝いします。

◆相続手続トータルサービス《まかせて安心》

相続財産の調査から、遺産分割協議に関するアドバイス、相続税納税などの資金手当てのアドバイス等まで相続手続きを幅広くサポートするサービスです。

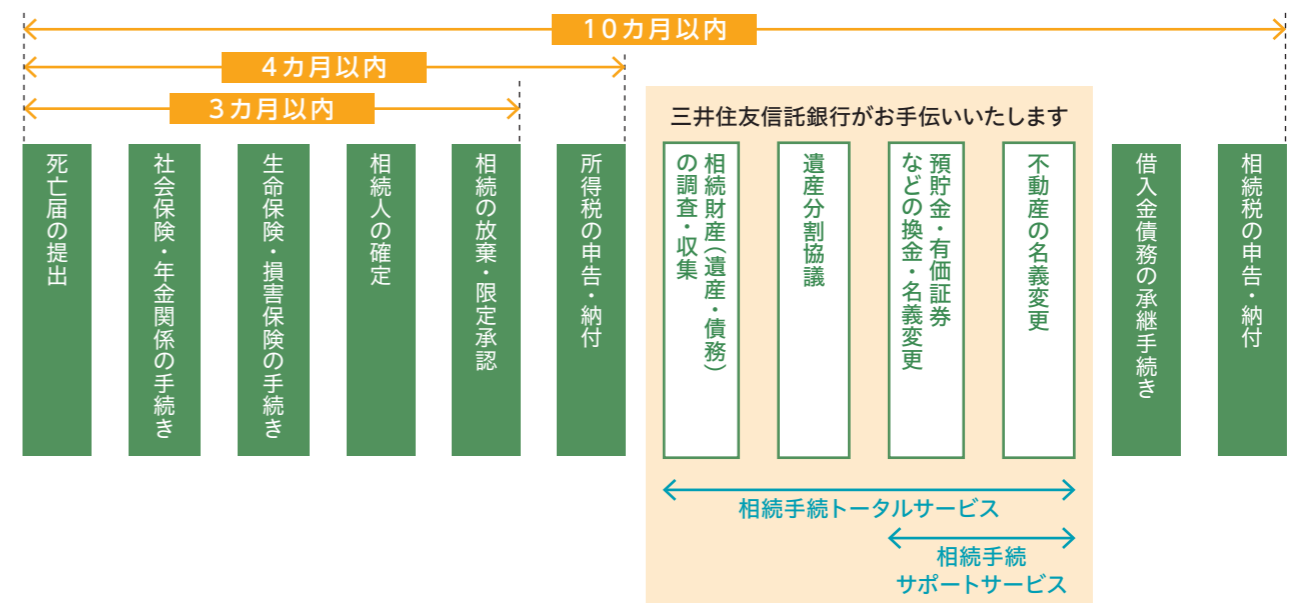
【手数料】相続手続トータルサービス終了時 当社所定の手数料を申し受けます。(最低手数料額:1,100,000円/消費税等込)

◆相続手続サポートサービス

お客さまに代わって「金融資産の換金」と「不動産の名義変更」等の手続きを行います。

【手数料】相続手続サポートサービス終了時 当社所定の手数料を申し受けます。(最低手数料額:330,000円/消費税等込)

相続発生後のスケジュール



● 各商品については別途パンフレット等をご確認ください。また、お申込み時などに手数料がかかります。詳しくはP73に記載していますので、必ずご確認ください。

🏠 ライフプランにあわせたローン商品をご用意しています

◆ 住宅の新築や買い替え、リフォームに「住宅ローン」

ご自宅のご新築またはご購入の他、住宅ローンのお借り換えなどにもご利用いただけます。

<p>選べる金利</p> <p>2つの金利コース「変動金利コース」と「固定金利コース」、 2つの保証料のお支払方法「融資手数料型」と「保証料型」からお選びいただけます。</p>	<p>● インターネットバンキングなら一部繰上返済手数料と金利コース変更手数料が無料！</p> <p>● 住宅ローンと一緒に安心も充実！「八大疾病保障特約」「自然災害保障特約」</p> <p>● 出産時、お子さまの成長時に金利優遇！「子育てサポートサービス」</p> <p>● 万一のとき、ご自宅をスムーズに承継するための「ハウジングウィル」 ご自宅にかかわる遺言を無料でお預かりするサービスです。</p>
<p>三井住友信託銀行 ならではの うれしいサービス</p>	

◆ 住み替えに伴う住宅の購入資金やご自宅のリフォーム資金などに「60歳からの住宅応援ローン」(愛称:ロクマル)

「ロクマル」は60歳以上のお客さまにご利用いただけるノンリコース型*の住宅ローンです。

*ご契約者さまがお亡くなりになりご契約が終了したとき、担保不動産の売却代金でご返済いただけます。売却代金でお借入金の全額返済ができなかった場合でも、ご相続人への支払請求はありません。

・「ロクマル」は住宅金融支援機構の「リ・バース60」を利用した商品です。

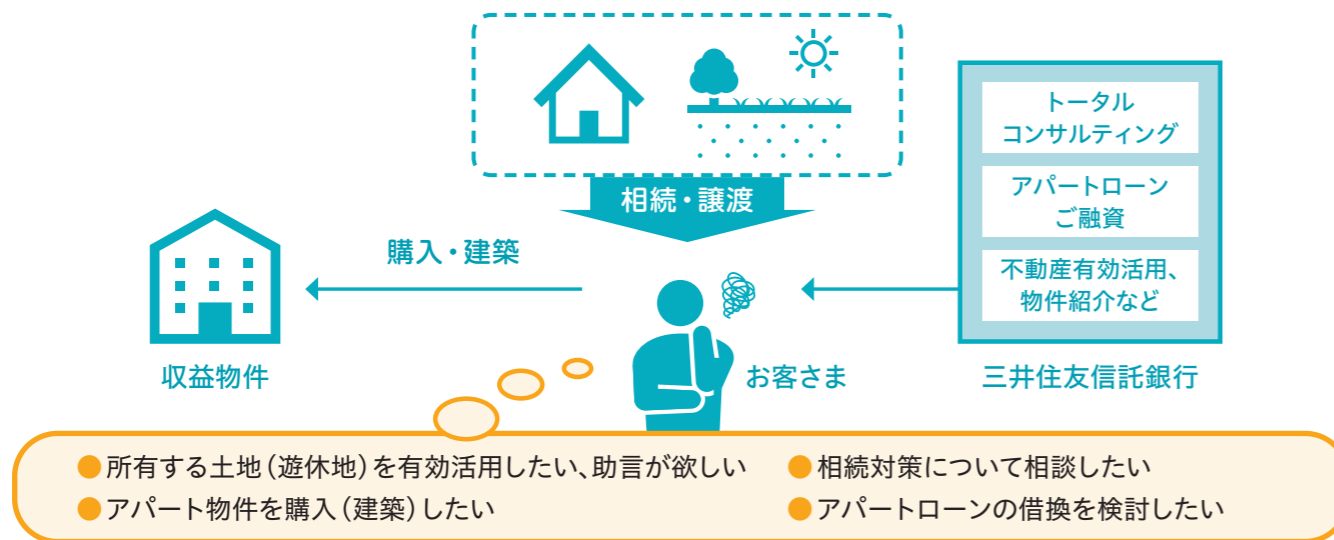
◆ セカンドライフに必要なご資金のお借り入れに「不動産活用ローン(リバースモーゲージ)」

ご自宅やご所有の不動産を担保にお借り入れができ、ご自宅の住み替えやリフォームなどのまとまった資金のほか、生活資金、レジャー資金、医療費・先進医療にかかる費用などご自由にお使いいただけます。お客さまがお亡くなりになったときや担保不動産の売却時にご返済いただきます。

◆ 当社住宅ローンをご利用の方限定の「カードローン」

◆ 賃貸用不動産の建築・購入、遊休地の有効活用に「アパートローン」

賃貸用アパート・マンションなどの建築、購入、増改築、借換にご利用いただけます。遊休地の有効活用に、ご相談から承ります。



注意!! ●各商品については別途パンフレット等をご確認ください。また、お申込み時などに手数料がかかります。詳しくはP72に記載していますので、必ずご確認ください。

🏢 不動産に関するご相談は私たちにお任せください

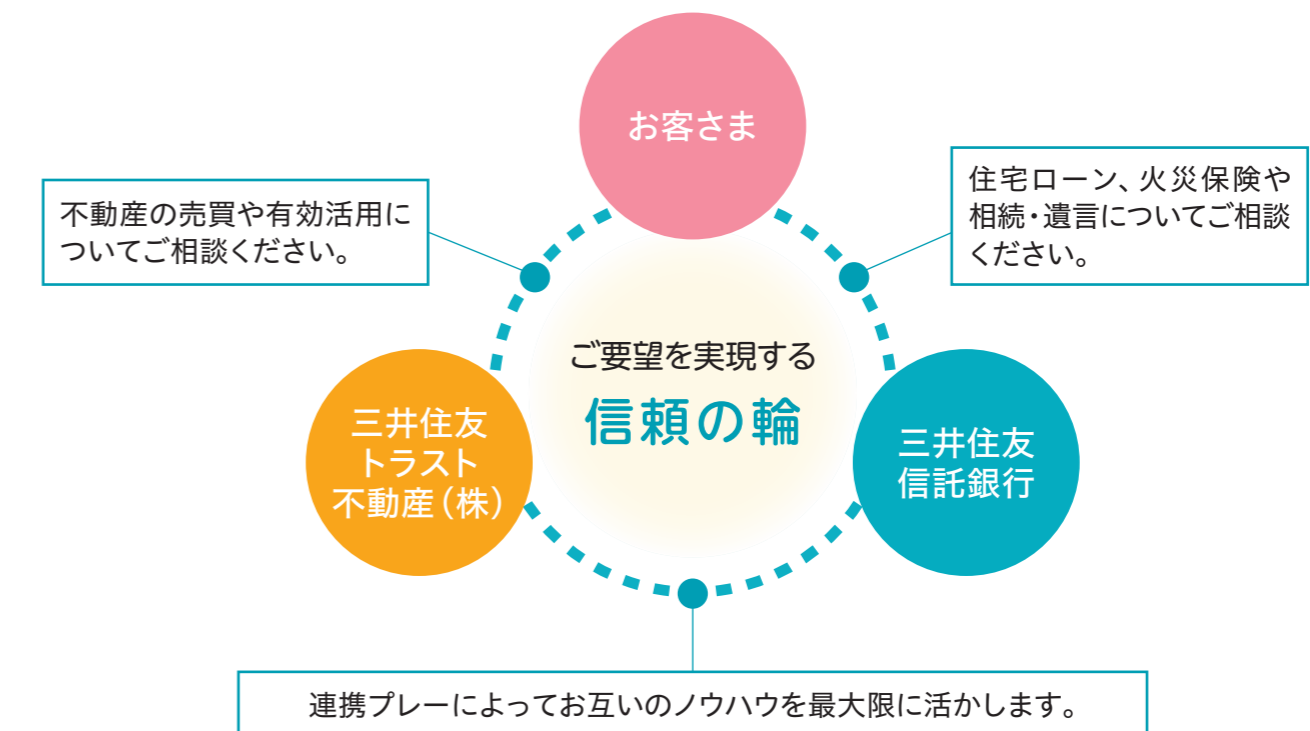
<p>自宅売却</p>	<p>● 住まいを売却したいが、どうしたらいいか迷っている。</p> <p>● 今は売り時なのか？売却のタイミングを知りたい。</p>
<p>自宅購入</p>	<p>● 子ども夫婦の住まいの近くにマンションを購入したい。</p> <p>● そろそろマイホームを購入したい。</p>
<p>価格査定</p>	<p>● 所有の不動産(戸建・土地・収益物件等)の価値を知りたい。</p>
<p>有効活用</p>	<p>● 遊休地を保有しているが、有効活用して収益を上げたい。</p> <p>● 古いアパートを所有しているが、今後の有効活用を検討したい。</p>
<p>投資用物件</p>	<p>● 将来性のある地域で、投資用物件を購入したい。</p> <p>● 古いビルを所有しているが、新しい物件に組み替えをしたい。</p>
<p>相続対策</p>	<p>● 自分の代で借地・貸家などを整理したい。</p> <p>● 共有名義の不動産があるが、将来のために個別にしておきたい。</p>
<p>火災保険</p>	<p>● 火災や自然災害(台風・洪水・地震)で建物・家財が受ける被害にそなえておきたい。</p>

👤 お客さまのご依頼により三井住友トラスト不動産(株)を紹介させていただきます

三井住友トラスト不動産(株)は三井住友トラスト・グループの不動産仲介会社で、当社と連携して不動産にかかわる各種サービスを提供しております。

・価格査定は、不動産の鑑定評価に関する法律にもとづく不動産の鑑定評価ではありません。
・ご相談内容等によりましては、お取り扱いできない場合があります。

◆ 三井住友信託銀行グループの総力で信頼されるサポート体制を確立しています



【P5】

〈定期預金金利の推移(1989年12月～2023年6月)〉日本銀行「預金・貸出関連統計」、預入期間1年以上2年未満、預入金額1千万円以上の定期預金平均金利。1989年12月～1993年9月：国内銀行(信託子会社・外銀信託除く)の平均金利、1993年10月～2023年6月：国内銀行の平均金利。
 〈公的年金受給者と現役世代の割合〉総務省「国勢調査報告」「人口推計」(2023年7月)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」をもとに当社試算。
 〈マクロ経済スライドによる調整〉日本年金機構ホームページをもとに当社作成。

【P6】

〈消費税率(付加価値税率)の国際比較〉財務省「わが国の税制の概要」(2023年1月)
 〈年齢別の1人あたり年間医療費(自己負担額)〉厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和2年度の医療費等の状況～」
 〈年齢別の介護サービス受給者割合〉厚生労働省「介護給付費等実態統計」(令和5年4月審査分)、総務省「人口推計」(2023年7月)をもとに当社試算。

〈認知症患者の将来推計〉内閣府「平成29年版高齢社会白書」、各年齢の認知症有病率が上昇する場合。
 〈日本の食料自給率(カロリーベース)と品目別自給率〉農林水産省「令和4年度食料自給率について」
 〈日本のエネルギー自給率と推移〉資源エネルギー庁「令和4年度エネルギーに関する年次報告」
 〈主な物価の変化〉為替：Bloomberg(該当月の月末データ)、物価：総務省「小売物価統計調査(動向編)」主要品目の東京都区部小売価格(2023年7月)をもとに当社作成。

【P7】

〈ゆとりある生活に必要な資金と不足金額〉(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」による回答者が必要と考える月額をもとに当社作成。平均的な老後の収入：総務省「家計調査年報(家計収支編)2022年(令和4年)」

〈老後の収入の例(年金別)〉(公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2023年7月改訂版)
 〈ゆとりある生活に不足する資金を取り崩した場合のシミュレーション〉定年退職金：(一社)日本経済団体連合会「2021年9月度退職金・年金に関する実態調査結果」

【P8】

〈日本人の平均余命〉厚生労働省「令和4年簡易生命表」をもとに当社作成。
 〈平均寿命と健康寿命の差〉日本：(平均寿命)厚生労働省「令和4年簡易生命表」、(健康寿命)厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書「健康寿命の全国推移の算定・評価に関する研究」をもとに当社作成、先進国：WHO「Life expectancy and Healthy life expectancy Data(2020)」をもとに当社作成。

【P11】

〈世界のGDP(1985～2028年)と世界債券・世界株式の動き(1985年1月～2023年8月)〉Bloombergのデータをもとに当社作成。「先進国名目GDP」「新興国名目GDP」：IMF「World Economic Outlook Database, April 2023」(推定値を含む、米ドルベース)、期間：1985年～2028年(2023年以降は予測値)。「世界債券」：FTSE世界国債インデックス(含む日本、米ドルベース)、「世界株式」：MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(グロス、米ドルベース、1987年まではMSCIワールド・インデックスを使用)、「分散投資」：世界債券7：世界株式3の比率の合成指数(分散投資の一例として掲載)、いずれも1984年12月末からの累積収益率、期間：1985年1月～2023年8月)

〈世界経済の成長率予測〉IMF「World Economic Outlook Database, April 2023」のデータをもとに作成。但し、2021年～2024年の各値については、「World Economic Outlook, July 2023」で公表された値を使用。期間：2018年～2025年(2023年～2025年は予測値)
 〈世界人口の推移〉国際連合「World Population Prospects : The 2022 Revision」のデータをもとに作成。期間：1955年～2055年(2035年・2055年は予測値)

【P12】

〈主要国の国債利回りと格付け(2023年7月末現在)〉利回り：Bloomberg

のデータをもとに残存期間10年程度の国債利回りを使用して当社作成、2023年7月末時点。小数第2位を四捨五入。格付け：S&P自国通貨建て長期債務格付け、2023年7月末時点。

〈日米の家計金融資産の構成比〉「資産所得倍増に関する基礎資料集」令和4年10月(内閣官房ホームページ)の「家計金融資産の構成の国際比較」を加工して当社作成、日本の数値は2022年6月末。ただし、DC、iDeCoの間接保有分は2021年3月末時点の保有額ベース。米国は2021年12月末時点。1ドル=113円で換算(2021年12月末時点)。
 〈家計金融資産の推移(2000年～2021年末)〉「資産所得倍増に関する基礎資料集」令和4年10月(内閣官房ホームページ)の「家計金融資産の推移」を加工して当社作成。運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出しており、利子や配当の受取りを含まない。2021年12月末時点の値。米国については、2021年12月末の為替レートにて換算(1ドル=115.24円)。

【P13】

〈資産別・4資産へ分散投資した場合の年別騰落率(1985年～2022年)〉Bloombergのデータをもとに作成(期間：1985年～2022年)。各グラフの縦軸は単年のリターン、国内株式：TOPIX配当込み(1988年以前はTOPIX)、国内債券：NOMURA-BPI総合、海外株式：MSCIコクサイ・インデックス(除く日本、配当込み)、海外債券：FTSE世界国債インデックス(除く日本)、「4資産分散」は、国内株式・国内債券・海外株式・海外債券の4資産に均等に分散投資したもの。全て円ベース。
 〈資産別騰落率の推移(2013～2022年)〉BloombergおよびJPモルガンのデータをもとに作成、国内株式：TOPIX配当込み、国内債券：NOMURA-BPI総合、先進国株式：MSCIコクサイ・インデックス(除く日本、配当込み)、先進国債券：FTSE世界国債インデックス(除く日本)、新興国株式：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)、新興国債券：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド、国内REIT：東証REIT指数(配当込み)、海外REIT：S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)、8資産分散は、国内株式・国内債券・先進国株式・先進国債券・新興国株式・新興国債券・国内REIT・海外REITの8資産に均等に分散投資したもの。全て円ベース、期間：2013年～2022年。

【P14】

〈4資産へ分散投資した場合の保有期間別年率リターンの比較(1985年～2022年)〉Bloombergのデータをもとに作成(期間：1985年～2022年)。「1年」：各年の年初～年末までのリターン、「5年」「10年」：各年末を基準とし、5年(10年)前からの累積リターンを年率換算。国内株式・国内債券・海外株式・海外債券の4資産に均等に分散投資した場合のリターンを計算。国内株式：TOPIX配当込み(1988年以前はTOPIX)、国内債券：NOMURA-BPI総合、海外株式：MSCIコクサイ・インデックス(除く日本、配当込み)、海外債券：FTSE世界国債インデックス(除く日本)。全て円ベース。

【P16】

〈日本株式に投資した場合の一括投資と積立投資の比較(2007年8月末～2017年8月末)〉Bloombergのデータをもとに当社試算、日本株式：TOPIX配当込み
 〈一括投資と積立投資どっちが有効!?〉SMT TOPIXインデックス(2013年7月31日～2023年6月30日のデータ)をもとに当社作成。

【P19-20】

〈直近の入院時の1日あたりの自己負担費用〉(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」、過去5年間に入院し、自己負担額を支払った人をベースに集計。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

〈主な疾病の自己負担額〉セールス手帖社保険FPS研究所「よくみえる！医療・介護のはなし(第14版)」、高額療養費は70歳未満、健保、年収約370万円～約770万円(標準報酬月額28万円以上53万円未満)の場合で計算。食事自己負担額は1食あたり460円。差額ベッド代は1日あたり6,600円(希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります)。雑費は1日あたり2,500円(日用品、パジャマ類、見舞い・付添者の食事代や交通費等)。自己負担額は、高額療養費給付後の金額。
 〈がん治療にかかる先進医療の平均費用〉厚生労働省「第117回先進医療会議資料 令和4年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」をもとに当社算出。

〈年代別八大疾病の罹患患者数〉厚生労働省「令和2年患者調査」、調査対象期間中(令和2年9月1日～30日)に病院、一般診療所を退院した当該疾病の患者の推計数。

〈疾病別平均在院日数(全病床)〉厚生労働省「令和2年患者調査」、調査対象期間中(令和2年9月1日～30日)に退院した当該疾病の患者の在院日数の平均。
 〈葬儀費用〉(株)鎌倉新書「第5回お葬式に関する全国調査」(2022年)葬儀費用、飲食費、返礼品の合計。
 〈お墓建立費用〉(一社)全国優良石材店の会「第35回(2022)全国統一全優石お墓購入者アンケート調査」
 〈相続税額〉国税庁「令和3年分相続税の申告事績の概要」相続税額は税額合計を相続税の申告書(相続税額があるもの)の提出に係る被相続人数で割ったもの。

【P21-22】

〈1人あたりの介護費用〉(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社作成。
 〈介護サービス費用〉出所：厚生労働省「介護給付費等単位数サービスコード(令和4年10月施行版)」をもとに当社作成。家事代行は、一般的な価格を参考に当社作成。
 〈火災の修繕費用〉三井住友海上2022年10月版保険価額評価ハンドブックの新築費単価表「東京都T・K・H構造」から試算。
 〈水害の修繕費用〉三井住友海上「水災補償を不要とお考えのお客さまへ」チラシ2019年台風19号による損害例。

〈自動車事故の賠償額〉三井住友海上GKクルマの保険パンフレット(2020年1月1日～2020年12月31日までの始期契約用)より2005年5月17日名古屋地裁判決事例。

〈教育費(幼稚園～高等学校)(大学)〉文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」、「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」、「国立大学と私立大学の授業料等の推移」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(令和3年度)、(独)日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」をもとに当社試算。大学は下宿・アパート等に居住の場合で、内訳は、入学金、授業料、施設設備費、生活費、自宅外通学を始めるための費用。
 〈ゆとりある老後の生活費〉〈定年後の生活資金総額目安〉厚生労働省「令和4年簡易生命表」、(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」、夫60歳、妻55歳時点の平均余命にて当社試算。なお、妻1人期間の生活費用は2人の生活費×70%にて計算。

【P23】

〈主な成年後見関係事件申立て動機〉〈成年後見人等と本人の関係〉最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」(令和2年1月～12月)をもとに当社作成。
 〈後見人の報酬〉東京都家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす(平成25年1月1日)」をもとに当社作成。

【P26】

〈葬儀費用〉(株)鎌倉新書「第5回お葬式に関する全国調査」(2022年)葬儀費用、飲食費、返礼品の合計。
 〈家族の当面の生活費(月額)〉(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」、妻1人分(ゆとりある老後生活費×70%)として計算。

〈相続税〉国税庁「令和3年分相続税の申告事績の概要」、税額合計を相続税の申告書(相続税額があるもの)の提出に係る被相続人数で割ったもの。

【P27】

〈遺産類別の認容・調停成立件数割合〉最高裁判所「令和3年度司法統計年報」

【P29】

〈課税対象被相続人数と課税割合の推移〉国税庁「令和3年分相続税の申告事績の概要」
 〈課税価格別相続人数分布〉国税庁「統計年報令和3年度2直接税」をもとに当社作成。

【P31】

〈結婚費用〉「ゼクシィ結婚トレンド調査2022調べ」、1万円未満を四捨五入。

〈車購入費用〉総務省「小売物価統計調査(動向編)」全国統一価格品目の価格(2023年7月)

〈住宅購入費用〉住宅金融支援機構「2022年度フラット35利用者調査」をもとに当社作成。土地付注文住宅の購入費用は、建設費と土地取得費を合わせた金額。
 〈住宅ローンの月々の返済〉住宅金融支援機構「2022年度フラット35利用者調査」、全国金額。

【P32】

〈教育関連費用(幼稚園～高等学校)〉文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」
 〈教育関連費用(大学)〉文部科学省「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」
 「国立大学と私立大学の授業料等の推移」、(独)日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(令和3年度)をもとに当社試算。内訳は、入学金、授業料、施設設備費、生活費、自宅外通学を始めるための費用(下宿・アパート等に居住の場合)。

【P33】

〈定年退職金〉(一社)日本経済団体連合会「2021年9月度 退職金・年金に関する実態調査結果」
 〈子どもの結婚援助費用〉「ゼクシィ結婚トレンド調査2022調べ」、1万円未満を四捨五入。
 〈住宅リフォーム費用〉一般的な情報をもとに当社作成。記載の費用はおおまかな目安です。戸建とマンションの別、工事の範囲や部材・設備の様等によって異なります。詳しくは専門業者にご相談ください。
 〈高齢者対応のリフォーム例〉国土交通省「平成25年住生活総合調査」
 〈国内旅行費用〉〈海外旅行費用〉〈ゴルフ費用〉〈社交ダンス費用〉(公財)日本生産性本部「レジャー白書2022」

【P34】

〈老後の生活費〉厚生労働省「令和4年簡易生命表」、(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」、夫60歳、妻55歳時点の平均余命にて当社試算。なお、妻1人期間の生活費用は2人の生活費×70%にて計算。
 〈医療費〉厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和2年度の医療費等の状況～」をもとに、女性60歳時点の平均余命で当社試算。

〈介護費用〉(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社作成。
 〈お墓建立費用〉(一社)全国優良石材店の会「第35回(2022)全国統一全優石お墓購入者アンケート調査」
 〈葬儀費用〉(株)鎌倉新書「第5回お葬式に関する全国調査」(2022年)葬儀費用、飲食費、返礼品の合計。
 〈相続税額〉国税庁「令和3年分相続税の申告事績の概要」相続税額は税額合計を相続税の申告書(相続税額があるもの)の提出に係る被相続人数で割ったもの。

【P35】

〈年金制度の概要〉厚生労働省、(公財)生命保険文化センター、日本年金機構

【P36】

〈年金シミュレーション〉2023年8月現在の公的年金制度をもとに当社試算。

【P37】

〈繰上げ・繰下げ受給した場合の損得の分岐年齢〉2023年8月現在の公的年金制度をもとに当社試算。

【P55】

〈国内で消費されるモノ・サービスのうち輸入品が占める割合〉内閣府「統計表(四半期別GDP速報)2023年」をもとに当社作成。

◆投資信託に関してご注意いただきたい事項

投資信託におけるリスクについて

投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。

投資信託にかかる費用について

投資信託のご購入、換金にあたっては各種費用(申込手数料、信託財産留保額等)が必要です。また、これらの費用とは別に信託報酬と会計監査費用、証券取引に伴う売買委託手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく費用はこれらを足し合わせた金額となります。これらの費用は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の費用の詳細は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。

その他重要なお知らせ

投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。投資信託をご購入の際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)」を必ずご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しています。当社は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

◆証券(投資信託・国債)口座に関してご注意いただきたい事項

当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

◆投資一任運用商品に関してご注意いただきたい事項

投資一任運用商品におけるリスクについて

投資一任運用商品は投資信託を主な投資対象として運用を行うため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資一任運用商品をご契約のお客さまが負うことになります。

お客さまにご負担いただく費用について

(以下、料率については税込みにて表示しています。)

お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用(投資顧問報酬)と、間接的にご負担いただく費用(投資対象に係る信託報酬等)があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

- (1)直接ご負担いただく費用
投資顧問報酬には、固定報酬と成功報酬があり、固定報酬はお客さまの運用資産の時価評価額に対して最大年率1.760%を乗じた額、成功報酬は運用成果の16.5%をお支払いいただきます。
- (2)間接的にご負担いただく費用
投資対象となる国内投資信託については、信託報酬をご負担いただきます。また、投資信託により購入時・解約時に信託財産留保額をご負担いただく場合があります。外国投資信託については、運用報酬や資産保管会社の報酬が運用資産より差し引かれます。また、売買等の取引費用や監査費用等のその他費用が運用資産より差し引かれます。

これらの費用の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。詳しくは、契約締結前交付書面および目論見書等でご確認ください。

その他の重要なお知らせ

投資一任運用商品は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。ご契約のお申し込みの有無がお客さまと当社との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。

◆NISA制度(少額投資非課税制度)およびNISA口座に関してご注意いただきたい事項

NISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。(1年単位で金融機関変更可能)非課税口座開設届出書により開設したNISA口座について、二重開設が判明した場合は買付した投資信託は当初から課税口座で買付けたものとして取り扱われ、当該投資信託から生じる配当所得や譲渡所得等は遡及して課税されます。NISA口座には、特定累積投資勘定(以下つみたて投資枠)と特定非課税管理勘定(以下成長投資枠)の2つの勘定が同時に設定されます。年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円までです。生涯に利用できる非課税保有限度額はつみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)までです。また、非課税保有限度額は購入金額(簿価金額)で管理されます。当社におけるつみたて投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした長期の積立・分散投資に適した公募株式投資信託のうち当社がつみたて投資枠で投資可として選定したものに限り、また、投資方法は積立投資に限られます。当社における成長投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした安定的な資産形成に適した公募株式投資信託のうち、当社が成長投資枠で投資可として選定したものに限り、また、投資方法は積立投資に限られます。また、投資一任運用商品で保有する株式投資信託は、当社では対象商品とはしません。非課税枠で購入した投資信託を売却した後、売却した投資信託が利用していた非課税保有限度額分については翌年以降に再利用することが可能です。ただし、1年間で利用できる投資枠の上限は決まっているため、年間投資枠の上限を超える非課税枠の利用はできません。また、年間投資枠の残枠を翌年に繰り越すことはできません。NISA口座の損失は税法上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。また、分配金のうち非課税となるのは普通分配金に限られます。つみたて投資枠で保有する公募株式投資信託について、当社から信託報酬等の概算値を年1回通知します。また、つみたて投資枠を設けた日から10年後、および以後5年ごとに、当社から、氏名・住所の確認を行います。氏名・住所の確認ができない場合、NISA口座での新たな投資はできません。

◆外貨預金に関してご注意いただきたい事項

外貨預金におけるリスクについて

外貨預金は外国為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。為替変動がない場合でも、往復の為替手数料をご負担いただくため、受取時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。

外貨預金にかかる費用について

円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(払戻時)は、為替手数料(1通貨単位当たり最大片道1円、往復2円)がかかります。為替手数料は当社所定の為替換算レートに含まれます。外貨送金を伴うお預入れ・払戻しには、別途、当社所定の外国送金手数料等がかかることがあります。

外貨積立サービスについて

為替手数料が0銭となるのは、預入時のみとなります。外貨普通預金からの払戻時は当社所定の為替手数料がかかります。外貨積立サービスは、三井住友信託ダイレクトでのお手続きはできません。

その他重要なお知らせ

外貨預金は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。外貨預金に関して、外貨建て現金、外貨建て小切手、外貨建てトラバラーズ・チェックによるお預入れ・払戻しはできません。外貨定期預金を中途解約する場合、お預入日または前回継続日から中途解約日までの利息は、当社所定の中途解約利率で計算します。ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面(商品説明書)を必ず、ご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しております。

◆生命保険に関してご注意いただきたい事項

生命保険は預金とは異なり、元本および利回りの保証はありません。また、生命保険は預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。外貨建ての最低保証がある商品の場合でも、為替相場の変動により、円換算後の金額では損失が生じるリスクがあります。市場価格調整(MVA)を利用した保険商品の場合、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額に反映されるため、市場金利の変動により、損失が生じるリスクがあります。詳しくは商品ごとの「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」等でご確認ください。一部の商品については、ご契約時にかかる費用のほか、ご契約後も毎年、保険契約関係費用、運用関係費用等がかかります。また、商品や選択いただく特別勘定、年金の受取方法等によって異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく費用等はこれらを足し合わせた金額となります。外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受け取りにあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種費用とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取り扱いが異なりますので表示することができません。各商品にかかる費用の詳細は最新の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)等でご確認ください。保険商品は引受保険会社が保険の引き受けを行う商品であり、当社はお客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。引受保険会社が経営破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象となりますが、この場合にも死亡保険金額、解約返戻金額、年金額等が削減されることがあり、損失のリスクがあります。保険契約のお申し込みの有無がお客さまと当社との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。法令等の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申し込み状況

等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。保険商品によっては被保険者さまの健康状態について書面による告知や医師による診査をお受けいただく必要がございます。告知の内容や診査の結果によっては契約をお引き受けできない場合があります。また、健康状態について正しく告知されない場合等、保険金や給付金が支払われないことがあります。ご契約のお申し込みにあたっては、最新の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、商品パンフレット、ご契約のしおり・約款等を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。詳しくは、生命保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

◆不動産に関してご注意いただきたい事項

お客さまのご依頼により三井住友トラスト不動産(株)を紹介させていただく場合があります。三井住友トラスト不動産(株)は三井住友トラスト・グループの不動産仲介会社で、当社と連携して不動産にかかわる各種サービスを提供しております。価格査定は、不動産の鑑定評価に関する法律にもとづく不動産の鑑定評価ではありません。ご相談内容等によりましては、お取り扱いできない場合があります。

◆ハウジングウィルに関してご注意いただきたい事項

自筆証書遺言はお客さまご自身で見本を参考にすべて自署いただいたうえで押印して作成ください。自筆証書遺言に財産目録(自宅の情報を記載したものを)を添付する場合は、原則として登記情報に署名、捺印したものをご利用ください。三井住友信託銀行は、お客さまの自筆証書遺言を封緘した状態でお預かりします。本サービスでお預かりする自筆証書遺言の、法律上の要件の充足状況については、チェックリスト等を用い、お客さまご自身に確認いただけます。また、自筆証書遺言の対象は自宅に限定していますが、財産状況によっては他の相続人に遺留分が発生し、当該相続人から遺留分侵害請求される可能性があります。三井住友信託銀行は、本サービスでお預かりする自筆証書遺言の有効性や内容について責任を負いません。ご親族等と将来ご相続にあたって紛争となる懸念が高い場合は、自筆証書遺言をお預かりすることはできません。お客さまには、予め「死亡通知者」をご指定いただけます。「死亡通知者」には、本サービスご契約時に当社へ承諾書をご提出いただきます。「死亡通知者」には、お客さまの相続開始時に当社へお客さまの死亡を通知いただき、検認手続きに要する実費(戸籍謄本費用等)をご負担いただきます。本サービスでお預かりする自筆証書遺言については、検認申し立て後、お客さまに予めご指定いただく「遺言書交付指定者」へ交付します。本サービスでお預かりする自筆証書遺言は、無料で入れ替え可能です。お客さまの家族状況、資産状況等の変更により、お預かりしている自筆証書遺言の内容がお客さまのご意向にそぐわなくなった際に、お客さまが自筆証書遺言を書き換えしなかった場合、三井住友信託銀行はその責任を負いません。本サービスのご契約の際、当社所定の方法によるメールアドレスのご登録が必要となります。本サービスは中途解約可能です。相続が発生することなく住宅ローンが完済となった場合には、自筆証書遺言はお客さまご本人に返却し、本サービスは終了します。

◆人生100年応援信託(100年パスポートプラス)に関してご注意いただきたい事項

人生100年応援信託(100年パスポートプラス)には所定の信託報酬がかかります。設定時報酬追加信託時報酬：信託金額に対して1.10%(上限110万円)。管理報酬：管理報酬支払プランからご選択いただきます。その他、所定の運用報酬がかかります。詳しくは窓口またはホームページにてご確認ください。

◆遺言信託・スマートゆいごんに ご注意いただきたい事項

お客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。

遺言信託(執行コース)

手数料等 (消費税等込)	プランI (基本手数料を 抑えたプラン)	プランII (お支払総額を 抑えたプラン)
基本手数料(*1)	330,000円	880,000円
遺言書保管料	6,600円/年	無料
遺言執行報酬	当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。 (最低報酬額：1,100,000円)	当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。 (最低報酬額：330,000円)

遺言信託(ペット安心特約付)

ペット安心特約基本手数料(*1)は、遺言信託(執行コース)基本手数料に、ペット安心特約による追加基本手数料110,000円(税込)を加算した金額です。ペット2頭目から1頭ごとに55,000円(税込)を加算されます。

スマートゆいごん

手数料(消費税等込)(*2)	
基本手数料(*3)	220,000円
保管料	6,600円/年

(*1) 別途、公正証書作成費用、自筆証書遺言書の保管に関する費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。基本手数料およびペット安心特約による追加基本手数料は、中途解約された時や当社が遺言執行の就任を辞退した時、ペットが死亡または行方不明となった場合等であっても返戻されません。

(*2) 遺言執行について、遺言執行者のご依頼に基づき当社がお手伝いすることができます。その場合は所定の手数料がかかります。(最低手数料330,000円)

(*3) 別途、公正証書作成費用、自筆証書遺言書の保管に関する費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。基本手数料は中途解約されたときであっても返戻されません。

◆寄付関連商品等にご注意いただきたい事項

寄付先については、当社が提示する寄付先候補から当社所定の手続きによりご選定いただけます。但し、当社が特定の寄付先を推奨することはありません。

お選びいただく寄付先候補の活動内容について、当社は一切責任を負いません。

商品によっては所定の手数料がかかります。商品の詳しい内容については担当者へご確認ください。

◆遺産整理業務にご注意いただきたい事項

手数料(消費税等込)	
相続手続トータルサービス (終了時)	当社所定の手数料を申し受けます。 (最低手数料額：1,100,000円)
相続手続サポートサービス (終了時)	当社所定の手数料を申し受けます。 (最低手数料額：330,000円)

どちらのサービスも、遺産整理実行に必要な実費はお客さまの負担になります。詳しくはパンフレットをご確認ください。(2024年2月末日現在)

◆本資料におけるモデルリターンの作成基準について

本資料における三井住友信託ファンドラップのモデルリターンの作成基準については、三井住友信託ファンドラップの投資対象となる投資信託の基準価額と三井住友信託ファンドラップの各運用コースの基本資産配分比率をもとに、以下の前提にてシミュレーションを行い算出しています。本シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果等を保証するものではありません。

基本資産配分比率の変更、資産内でのファンド組入比率の変更については、お客さまへの比率適用の開始日に全資産に対して実施したものととしています。原則として四半期毎に行っている定例のリバランス(時価変動により乖離した基本資産比率を計画水準まで戻す投資行動)については、実施した月の月初に全資産に対して実施したものととしています。

市場急変時等に、臨時でリバランスを行った場合については、投資行動の開始日に全資産に対して実施したものととしています。

投資信託の売買等により発生する譲渡税等については考慮していません。

投資顧問報酬については、以下の基準で考慮しています。

(モデルリターンの算出期間が2年以内の場合)

年率1.40%(+税※)を日割計算して控除。

(モデルリターンの算出期間が2年超5年以内の場合)

シミュレーション開始日から2年間は年率1.40%(+税※)を日割計算して控除。2年経過後は固定報酬率が70%に低減されることを考慮し、年率0.98%(+税※)を日割計算して控除。

(モデルリターンの算出期間が5年超の場合)

シミュレーション開始日から2年間は年率1.40%(+税※)を日割計算して控除。2年経過後からは固定報酬率が70%に低減されることを考慮し、年率0.98%(+税※)を日割計算して控除。5年経過後は固定報酬率が当初より50%に低減されることを考慮し、2017年10月1日以降の運用実績においては、年率0.7%(+税※)を日割計算して控除。

※投資顧問報酬は消費税等の税率の変化を反映して計算しています。

現金については、預金等による金利は反映していません。

端数処理の都合上、「各資産の内訳の和」が100%にならない可能性があります。

人生安心パッケージにご注意いただきたい事項

団体ガン保険、団体介護保険および普通傷害保険について

団体ガン保険および団体介護保険の保障開始日は、三井住友信託ファンドラップ・三井住友信託SMAの対象取引(新規、増額のご契約または三井住友信託ファンドラップの運用資金待機コースからの運用再開)の運用開始日翌月1日を加入期間の初日とし、加入期間の初日から起算する待機期間(3カ月)満了日の翌日からとなります。また、普通傷害保険は、上記対象取引の運用開始日の翌月1日を加入期間の初日とし、保障を開始します。本保障サービスは、カーディフ損害保険株式会社を引受保険会社とする保険商品です。本資料は、商品の概要について説明しています。さらに詳しい保障内容や、保険金をお支払いしない主な場合などについては、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

人生安心パッケージの引受保険会社に関する情報

カーディフ損害保険株式会社
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー9階
カスタマーサービスセンター
TEL:0120-223-628
受付時間 9:00~18:00(祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)

公的年金税務に関してご注意いただきたい事項

公的年金に関しては2024年2月末日現在の制度に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、年金事務所または社会保険労務士などにご相談ください。

税務に関しては2024年2月末日現在の税制に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、所轄の税務署もしくは税理士などにご相談ください。

各サービスについて、詳しくはお近くの窓口までお問い合わせいただくか、当社ホームページにてご確認ください。

なお、各サービスは予告なく終了する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

販売会社に関する情報

商号等：三井住友信託銀行株式会社
登録金融機関
関東財務局長(登金)第649号

加入協会：日本証券業協会
一般社団法人 日本投資顧問業協会
一般社団法人 金融先物取引業協会

三井住友信託銀行のお客さま本位の取組状況

三井住友信託銀行（以下、当社）は、三井住友トラスト・グループ（以下、当グループ）の存在意義（パーパス）を共通の思いに据え、お客さま・社会とともに成長し続けることを目指します。



三井住友トラスト・グループの存在意義（パーパス）

信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる

当グループでは、パーパスの実現のために「お客さま本位の徹底」をはじめとした行動規範を役職員に共有しています。これを実践・徹底していくために、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」（以下、取組方針）を策定し、その取組状況を定期的に公表しています。

当社は、この取組方針に定めるグループの基本方針（行動原則）を実践し、お客さまの最善の利益を追求します。

三井住友トラスト・グループの基本方針（行動原則）

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| 1 お客さま本位のコンサルティングの実践 | 4 お客さま本位の徹底と専門性の向上 |
| 2 わかりやすい情報提供 | 5 信託グループの多様な機能を生かした金融サービスの提供 |
| 3 お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの開発・提供 | 6 お客さまの安心と満足、社会・経済への貢献 |

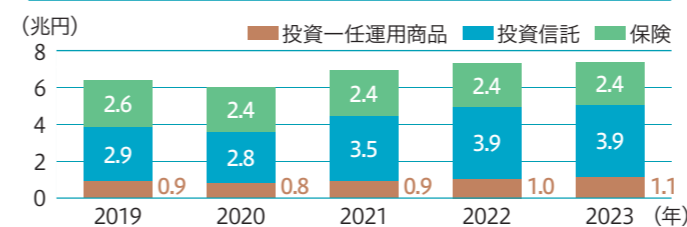
2 わかりやすい情報提供

- 商品・サービスの複雑さや情報の重要性を踏まえ、お客さまのご理解に合わせた丁寧な対応に努めています。
- お客さまとの信頼関係を確固たるものとし長期的な関係を構築するため、丁寧なアフターフォローに努めるとともに、そのような活動を評価する態勢を整備しています。
- パンフレットや資料等の「わかりやすさ」「伝わりやすさ」を向上させるために、専門家による研修や、関連資格の取得を推進しています。

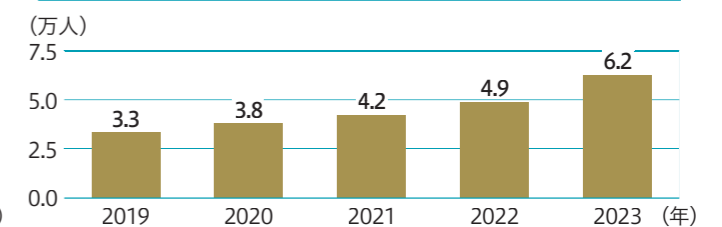
3 お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの開発・提供

- お客さまのニーズにお応えできるよう、投資信託・投資一任運用商品・保険商品や信託関連商品について、質の高い商品・サービスを取り揃えています。その結果、多くのお客さまから当社を支持するお声をいただいています。
- 2023年3月末時点の投資信託・投資一任運用商品・保険商品のお客さまの残高は7.3兆円で、運用損益がプラスのお客さま比率は、投資信託で72%、ファンドラップで82%となっています。（図1・3ご参照）
- 資産承継にそなえる「遺言信託」や判断能力の低下などにそなえる「人生100年応援信託」等の信託関連商品を保有されているお客さまは、合計で約6.2万人となりました。（図2ご参照）

（図1）投資信託・投資一任運用商品・保険の残高（3月末）

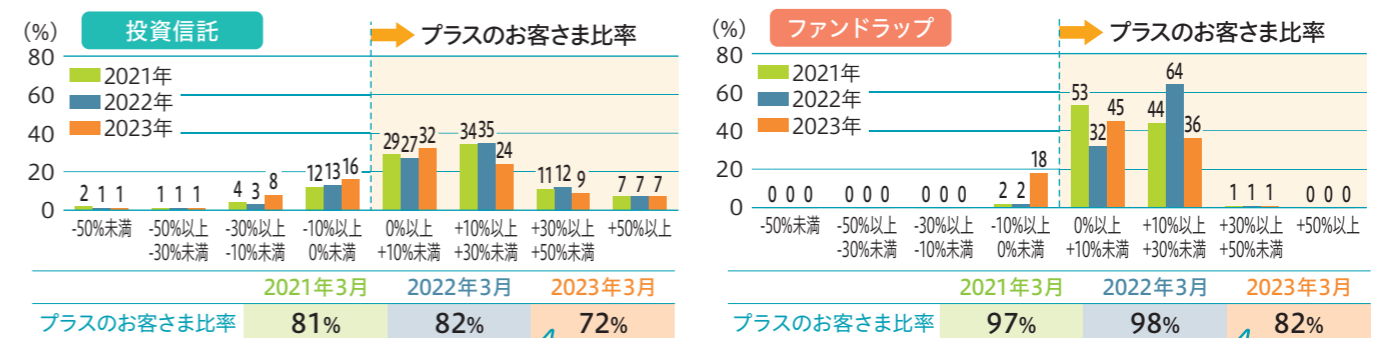


（図2）信託関連商品を保有されているお客さま数*（3月末）



*当社で「遺言信託」「民事信託サポート」「人生100年応援信託」「おひとりさま信託」を保有されているお客さまの数。

（図3）運用損益別お客さま比率（共通KPI*）（3月末）



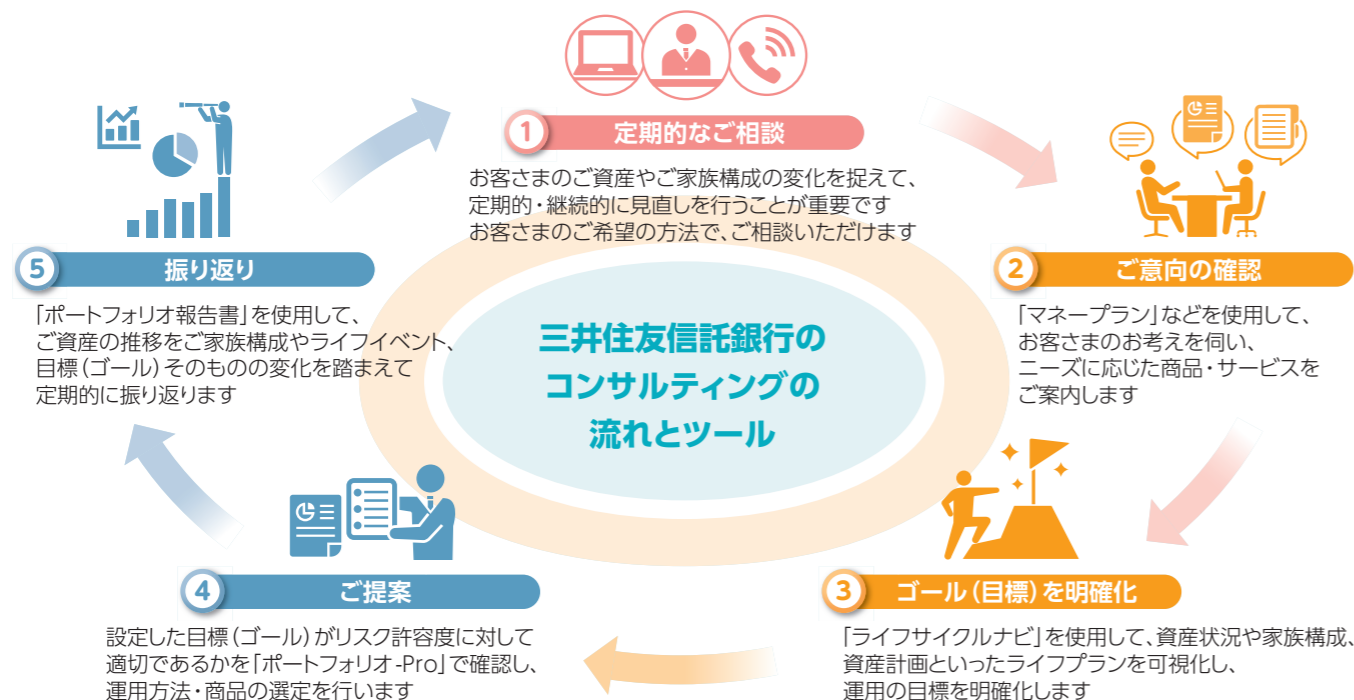
投資信託の運用損益がプラスのお客さま比率は全体の72%

ファンドラップの運用損益がプラスのお客さま比率は全体の82%

*金融庁が公表した投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIの定義に基づき算出。対象のお客さまの範囲：基準日時点で投資信託を保有しているお客さま、保有商品の範囲：基準日時点で保有している投資信託。端数処理の関係で、比率の合計が一致しない場合があります。

1 お客さま本位のコンサルティングの実践

お客さま一人ひとりの人生と真摯に向き合い、ライフステージや資産状況などを踏まえ、これまで当社が培ってきた知見を活かしたご提案とアフターフォローを内包したトータルコンサルティングに取り組みます。



平日夜間や休日営業、
オンライン相談の
利用拡大

- 幅広いお客さまにコンサルティングの機会をご提供できるよう平日15時以降や休日における相談窓口を開設しています。
- ご自宅などからお気軽にご相談いただける「オンライン相談」を全店舗で実施しております。引き続き、お客さまの利便性や品質向上に努めてまいります。



投資信託・保険商品の選定プロセス

当社がご提供する投資信託・保険商品を選定する際には、第三者機関による調査分析を経て、一定以上の評価がなされているものを採用するなど選定基準を定め、系列の運用会社の商品に捉われることなく幅広い候補の中から品質の高いものを選定しています。

三井住友信託銀行のお客さま本位の取組状況

4 お客さま本位の徹底と専門性の向上

お客さま本位の浸透

パーパスの実現を目指した社長・役員による全国の営業店部向けキャラバン活動に加え、全ての営業店部において「お客さま本位の業務運営」に関する勉強会やディスカッションを定期的で開催するなど、お客さま本位の活動の周知・浸透を図っています。

お客さまの声や評価のサービス等への反映

お手続きの都度いただいている「お客さまの声アンケート」をWEB回答化し、集計の迅速化、分析の高度化を図っています。加えて半期に一回、無作為に抽出したお客さまへ当社満足度を伺うアンケートを実施しています。それら「お客さまの声」から課題を抽出し、商品・サービスの品質向上、改善活動に取り組んでいます。また、お客さまの評価を業績評価に取り入れる態勢を整備しています。

お客さま評価指標

お取引いただいているお客さまを対象に半期に1回、当社商品・サービスの満足度を伺うアンケートを実施しています。2022年度は合計16,800名のお客さまから回答をいただきました。直近の評価は、銀行業界平均を上回る結果となりました。

◆三井住友信託銀行と銀行業界平均のCX指標



出所: CX指標は、株式会社野村総合研究所のCXMM®に準拠しています。CXMM®は株式会社野村総合研究所の登録商標です。銀行業界平均は株式会社野村総合研究所が実施したFD/CXベンチマーク調査 2022年度版の結果です。

専門性の向上

お客さまから信頼され、安心してご相談いただけるよう、高い専門性をもつ人材の育成に取り組んでいます。

分野	資格等	2023年3月末
資産形成のお手伝い	FP技能士(1級、2級)、CFP/AFP、金融渉外技能審査(1級、2級)	6,124名
不動産売買等のお手伝い	「宅地建物取引士」合格者数	6,496名
ご高齢のお客さまへ適切なコンサルティングの提供	銀行ジェロントロジスト認定者	4,178名
相続・遺言・遺産整理等のお手伝い	財務コンサルタント・トラストコンサルタント数	273名

三井住友信託銀行のコース社員のうち、上記資格試験の合格者数

5 信託グループの多様な機能を生かした金融サービスの提供

一層多様化・複雑化するお客さまのニーズへ、信託・銀行機能の融合による総合力やグループ内の多彩な信託機能を効果的に活用することで、信託グループとして多様なサービスをご提供し、お客さまの人生に寄り添うベストパートナーとなることを目指しています。

人生100年応援信託(100年パスポートプラス)



人生100年時代、大切なご資金を運用しながら、将来の認知症や健康の不安にそなえることができる信託商品です。ワンパッケージの4つの信託機能と多様なサービスを通じ、さまざまな場面でお客さまに「安心」をご提供します。

おひとりさま信託



万一のことがあった場合、葬儀の実施や家財の整理など身の回りのこと(死後事務)をトータルでお手伝いします。計画的にエンディングを迎えたい方にぴったりの商品です。

人生100年応援信託(100年パスポートプラス)、おひとりさま信託には所定の信託報酬がかかります。詳しくは最新の商品パンフレットまたはホームページにてご確認ください。

6 お客さまの安心と満足、社会・経済への貢献

- 多様化、複雑化するニーズを踏まえ、信託機能等を活用し、「資産形成・運用」、「資産管理」、「資産承継」の三分野の課題解決に取り組んでいます。一例ですが、お客さまが中長期的に安定した資産形成ができるよう、金融経済教育や知識向上につながる活動に取り組んでおり、以下のとおりご紹介いたします。

スマートフォンアプリ



掲載のアプリ画面は実際のものとは異なる場合があります。

スマートフォンアプリ「スマートライフデザイナー」では、資産形成に関する情報をまとめて提供しています。

Point

- 理想のライフプランを実現するために必要なお金を確認することができます!
- 家計簿機能で収支バランスや金融資産の状況を自動で把握することができます!
- 資産形成やライフプランに関するお得で役立つ情報をお届けします!

ご利用にあたってのご注意事項等は当社ホームページをご確認ください。

- 本資料の詳細は、当社ホームページ「お客さまの「ベストパートナー」を目指すための取り組みの実施状況と成果指標(KPI)」をご参照ください。
- この文書は、当社のお客さま本位の取り組みの状況を公表することを目的とするものであり、金融商品、サービスの勧誘を目的としたものではありません。

課外授業



金融に関する知識や注意点を学ぶことでお金のトラブルから身を守る知識を身につけること等を目的に、当社社員が学校に出向き授業を実施するなど、未成年の方への金融リテラシー向上に取り組んでいます。



その人を信じて、その人に託す。 *Meet* The Trust Bank



- 本資料は三井住友信託銀行が信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料の記載内容、データ、図表等は、作成時のものであり、今後予告なしに変更される場合があります。また、本資料に掲載されている実績値、シミュレーション、予測、見通し、見解等のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 本資料の公的年金・税務に関する記載内容は、作成時点における法令その他情報に基づき作成しており、個別のご相談につきましては、所轄の年金事務所、税務署もしくは税理士などにご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他情報に基づき作成しており、今後の改訂等により、取り扱いが変更となる可能性があります。
- 最新のデータについては営業員にお尋ねください。

<https://www.smtb.jp>

三井住友信託銀行

検索

UD
FONT